

令和2年度

# 主要事務事業の概要

東京都教育委員会

# 目 次

I	東京都が目指すこれからの教育	1
II	東京都教育委員会の組織	7
III	令和2年度教育庁主要事務事業	11
1	全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育	13
2	社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育	22
3	グローバルに活躍する人材を育成する教育	33
4	夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育	40
5	豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育	53
6	健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育	63
7	オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育	69
8	生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」	73
9	これからの教育を担う優れた教員の育成	78
10	教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる「働き方改革」	86
11	質の高い教育を支える環境の整備	89
12	家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動	96
◆	関連する施策展開	100
☆	新型コロナウイルス感染症への緊急対策一般会計補正予算等関連事業	106
IV	令和2年度教育庁所管予算（当初）	107
1	令和2年度教育庁所管予算総額	107
2	性質別内訳	110
3	一般会計のうち教育庁所管予算の占める割合	111
4	令和2年度教育庁予算主要事業	111
5	令和2年度教育庁所管予算総括表	117
6	債務負担行為	143
7	事務局職員定数表	143
8	学校職員定数表	143

# I 東京都が目指すこれからの教育

令和2年度教育庁主要事務事業の概要では、平成31年3月に策定した東京都の教育振興基本計画である「東京都教育ビジョン（第4次）」の12の基本的な方針と30の今後5か年の施策展開の方向性に基づいて、令和2年度に重点的に取り組む具体的な施策を定めている。

## 1 「東京都教育ビジョン（第4次）」とは

「東京都教育ビジョン（第4次）」は、令和元年度から令和5年度までの5年間で、東京都教育委員会として取り組むべき基本的な方針と、その達成に向けた施策展開の方向性を示した「教育振興基計画」（教育基本法第17条第2項）として策定された。学校と家庭、地域・社会の英知を結集し、子供たちのために一体となって様々な取組や実践を展開するため、都内公立学校教職員をはじめとする全ての教育関係者の“羅針盤”として位置付けられている。

## 2 「東京都教育ビジョン（第4次）」策定に係る社会的背景

「東京都教育ビジョン（第4次）」策定に係る主な社会的背景として、同ビジョンでは以下の5つを示している。

### （1）情報技術の急速な発展

現在の情報化した社会では、第4次産業革命、あるいは Society5.0 などと呼ばれるほど、コンピュータやインターネット、人工知能（AI）や Internet of Things（IoT）といったICTの発達により、時間や空間の制約を乗り越え、日々、様々なサービスが創出されています。日本では既にインターネットの利用者数が1億人を上回り、人口普及率も80%を超えています。情報技術の発達により、生活がより便利になるとともに、人々のコミュニケーションや経済活動のボーダレス化が加速度的に進み、社会の仕組み・在り方までも大きく変化する時代になりました。

情報化の進展は、人々の生活の利便性を向上させ、人間の労働を軽減する一方で、近い将来、現在ある多くの仕事はAIなどで代替されるのではないかと、との予測もあります。

人間の労働を代替する側面と雇用を促進する側面の両面を兼ね備えるAIが普及する近未来の社会を見据え、今後必要とされる知識・技能の習得を通じた人材の育成が重要になってきます。

### （2）超高齢社会の到来

東京都の人口は、平成37（2025）年をピークに減少傾向となることが予測されています。これは、我が国全体の状況と比較すると若干遅いペースです。

一方で、東京都では高齢化が加速し、65歳以上の割合が、平成37（2025）年には23.3%、平成42（2030）年には24.3%となり、約4人に1人が高齢者となる超高齢社会に突入するとともに、出生数の減少などにより少子化も進んでいくことが予測されています。

子供たちが活躍する将来の社会は、社会保障費が急増するとともに、労働力が不足することが容易に想像できます。全ての子供たちが社会の形成者としての自覚をもち、自らのキャリアを力強く歩んでいく力を育むとともに、企業や学校等を退職した人材の活動の場を創設し、活力ある社会を築き上げていく必要があります。

### (3) 国際化の進展

東京都に在住している外国人は増加傾向にあります。東京都の総人口が20年前と比較して約15%増加している中で、外国人人口は20年前と比較して約70%も増加しています。

東京都は、外国人人口が全国で最も多く、その割合も全国で最高率であり、我が国に住む外国人の約20%が東京都で暮らしています。

また、東京の観光PRや旅行者の受入環境整備等の取組、諸外国における経済成長などにより、東京都を訪れる外国人旅行者数は、増加傾向にあります。

このことは、子供たちが、自分たちの学校や地域で外国人と接することが珍しくない環境になってきていることを示しています。将来は、世界で様々な国の人々と共に働き、共に生活することが当たり前前の時代になることが見込まれます。

子供たちには、外国人と良好な人間関係やコミュニケーションを築くために必要な力を育成していくことが不可欠です。

### (4) 就業・就労状況の変化

東京都の労働力人口に占める34歳以下の割合が近年低下しています。完全失業率は、緩やかな減少傾向にあるものの、東京都は全国より高い水準であり、長年高止まりの状況が続いています。若年者の完全失業率も全国より高い水準で推移しており、新規学卒者の3～4割が3年以内に離職するなど、就労の在り方も多様化しています。

また、東京都における女性の就業者数と就業率は増加傾向にあります。女性が職業に就くことへの意識も変化しています。内閣府が実施した世論調査によると、「子供ができて、ずっと仕事を続ける方がよい」と回答する割合は年々増加し、平成28(2016)年には男女ともに50%を大きく超えました。

さらに、東京都の民間企業における障害者雇用数も年々増加し、平成29(2017)年には過去最高の約18万1千人となりました。

子供たちには、自らのキャリアに見通しをもたせ、主体的に社会へ参画する意欲と態度を育成していく必要があります。

### (5) 経済・産業の変化

世界各国の名目GDP(国内総生産)の総計は、1980年から2016年までの間に約6倍に増加しました。国・地域別にみると、アジアの増加が顕著で、中でも中国は1980年と比べて30倍以上に増加しています。

日本の名目GDPは、伸びに陰りが生じているものの、2016年には世界の約6.5%を占め、世界第3位にあります。また、その首都である東京都の都内総生産額は、一つの国と言えるほどの経済規模を有しています。

産業別に見ると、製造業はサービス業に次ぐ日本経済を支える大きな産業であり続けています。経済産業省、厚生労働省、文部科学省が2017年5月に発表した「2016年版ものづくり白書」によると、日本の製造業の業績は3年連続で回復傾向にあります。

しかしながら、民間シンクタンクの調査によると、2002年時点で、日本の製造業は、高い競争力をもつ北米に次いで世界の2番手でしたが、この10年で国際競争力の低下が見受けられます。低コストで生産ができる新興国が台頭したことや、デジタル化などにより複雑な製造工程を必要としないものづくりが増加したことなどが要因と、本調査では分析しています。機械的な構造をもった製品(事務機械、自動車、工作機械など)は、製造工程が複雑なため、日本の競争力を維持できていますが、これも楽観視できない状況です。複雑なものを現場の力でつくり上げるという強みをどう生かすかが鍵となります。

また、「2016年版ものづくり白書」では、次のように指摘しています。

「付加価値が『もの』そのものから、『サービス』『ソリューション』へと移るなか、単に『もの』をつくるだけでは生き残れない時代に入った。海外企業がビジネスモデルの変革にしのぎを削るなか、我が国企業の取組は十分とは言えない。」

次代を担う子供たちには、ものづくりのスキルと、新しいビジネスモデルを創造し、東京ひいては日本の経済を発展させることができる力を育成する必要があります。

### 3 「次代を担う東京の子供の姿」とその考え方

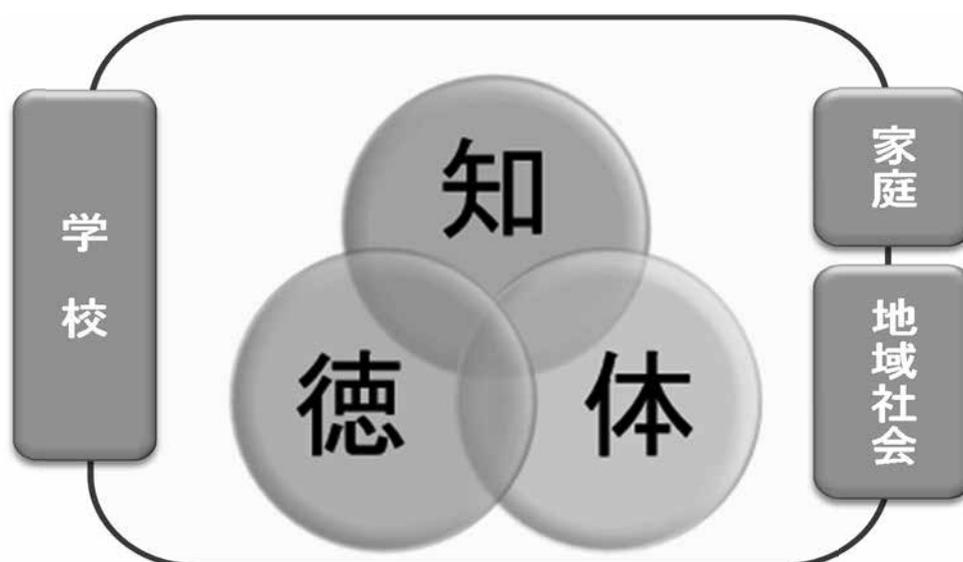
「東京都教育ビジョン（第4次）」では、「次代を担う東京の子供の姿」を以下に記載の考え方  
の下、次のように定める。

**情報化や国際化など急速かつ激しく変化するこれからの社会を主体的・創造的に生き抜いていく子供**

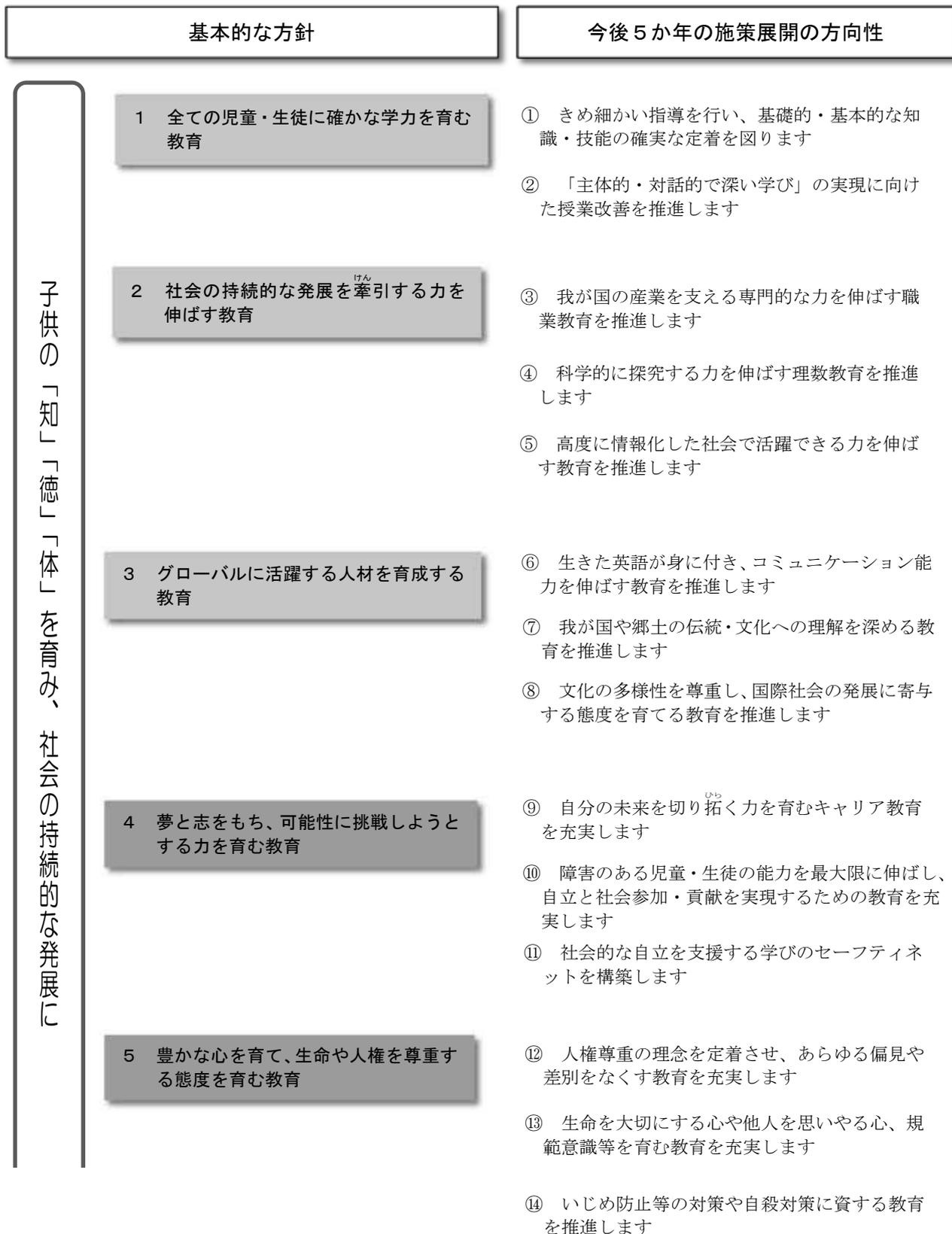
#### ◀「次代を担う東京の姿」に向けた主な考え方と「東京都教育ビジョン（第4次）」の概念図▶

- 情報化や国際化など、急速かつ激しく変化するこれからの社会を主体的・創造的に生き抜いていく子供を育てていかなければならない。そのため、全ての子供たちに基礎的・基本的な力を確実に育成することが重要。
- 社会を牽引する専門的な力を育む教育を通して、生涯にわたって自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動し、より良く問題を解決する資質や能力を育てていく必要がある。
- 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など、子供の「知」「徳」「体」をバランス良く育むことで、生涯にわたり学び続け、社会の持続的な発展に貢献する力を培っていくことが不可欠。
- 学校だけで多様な価値観に対応し、子供一人一人の個性や能力を伸ばすことが難しい時代にあって、今まで以上に学校と家庭、地域・社会が相互に連携・協力して、子供を育てていくことが必要。
- 学校と家庭、地域・社会とが共に力を合わせ、日本の未来を担う人材を育成してくとともに、誰もが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図っていく。

東京都教育ビジョン（第4次）の概念図



## 4 「東京都教育ビジョン（第4次）」の体系



子供の「知」「徳」「体」を育み、社会の持続的な発展に

基本的な方針	今後5か年の施策展開の方向性	
貢献する力を培う	6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育	⑮ 生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む教育を推進します
	7 オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育	⑯ 健康で充実した生活を送るための力を育む教育を推進します ⑰ 危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力を育む教育を推進します ⑱ 東京2020大会、さらにその先の社会で活躍するために必要な力を身に付ける教育を推進します
学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子供を育てる	8 生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」	⑲ 次代を担う社会的に自立した人間を育成します ⑳ 生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりを推進します
	9 これからの教育を担う優れた教員の育成	㉑ 質の高い教育を支えるための環境整備を進めます ㉒ 優れた教員志望者を養成・確保します ㉓ 教員一人一人のキャリアに応じた資質・能力の向上を図ります ㉔ 教育者としての高い見識をもち、広い視野で学校経営ができる管理職を育成します
	10 教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる「働き方改革」	㉕ 教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる学校運営体制を整備します ㉖ 多角的に学校を支援する新たな体制を構築します
	11 質の高い教育を支える環境の整備	㉗ 教員一人一人の健康保持の実現を図ります ㉘ 質の高い学校教育を支える施設・設備等を整備します
	12 家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動	㉙ 学校と家庭、地域・社会が一体となり、子供を見守り、育てる教育活動を推進します ㉚ 地域・社会の教育資源を活用し、子供を支え伸ばす教育活動を推進します

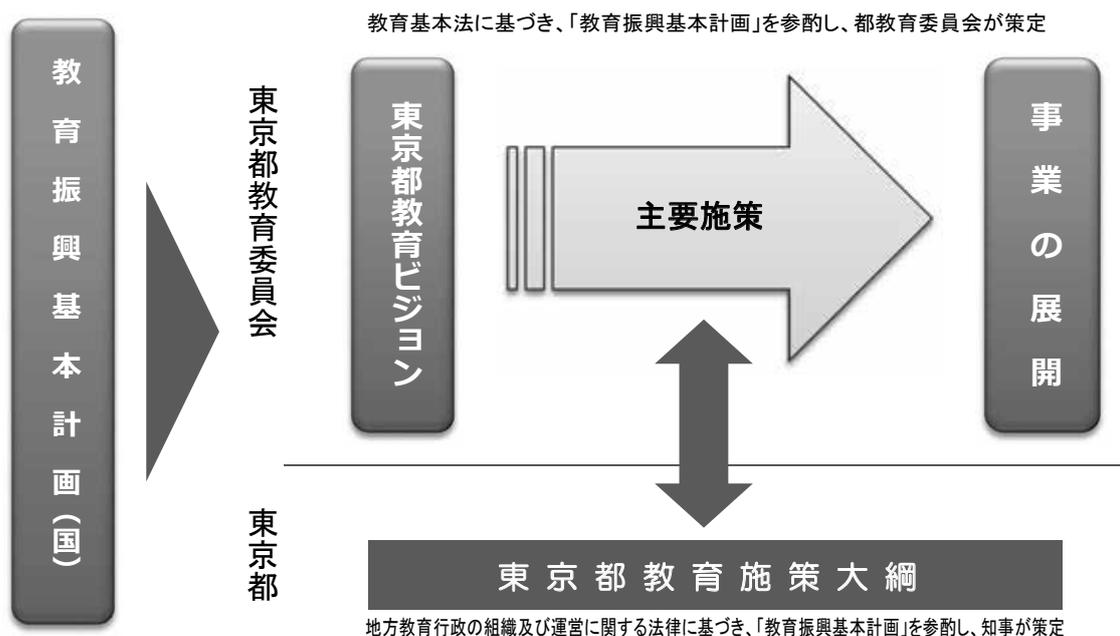
【参考】

「東京都教育ビジョン（第4次）」と「東京都教育施策大綱」との関連性

「東京都教育施策大綱」は、東京都のこれからの教育の基本的な方向性を示すものとして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、知事が策定しました。その大綱では、東京の将来像とそれに伴う目指すべき子供たちの姿を掲げ、その実現に向けて特に優先的に取り組むべき以下の8事項を提示しました。

- I 全ての子供が学び成長し続けられる教育の実現
- II 新しい価値を創造する力を育む教育の推進
- III 世界で活躍できる人材の育成
- IV 社会的自立に必要な力を育む教育の推進
- V 悩みや課題を抱える子供に対するサポートの充実
- VI 障害のある子供たちの多様なニーズに応える教育の実現
- VII オリンピック・パラリンピック教育の推進
- VIII 子供たちの学びを支える教師力・学校力の強化

「東京都教育ビジョン（第4次）」と「東京都教育施策大綱」は、東京都が目指すこれからの教育の基本的な方向性を共有し、より実行力のある施策を展開していきます。



## II 東京都教育委員会の組織

### 1 教育委員会制度

地方公共団体が行う教育行政においては、教育の政治的中立性と継続性・安定性を確保し、多様な民意を反映する仕組みとして教育委員会制度が採られており、地方公共団体の長から独立した合議制の執行機関である、教育委員会が設置されている。

平成 27 年 4 月 1 日から施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置、教育委員による教育長へのチェック機能の強化などの改革が行われた。

### 2 東京都教育委員会の構成

東京都教育委員会は、教育長と 5 人の委員により組織されており、いずれも東京都知事が東京都議会の同意を得て任命するものである。教育長の任期は 3 年、委員の任期は 4 年である。

教育長は、教育委員会の会務を総理し（「教育委員会の会議を主宰する」、「教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどる」、「事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する」）、教育委員会を代表する。

また、教育委員は、教育長に対するチェック機能を果たすため、会議の招集や教育長が委任された事務の管理・執行状況の報告を求めることができる。

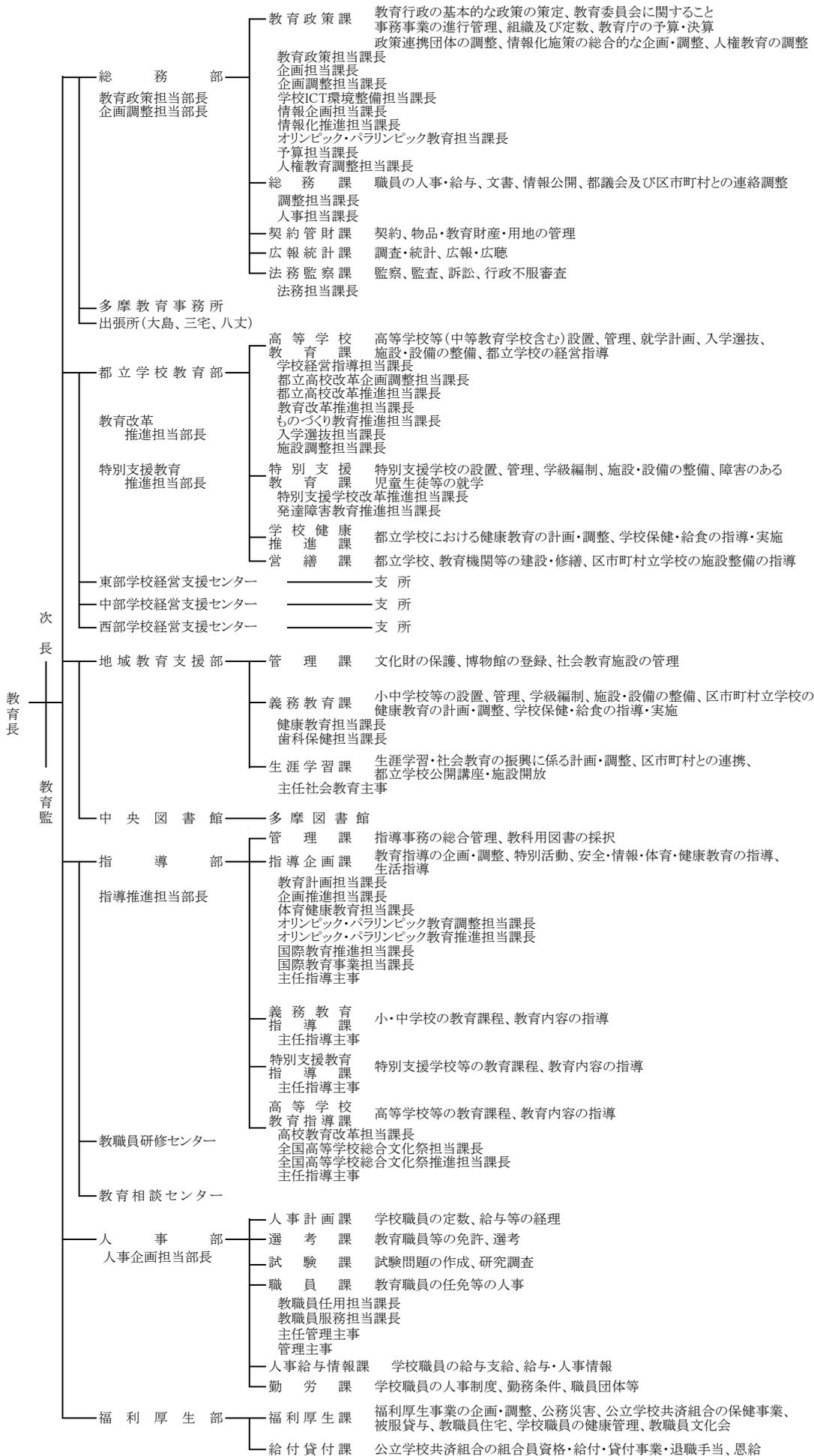
なお、東京都教育委員会の事務を処理するための事務局を東京都教育庁という。

（令和 2 年 4 月 1 日現在）

職名	氏名	任期
教育長	藤田 裕司 <small>ふじた ゆうじ</small>	自令和元年 7 月 1 日 至令和 3 年 3 月 31 日
委員 (教育長職務代理者)	遠藤 勝裕 <small>えんどう かつひろ</small>	自平成 26 年 3 月 13 日 至令和 4 年 3 月 12 日
委員	山口 香 <small>やまぐち かおり</small>	自平成 25 年 4 月 1 日 至令和 5 年 12 月 20 日
委員	宮崎 緑 <small>みやざき みどり</small>	自平成 27 年 10 月 1 日 至令和 5 年 9 月 30 日
委員	秋山 千枝子 <small>あきやま ちえこ</small>	自平成 28 年 10 月 20 日 至令和 2 年 10 月 19 日
委員	北村 友人 <small>きたむら ゆうと</small>	自平成 29 年 10 月 6 日 至令和 3 年 2 月 27 日

教育庁組織と事務分掌（令和2年4月1日現在）

主 な 分 掌 事 務



II 東京都教育委員会の組織

附属機関

令和2年4月1日現在

名称	根拠法令	所掌事務	委員数(人)	任期(年)	主管課
東京都産業教育審議会	産業教育振興法第11条、東京都産業教育審議会に関する条例	産業教育の振興を図るため、東京都教育委員会又は知事の諮問に応じて産業教育に関し、調査審議し建議する。	15	2	都立学校教育部 高等学校教育課
東京都文化財保護審議会	文化財保護法第190条、東京都文化財保護条例	東京都教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存、活用に関する重要事項を調査審議し、建議する。	20 (以内)	2	地域教育支援部 管理課
東京都学校保健審議会	東京都学校保健審議会条例	公立学校の保健管理の万全を期するため、学校の保健衛生に関して審議し、答申する。	20 (以内)	2	地域教育支援部 義務教育課
東京都生涯学習審議会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条、社会教育法第13条、東京都生涯学習審議会条例	東京都教育委員会又は東京都知事の諮問に応じ、都民の生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項について調査審議する。また、都が行う社会教育関係団体への補助金交付について、調査審議する。	25 (以内)	2	地域教育支援部 生涯学習課
東京都教科用図書選定審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条	教科書採択に関する東京都教育委員会の諮問に応じて調査審議し、建議する。	20	毎年度 4月1日 ～ 8月31日	指導部 管理課
東京都教育委員会 いじめ問題対策委員会	いじめ防止対策推進法第14条・28条、東京都いじめ防止対策推進条例	東京都教育委員会の諮問に応じ、いじめの未然防止、早期発見及び対処のための対策の推進について調査審議し、答申する。また、都立学校においていじめ防止対策推進法に規定する重大事態が発生した場合には、同法に規定する組織として調査を行い、その結果を東京都教育委員会に報告する。	10 (以内)	2	指導部 指導企画課
東京都立図書館協議会	図書館法第14条、東京都立図書館条例	図書館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、図書館奉仕について、館長に意見を述べる。	20 (以内)	2	都立中央図書館

# Ⅲ 令和2年度教育庁主要事務事業

柱	基本的な方針	5か年の施策展開の方向性	主な施策展開
子供の「知」「徳」「体」を育み、社会の持続的な発展に貢献する力を培う	1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育	1 きめ細かい指導を行い、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ります	1 小学校・中学校における基礎学力の定着 2 就学前教育と小学校教育とのより一層の円滑な接続を図るための取組の推進 3 高等学校における学力の確実な定着 4 高等学校通信制課程におけるサポート体制の充実 5 特別支援学校における「準ずる教育課程」の教育内容・方法の充実 6 小学校、中学校及び高等学校等における特別支援教育の充実 7 島しょにおける教育活動の充実 8 外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実
		2 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します	1 課題の解決に向けた実践力を育成する教育の推進 2 授業改善に資する研究・研修の推進 3 高等学校における新しい価値を創造する力を育む教育の推進
	2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育	3 我が国の産業を支える専門的な力を伸ばす職業教育を推進します	1 都市型農業教育において東京の食を支える人材の育成 2 ものづくりへの興味・関心を高める教育の推進 3 東京の匠の技術を守り育てていく人材の育成 4 ビジネスを実地に学ぶ新たな商業教育の推進
		4 科学的に探究する力を伸ばす理数教育を推進します	1 小学校・中学校における理数教育の推進 2 高等学校における理数教育の充実 3 高大連携の推進
		5 高度に情報化した社会で活躍できる力を伸ばす教育を推進します	1 「TOKYOスマート・スクール・プロジェクト」の推進 2 プログラミング教育の着実な推進 3 情報モラル教育の着実な推進 4 ICT利活用の着実な推進 5 情報活用能力等を兼ね備え、新たな時代を牽引する理数系人材の育成 6 社会の変化に対応した実践力あるIT人材の育成
	3 グローバルに活躍する人材を育成する教育	6 生きた英語が身に付き、コミュニケーション能力を伸ばす教育を推進します	1 小学校における英語教育の充実 2 中学校における英語教育の充実 3 高等学校における英語教育の充実 4 学校外における英語に触れる環境の充実 5 高度で創造的な探究学習の提供
		7 我が国や郷土の伝統・文化への理解を深める教育を推進します	1 国際社会に生きる日本人の育成 2 優れた芸術文化に対する理解の促進 3 高等学校における日本史の必修化の推進 4 特別支援学校における文化部活動の推進
		8 文化の多様性を尊重し、国際社会の発展に寄与する態度を育てる教育を推進します	1 国際交流の推進 2 高校生の留学・海外大学進学への支援 3 豊かな国際感覚を醸成する都立学校の整備
	4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育	9 自分の未来を切り拓く力を育むキャリア教育を充実します	1 キャリア教育の推進 2 主権者として社会に参画する能力の育成 3 高等学校における東京都独自の教科「人間と社会」の実施 4 将来の東京の教育を担う意欲ある人材の育成・確保 5 知的障害特別支援学校における職業教育の充実
		10 障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加・貢献を実現するための教育を充実します	1 「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」に基づく取組の推進 2 医療的ケアを必要とする児童・生徒への安全な教育環境の提供 3 インクルーシブ教育システムの調査・研究の実施
		11 社会的な自立を支援する学びのセーフティネットを構築します	1 給付型奨学金による支援 2 学校と家庭との連携を図る取組の充実 3 都立学校における生徒の自立に向けた支援の充実 4 区市町村教育委員会における不登校対策に関する取組への支援 5 チャレンジスクール・昼夜間定時制高等学校の充実 6 高等学校通信制課程におけるサポート体制の充実（再掲） 7 フリースクール等の民間施設・団体等との連携の推進 8 外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実（再掲） 9 病院内教育におけるICT機器の活用 10 在宅訪問教育における分身ロボットの活用 11 高等学校における外国人生徒等に対する教育環境の整備
	5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育	12 人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくす教育を充実します	1 人権教育の推進
		13 生命を大切にすることや他人を思いやる心、規範意識等を育む教育を充実します	1 小学校・中学校における「考え議論する道徳」の推進 2 高等学校における東京都独自の教科「人間と社会」の実施（再掲） 3 特別支援学校における社会貢献活動の推進 4 環境保全に向けた取組の推進
		14 いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育を推進します	1 「東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次】」の着実な推進 2 SOSの出し方に関する教育の推進 3 教育相談の一層の充実 4 児童・生徒の問題行動等の解決に向けた学校と地域、関係機関等との連携の強化 5 情報モラル教育の着実な推進

Ⅲ 令和2年度教育庁主要事務事業

III 令和2年度教育庁  
主要事務事業

6	健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育	15	生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む教育を推進します	1 「アクティブプランto 2020」の推進 2 運動部活動の振興 3 特別支援学校における取組の充実					
		16	健康で充実した生活を送るための力を育む教育を推進します	1 健康教育の推進 2 アレルギー疾患対策の推進 3 食育の推進					
		17	危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力を育む教育を推進します	1 安全教育の推進 2 防災教育の推進 3 特別支援学校における安全教育の推進					
	7	オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育	18	東京2020大会、さらにその先に社会で活躍するために必要な力を身に付ける教育を推進します	1 「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づく教育の推進 2 ボランティアマインドの醸成 3 共生社会の形成 4 スポーツ志向の重視 5 豊かな国際感覚の育成 6 「学校2020レガシー」の構築 7 優れた芸術文化に対する理解の促進（再掲）				
					8	生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」	19	次代を担う社会的に自立した人間を育成します	
							20	生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりを推進します	
							21	質の高い教育を支えるための環境整備を進めます	
9	これからの教育を担う優れた教員の育成	22	優れた教員志望者を養成・確保します	1 養成段階・採用段階における実践的な指導力の育成 2 優秀な教員志望者の確保 3 将来の東京の教育を担う意欲ある人材の育成・確保（再掲）					
		23	教員一人一人のキャリアに応じた資質・能力の向上を図ります	1 教員経験等に応じた教員研修及び啓発支援の充実 2 新たな教育課題に対応する教員の資質・能力の向上 3 特別支援教育を推進する教員の資質向上 4 「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づく取組の推進					
		24	教育者としての高い見識をもち、広い視野で学校経営ができる管理職を育成します	1 学校のリーダーを育成するための支援の充実 2 教育管理職登用の推進					
10	教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる「働き方改革」	25	教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる学校運営体制を整備します	1 学校を支える人員体制の確保 2 在校時間の適切な把握と意識改革の推進 3 教員業務の見直しと業務改善の推進 4 部活動の負担の軽減					
		26	多角的に学校を支援する新たな体制を構築します	1 一般財団法人東京学校支援機構（TEPRO）との連携による学校への支援					
11	質の高い教育を支える環境の整備	27	教員一人一人の健康保持の実現を図ります	1 教員のメンタルヘルス対策等の取組の推進					
		28	質の高い学校教育を支える施設・設備等を整備します	1 学校施設の耐震化の推進 2 ブロック塀等の安全対策の推進 3 国産木材の利用の促進 4 空調設備の整備の促進 5 トイレ整備の推進 6 環境に配慮した整備の推進 7 「TOKYOスマート・スクール・プロジェクト」の推進（再掲） 8 安全対策のための防犯カメラの整備					
12	家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動	29	学校と家庭、地域・社会が一体となり、子供を見守り、育てる教育活動を推進します	1 学校と家庭との連携を図る取組の充実（再掲） 2 「放課後子供教室」における活動の推進 3 外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実（再掲）					
		30	地域・社会の教育資源を活用し、子供を支え伸ばす教育活動を推進します	1 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組の充実 2 「地域学校協働活動」の推進 3 地域と共にある学校づくりの推進					
その他		関連する施策展開							

# 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

## 施策展開の方向性①

### きめ細かい指導を行い、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ります

#### 【施策の必要性】

教育を行うに当たっては、障害の有無を問わず、全児童・生徒が学習内容を理解し、授業に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごせることが重要です。

こうした考えの下、児童・生徒に、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図り、主体的に学習できる力を育成するためには、教員が一人一人の学習における課題を把握するとともに、個に応じた指導や習熟度別指導などきめ細かく指導を行うことが重要です。

特に都立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）では、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、もてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことで、基礎的な学力を伸ばしていく必要があります。

また、児童・生徒自身が自らの学習上の課題を正確に把握し、目標を立てるとともに、その達成に向かって努力し続ける意欲・態度を身に付けることが大切です。

東京都教育委員会は、義務教育の質的な向上に向けて、児童・生徒の基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るための基盤を整備するとともに、区市町村教育委員会に対し、児童・生徒の学力向上への適切な支援を行う必要があります。また、就学前教育の充実を図るとともに、就学前教育と小学校教育とのより一層の円滑な接続を図る取組を推進し、小学校と幼稚園・保育所等の就学前施設の双方が子供の成長を共有した指導の工夫を行うための支援を行うことも重要です。

さらに、高等学校においては、義務教育段階の学力の定着が十分ではなく、高等学校の授業が理解できない生徒が一部にみられることから、個に応じた学習を実施するなど、高校生に求められる基礎学力の確実な定着とその一層の向上を図るため、組織的・計画的な取組が必要です。

## 1 小学校・中学校における基礎学力の定着（指導部・人事部）

- (1) 児童・生徒の学力向上を図るための調査 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業内容を変更して実施の予定

### ア 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の実施

#### (ア) 調査の目的

- a 都教育委員会は、学習指導要領に示されている教科の目標や内容の実現状況を把握し、全都における教育施策に生かす。
- b 区市町村教育委員会は、教育課程や指導方法等に関わる自地区の課題を明確にし、その充実・改善を図るとともに、自地区の教育行政施策に生かす。
- c 各学校は、教育課程や指導方法等に関わる自校の課題・解決策を明確にし、児童・生徒一人一人の学力の向上を図る。

## 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

d 都教育委員会は、都民に対し、東京都の公立小・中学校等における児童・生徒の学力の状況について、広く理解を求める。

### (イ) 調査の内容及び実施学年

a 「学習指導要領に示されている目標や内容」の実現状況を把握するための内容〈悉皆調査・自校採点〉

小学校第5学年：国語、社会、算数、理科の4教科

中学校第2学年：国語、社会、数学、理科、英語の5教科

b 児童・生徒の学習意欲、学習方法、学習環境など学習に関する意識や生活習慣に関する内容

c 学校における指導方法に関する取組や人的・物的な教育条件の整備に関する内容

イ 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」等についてのDVDの作成・配布及び説明会の開催

学力調査の意図、採点のポイント及び問題の趣旨、問題内容、並びに調査の分析方法についてのDVDを作成し、都内の全公立小・中学校等に配布するとともに、結果及び授業改善のポイントに関する説明会を都内の公立小・中学校等の教員及び全区市町村教育委員会の指導主事を対象に開催する。

ウ 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」報告書及び指導資料の作成・配布

「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果の分析を行うことにより、課題を明らかにし、その解決策としての授業改善のポイントを明示した報告書及び授業改善のポイントを分かりやすく説明した指導資料を作成し、都内の全公立小・中学校等及び全区市町村教育委員会に配布し、学校における授業改善の具体的な取組を支援する。

### (2) 「東京都学力向上施策検討委員会」の設置

東京都の学力向上施策に関する検討を行う委員会（有識者、区市町村教育委員会の代表、校長会の代表、PTA協議会の代表などから構成）を設置することにより、都教育委員会と区市町村教育委員会との連携を強化する。

### (3) 都及び国の学力調査結果を生かした「授業改善推進プラン」を活用した授業改善の推進

都内の全公立小・中学校等において、都や国の学力調査の結果及び報告書等を生かして児童・生徒の学力の実態を分析し、課題を明らかにするとともに、課題に応じた具体的な方策を示した「授業改善推進プラン」を各区市町村教育委員会の指導の下に作成し、その実施・評価・改善のサイクルの確立を図ることで授業改善の取組をより一層、充実させる。

また、各学校は、児童・生徒、保護者、地域の方々及び都民に「授業改善推進プラン」を積極的に公開することで、学校教育への理解と協力を求め、学校・家庭・地域が一体となって、児童・生徒の学力向上を図る。

### (4) 「新しい指導と評価の在り方」指導資料の作成・配布及び公開授業等の実施 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業内容を変更して実施の予定

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、小学校国語・算数、中学校国語・数学における新しい指導と評価の在り方についての指導資料を作成し、都内の全公立小・中学校等に配布するとともに、都内の公立小・中学校等の教員及び全区市町村教育委員会の指導主事を対象に公開授業及び研究協議会を実施することで、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進する。

### (5) 授業改善や学習指導に関わる先進情報の提供

児童・生徒一人一人の「確かな学力の定着と伸長」を目指して、都教育委員会が有する先進

情報等を定期的に配信して、学校や教員の教育活動を支援する。

- (6) 算数・数学における習熟度別指導、英語における少人数・習熟度別指導の推進  
「確かな学力」を育成する取組の推進に向けて策定したガイドラインに基づき、小学校算数、中学校数学での効果的な習熟度別指導及び中学校英語での効果的な少人数・習熟度別指導を推進し、児童・生徒の学力向上を図る。
- (7) 「東京ベーシック・ドリル」及び同ソフトの活用  
「東京ベーシック・ドリル」及び同ソフト（令和2年3月改訂）を、放課後の補習や家庭学習でも活用し、一人一人の学習状況に応じた支援の一層の充実を図る。
- (8) 学力格差解消に向けた取組  
児童・生徒の学力に課題を抱える公立小・中学校を対象に、学力向上に関する取組を活性化するために教科指導や補習などを行う教員を配置する。

## 2 就学前教育と小学校教育とのより一層の円滑な接続を図るための取組の推進（指導部）

- (1) 小学校との連続性を踏まえた就学前教育の一層の充実 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業内容を変更して実施の予定  
就学前教育カンファレンスを開催し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、小学校と就学前施設の双方が子供の成長を共有し、それを踏まえた指導の工夫を図ることができるよう支援することで、小学校との連続性を踏まえた就学前教育の一層の充実を図る。
- (2) 就学前教育と小学校教育の一層の円滑な接続  
就学前教育及び小学校教育のより一層の充実を図るために、モデル地区として指定した3地区と合同で、次の取組を進める。  
ア 5歳児から小学校低学年までをひとまとまりとした教育課程の研究・開発及び検証  
イ 非認知的な能力の育成に関する内容の研究・開発及び検証  
ウ 教育と福祉の連携による幼児の資質・能力の育成に関する内容の研究・開発及び検証

## 3 高等学校における学力の確実な定着（指導部）

- (1) 「都立高校学力スタンダード」活用事業の推進  
進学指導重点校、中高一貫教育校、夜間定時制高校、通信制高校以外の全都立高等学校による、自校の学力スタンダードの作成及び学力スタンダードに基づく学習指導の実施  
ア 「都立高校学力スタンダード」を基に自校の学力スタンダードを作成して具体的な学習目標を明示し、校内で組織的・効果的な指導を行う。また、指導と評価のPDCAサイクルにより、授業改善と生徒の学力向上を図る。  
(ア) 「都立高校学力スタンダード」を基に自校の学力スタンダードを作成し、自校のホームページに掲載  
(イ) 学力スタンダードに基づく組織的な学習指導体制の確立  
(ウ) 学力スタンダードに基づく各教科・科目の指導計画・報告書の作成  
(エ) 学力スタンダードに基づく指導と評価の実施  
(オ) 各校独自の学力調査の実施と分析  
イ 学力向上データバンクの活用  
各教科で組織的な指導を効果的に実施していくことを支援するため、「都立高校学力ス

## 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

タンダード」に基づいた生徒の学力の定着状況を把握するための標準問題を蓄積する。  
これまでに作成した標準問題を、各校が共通で利用することができるデータバンクに登録し、各校独自の学力調査問題の作成に資する。

(ア) これまでに作成した「都立高校学力スタンダード」に基づいた標準問題の登録

(イ) 各校独自の学力調査結果の分析による、学力定着状況の把握、繰り返し指導の実施及び学習指導方法の改善

### (2) 「学びの基盤」プロジェクトによる教育プログラムの開発 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を縮小して実施の予定

都立高校生の「学びの基盤」（読解力、自ら学ぶ力）の向上を目的として、二つのワーキンググループを設置するとともに、研究協力校6校を指定し、次の内容に取り組む。

ア 読解力ワーキンググループにおける、社会生活を送る上で必要となる「読解力」を高める研究

(ア) 読解力や記述に関する調査

(イ) インタビュー等の実施

(ウ) 結果の分析と生徒の状況把握から、より効果的な指導方法等を開発

イ 自ら学ぶ力ワーキンググループにおける、社会との関わりや学ぶ意義を理解できるようにする指導の研究

(ア) 自ら学ぶ力に関する調査

(イ) 結果の分析と生徒の状況把握から、より効果的な指導方法等を開発

ウ 生徒の学びにおけるつまずきや理解の仕方に着目した、必要な支援や指導の在り方に関する研究

(ア) 生徒の実態を把握する調査

(イ) 結果の分析と生徒の状況把握から、より効果的な指導方法等を開発

### (3) 「校内寺子屋」の推進

ア 令和2年度に指定した都立高等学校30校において、生徒個々の状況に応じた学力向上の支援

イ 外部人材による学習支援体制の構築及び管理

放課後及び長期休業日等に外部人材を活用し、年間240時間程度の学習支援を実施する。

ウ 基礎学力の定着状況の把握

(ア) 義務教育段階の基礎学力の定着状況を把握し、対象生徒を決定するための学力調査を実施する。

(イ) 対象生徒の基礎学力の定着状況を把握するため、定期的に学力調査等を実施する。

## 4 高等学校通信制課程におけるサポート体制の充実（都立学校教育部・地域教育支援部）

### (1) 通信制高校におけるICT環境の整備

通信制高等学校に在籍する生徒が、時間や場所の制約なく、インターネットを通じて、様々な学習コンテンツを活用しながらeラーニングや学習相談等を行えるようにするなど、学習方法の多様化を図るため、ICTを活用した学習環境を整備する。

### (2) 学びのセーフティネット事業（NPO等と連携した居場所づくり）

高等学校通信制課程等の生徒に対し、学校とNPO等が連携して、日常の生活の中で心のよりどころとなる居場所を提供するとともに、学習支援や進路相談・生活相談、生徒同士の交流

等を通じて、個々の生徒に応じたきめ細かい対応を行う。

## 5 特別支援学校における「準ずる教育課程」の教育内容・方法の充実（指導部）

- (1) 特別支援学校の授業改善推進プランの効果的な活用推進
 

各特別支援学校の準ずる教育課程における授業改善に向けた視点を明確にした授業改善推進プランの作成と効果的な活用を推進する。
- (2) 特別支援学校の教員の指導技術や授業力の向上 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を縮小して実施の予定

地域の小学校、中学校及び都立高校等を「授業研究連携校」に指定し、小学校、中学校、都立高校等と連携した授業研究及び授業改善の取組を推進する。

特別支援学校の準ずる教育課程の教科担当教員が、小学校、中学校、都立高校等の各教科等の教育研究員の部会に参加し、小学校、中学校、都立高校等の教科指導の実践に触れる機会を充実させる。

## 6 小学校、中学校及び高等学校等における特別支援教育の充実（都立学校教育部・指導部）

- (1) 通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒への支援
  - ア 小学校における特別支援教室の円滑な運営に向けた支援
 

平成 30 年度までに公立小学校約 1,300 校全校に特別支援教室の設置を完了した。

区市町村支援として、引き続き、導入校に対する特別支援教室専門員の配置及び臨床発達心理士等の巡回を行う。
  - イ 中学校における特別支援教室の円滑な導入及び運営に向けた支援
 

平成 30 年度以降、準備の整った区市町村から特別支援教室を順次導入し、令和 3 年度までに公立中学校約 600 校全校での設置を目指す。

区市町村支援として、教室環境整備費等の補助事業を実施するとともに、導入校に対する特別支援教室専門員の配置及び臨床発達心理士等の巡回を行う。
  - ウ 特別支援教室の運営に対する指導・助言
 

都教育委員会が、特別支援教室巡回運営指導員を中心として、特別支援教室を設置する学校に直接訪問し、各校の取組や運営状況の把握を踏まえた具体的な指導・助言や好事例の収集・紹介などにより、特別支援教室の運営の適正化及び発達障害教育のより一層の充実を図る。
  - エ 都立高等学校等における発達障害のある生徒への支援
    - (ア) 各都立高等学校等における発達障害のある生徒に対して、障害の状態に応じた指導・支援を実施するため、土曜日等の教育課程外で、かつ、学校外で民間のノウハウを活用しながらソーシャルスキルの学習等の特別な指導・支援を行う。
    - (イ) 都立秋留台高等学校をパイロット校として都立高等学校における通級による指導を平成 30 年度から実施している。都立秋留台高等学校の生徒を対象とした自校通級での運用を行い、実践を踏まえた上で、今後の通級指導の仕組み等を検討していく。
- (2) 学校におけるインクルージョンに関する研究
 

共生社会の実現に向け、社会全体で互いに共生する意識を高める教育が必要であることから、区市町村と連携し次の取組を行う。

  - ア 区市町村における実践的研究事業の実施

## 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流・共同学習や早期からの就学支援など、先駆的な取組を行う区市町村を支援し実践的研究を行う。

### イ 区市町村等との協議会の設置

協議会を設置し、実践的研究の情報を共有するとともに、障害のある児童・生徒の教育環境の在り方について検討する。

### ウ 普及啓発リーフレットの作成

幼稚園・保育園の年中児の保護者や関係機関等を対象に、障害のある子供の教育に関するリーフレットを作成・配布し、特別支援教育についての普及啓発を図る。

## 7 島しょにおける教育活動の充実（都立学校教育部）

### (1) ICT環境の更なる活用による教育活動の充実

島しょ地区の高校は島外とは海を隔てていることから、学校外における学習活動の機会が制約されてしまうことや島外の高校との交流や大学、企業等と連携した教育活動が困難であること等の課題がある。こうしたことから、令和2年度においては、島しょ地区の一部の学校をモデル校として以下の取組を実施し、効果検証等を行う。

ア ウェブ会議システムの導入により、島外の高校や大学等の高等教育機関、研究機関などと連携し、教育活動の充実に向けた取組を推進する。

イ 情報端末の配備を充実し、ICTを活用した習熟状況の把握や習熟状況に応じた学習課題の提示など、学校・家庭を通じた効果的な学習の実現に向けた調整を行う。

### (2) 島外生徒の受入れの促進

ア 神津島村（神津高等学校）では生徒が村運営の寮に入居する形式により、八丈町（八丈高等学校）では地元住民宅でのホームステイにより、島外生徒を受け入れており、引き続き島外生徒の受入れを進めていく。

イ 他の島しょの町村についても、各町村の意向等を踏まえながら、島外生徒の受入れに向けた検討・調整を行っていく。

## 8 外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実（指導部・地域教育支援部）

### (1) 「地域未来塾」の促進

#### ア 実施地区の拡充

関係課長会や担当者会など様々な場を通じて、事業の目的や成果について働き掛けを行うなど、区市町村における「地域未来塾」の推進を図っていく。

#### イ 情報提供の充実

各地区の特色的な実践事例、多様な運営方法や効果的な運営方法の好事例についてまとめた「地域未来塾ハンドブック」等を活用し、情報提供を行うとともに、区市町村における放課後等の学習支援の充実を図る。

### (2) 「スタディ・アシスト事業」の実施

#### ア 実施地区の拡充

「地域未来塾」の実施地区において、学習塾講師等の外部人材を活用し、中学生の進学を目的とした放課後等の学習支援を、平成30年度及び令和元年度のモデル実施を踏まえ、実施地区を拡充し実施する。

#### イ モデル実施の検証

進学を目的とした学習支援の効果や効果的な運営方法等について検証する。

(3) 「校内寺子屋」の推進（再掲）

ア 令和2年度に指定した都立高等学校30校において、生徒個々の状況に応じた学力向上の支援

イ 外部人材による学習支援体制の構築及び管理

放課後及び長期休業日等に、外部人材を活用し、年間240時間程度の学習支援を実施する。

ウ 基礎学力の定着状況の把握

(ア) 義務教育段階の基礎学力の定着状況を把握し、対象生徒を決定するための学力調査を実施する。

(イ) 対象生徒の基礎学力の定着状況を把握するため、定期的に学力調査等を実施する。

(4) 「進学アシスト校」事業の実施

ア 都立高等学校2校において、大学進学を目指す生徒の資質・能力及び学校の進路実績の向上を支援する。

イ 予備校講師等の外部人材を活用し、大学進学を希望する生徒を対象とした講座を開講し、意欲向上と学力伸長を図る。

ウ 指定校の教員の講座への参加を通して、大学受験に対応した教科指導力の向上を図り、授業改善に生かす。

## 施策展開の方向性②

### 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します

#### 【施策の必要性】

これからの変化の激しい時代を生き抜き、生涯にわたり主体的に学び続ける児童・生徒を育成するには、知識・技能の習得に加え、他者と協働しながら課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等及び主体的に学習に取り組む態度を育むことが不可欠です。そして、社会が直面する様々な変化を柔軟に受け止め、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのか、児童・生徒が自ら考えられるようにしなければなりません。

児童・生徒にこうした資質・能力を育成していくためには、アクティブ・ラーニングによる「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組み、質の高い授業を展開していくことが、全ての教員に求められています。

さらに、カリキュラム・マネジメントを通して、学校全体の取組として、質の高い「深い学び」を引き出していくことが重要です。

## 1 課題の解決に向けた実践力を育成する教育の推進（指導部）

### (1) 持続可能な社会づくりに向けた教育推進事業

持続可能な社会づくりに向けた教育推進校を15校指定し、持続可能な社会づくりに向け、自然環境や地域・地球規模等の諸課題について、児童・生徒一人一人が自らの課題として考え、解決していくための能力や態度の育成を図るため、以下の取組を推進する。

## 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

ア 推進校は、児童・生徒に身に付けさせる「資質・能力」を明確にし、以下の取組を行う。

### (ア) 授業改善に向けた取組

持続可能な開発目標（SDGs）に関連した課題等について、各教科等の見方・考え方を働かせ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組むとともに、学習指導要領を踏まえた体系的な指導計画例と授業モデルを作成する。

### (イ) 教科等横断的な視点による組織的な取組

各教科等の関連付けを図った教育課程の編成や、各教科等・学年を越えた組織運営の改善等、教科等横断的な視点で組織的に取り組む。

### (ウ) 外部人材や地域資源等の活用

外部人材や地域資源等を計画的に活用し、教育内容と教育活動の充実を図る。

イ ア(イ)について、推進校は育成すべき「資質・能力」に基づき、持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえ、複数の教科等を関連付けて取り組む。

### (2) スクールアクション「もったいない」大作戦の実施

環境への取組（3R）について、子供たち自身が具体的な行動目標を設定し、その活動を家庭・地域と連携して継続的に推進・実践する。

### (3) 環境教育の推進 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を縮小して実施の予定

ESD や SDGs との連携を踏まえた環境保全に関する具体的な内容を掲示用教材として示し、児童・生徒の環境に対する豊かな感受性や探究心、環境に関する思考力や判断力、環境に働き掛ける実践力など、持続可能な社会を構築していくための資質・能力の育成を図る。

## 2 授業改善に資する研究・研修の推進（指導部）

### (1) 「教育研究員」の実施 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を中止

各教科等に関する内容、指導方法等の実践的研究を通して、都内各地区の教育研究活動の中核となる教員を養成することにより、東京都の教育の質の向上に資する。

### (2) 「東京都教育委員会研究推進団体」認定事業の実施

都教育委員会の教育目標を踏まえ、教員の教科等の専門性を育成するための研究活動等を通して教員の指導力向上に資するため、都教育委員会研究推進団体を認定し、研究活動の促進、研究成果の普及等の支援を行う。

## 3 高等学校における新しい価値を創造する力を育む教育の推進（指導部）

### (1) アクティブ・ラーニングの推進 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を縮小して実施の予定

ア 生徒が学習内容を深く理解し、育成すべき資質・能力を身に付けられるよう、学校教育における質の高い学びの実現を目指すために、平成30年度に指定した「アクティブ・ラーニング推進校」15校（第3期）が以下の取組を行う。

#### (ア) 外部講師を招いた校内研修の実施

#### (イ) 「主体的・対話的で深い学び」の実現を図る授業実践

#### (ウ) 報告書の作成

イ 推進校の成果の普及を図るため、次の取組を行う。

- (ア) 「アクティブ・ラーニング推進校報告書」の作成及び全都立高等学校への周知
- (イ) 推進校の実践の成果を発表する全都立高等学校に向けた実践報告会の開催
- (2) 知的探究イノベーター推進事業 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を縮小して実施の予定
  - ア 教育課程に関する研究
    - (ア) 知的探究力、イノベーションを巻き起こす創造力を育成するための教育課程の開発
    - (イ) 探究学習の充実を図るための教育課程の開発
  - イ 学習内容・学習方法の研究
    - (ア) 探究学習における、主体的・協働的学習を通じた、高いレベルでの思考力・判断力・表現力等を育成する学習内容・学習方法の開発
    - (イ) 都の独自教科「探究と創造」の開発
- (3) カリキュラム・マネジメントの推進

全都立高等学校において、グランドデザインを作成し、新学習指導要領の趣旨の共有、現行教育課程における現状と課題の分析、新たな目標の設定、教科主任会及び教科会の整備など、カリキュラム・マネジメントの実現に向けた取組を実施する。

## 2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育

### 施策展開の方向性③

#### 我が国の産業を支える専門的な力を伸ばす職業教育を推進します

##### 【施策の必要性】

人は、特定分野で活躍することや、自分の得意なことで力を発揮することを通して、自分の個性を認識し、自己実現を図ったり、責任をもって社会と関わったりすることができるようになります。そのため、職業生活に必要な専門的知識や技術・技能の基礎・基本を身に付けることを目的とする職業教育の意義は極めて大きなものがあります。

これまで、高等学校は職業教育を通じて、技術者、事務従事者などを中心に、東京のみならず我が国の産業経済の発展を担う、多くの人材を輩出してきました。また、いわゆる座学だけでなく、実験・実習に多くの授業時間を充て、実社会で活用できる多様な力を育むとともに、豊かな感性や創造性を養う総合的な人間教育の場としての役割も果たしてきました。

近年、AIの普及などにより、我が国の産業構造は大きく変化し、それぞれの職業において必要とされる能力の多様化・高度化が進んでいます。また、安全・安心な農産物へのニーズが世界的に高まり、適切に工程管理された農業経営も不可欠となっています。

このような状況の中、産業社会の進展に対応した最新の知識や技術を身に付け、我が国の産業社会を支える人材を育成することが必要です。

#### 1 都市型農業教育において東京の食を支える人材の育成（都立学校教育部）

##### (1) 農業高校におけるGAPに関する取組の推進

食品安全や環境保全、作業工程の効率化など、GAPの取組を通して、農産物の生産だけでなく、農業経営について学習する機会を提供する。

あわせて、各認証団体等による認証を取得した農産物を、東京2020大会で提供する取組を推進する。

##### (2) 農業系高校における企業と連携した学習の推進

農業や食品に関係する商品等の企画や開発、製造や加工、販売等を行う企業との連携を図ることにより、最新の農業や食品関連産業に関する一連の取組を学ぶ機会を拡大する。

あわせて、GAPやHACCP、スマート農業等の、食の安全や安心に関する最新の研究動向や実践事例等についても企業との連携により学ぶ機会を充実させる。

#### 2 ものづくりへの興味・関心を高める教育の推進（都立学校教育部・指導部）

##### (1) ものづくり立志事業の実施

ア 工業高校への入学生を対象として、ものづくりへの興味・関心を高め、キャリア意識を培うため、熟練技術者による講演・実演やものづくり企業への現場訪問、基礎的な製作体験等の取組を、導入対策事業として1年次の1学期に実施する。

## (2) 企業、専門学校と連携した I T 人材の育成

情報・システム系の学科を有する町田工業高等学校において、I T 関連企業、専門学校等と連携した I T 人材育成のための 5 年一貫の教育プログラム「T O K Y O P - T E C H」の実施に向けた調整を行う。

令和 2 年度においては、教育委員会、高校、専門学校、企業等からなるコンソーシアム組織を立ち上げ、教育プログラムの開発に向けた検討・調整を行うとともに、試行プログラムを実施する。

## (3) 工業系高校 P R ワークショップ

工業高校は、新しい時代に対応した知識や技術が学べる学校であることを周知するため、ものづくりや実験のワークショップや学科別の学習内容を紹介する展示会を開催する。工業高校の学習内容を広く中学生や保護者、中学校教員等に周知し、就業先として検討できるよう広報する。

## (4) 東京未来ファクトリーの実施

2 年次の生徒を対象として、先端技術施設における探究活動や技能五輪全国大会等における高度なものづくり技術の現場等での体験学習等を実施し、同世代で他の工業高校に通う生徒と交流することや、企業が求める技術・技能を体感することで、ものづくりへの興味・関心を高め、キャリア意識を培う取り組みを推進する。

## 3 東京の匠の技術を守り育てていく人材の育成（都立学校教育部）

## (1) 産業高校における新たな類型の設置検討

東京都独自の設置学科である産業科を置く橘高等学校において、生産から流通、消費までを一貫して学ぶことを通じて、伝統工芸や匠の技といった東京の「宝物」の良さや魅力への興味・関心を高め、将来のものづくりマイスターとなり得る人材の育成を目指し、令和 2 年度においては、事業実施に向けて関連団体等との連携・調整を進めるとともに、伝統工芸技術や匠の技を有する外部人材による講話などを試行的に実施する。

## 4 ビジネスを実地に学ぶ新たな商業教育の推進（指導部）

## (1) 実地に学ぶ商業教育への推進

都立商業高等学校において、実社会でのビジネスに直結した授業の充実を図るため、平成 30 年度からビジネス科への学科改編を行った。平成 30 年度から第 1 学年で学ぶ「ビジネス基礎」において、都教育委員会が作成する補助教材「東京のビジネス」を使用して、東京や地域のビジネスの調査・研究を実施する授業の充実を図るとともに、令和元年度から第 2 学年において、企業や地域と連携した市場調査や商品企画を行う学校設定科目「ビジネスアイデア」を実施している。

## (2) 商業教育コンソーシアム東京の推進

都立商業高校生がビジネスを実地に学べる機会を拡充するために、平成 30 年 7 月、企業や地域社会等と共同し必要な授業支援を行う組織として、「商業教育コンソーシアム東京」を設置した。「商業教育コンソーシアム東京」は、連携企業等の開拓や都立商業高等学校と企業等のマッチングや調査など、都立商業高等学校における課題解決等に関する教育活動の支援を行う。

## 施策展開の方向性④

### 科学的に探究する力を伸ばす理数教育を推進します

#### 【施策の必要性】

これからの社会を生きていく児童・生徒には、身に付けた知識等を活用し、自ら課題を発見・解決する力や、新たな価値を創造する力が求められます。

ところが、東京都教育委員会が実施している「児童・生徒の学力向上を図るための調査」（平成31年度）によると、「理科の授業で学習したことは、普段の生活で役立つと思いますか。」との質問に「そう思う」と回答した小学校第5学年の児童の割合は46.1%、中学校第2学年の生徒の割合は20.9%、「将来、理科や算数（数学）、科学技術に関係する仕事に就きたいと思いますか。」との質問には、「就きたい」と回答した児童の割合は17.4%、生徒の割合は9.5%であるなど、学年が進むと理科学習への意識や理科・数学等に関わる進路希望が低下する傾向にあります。

一方で、高等学校の卒業生のうち、大学の理系学科（理学、工学、農学等）に現役で進学した者の割合は、30%前後にとどまっています。

日進月歩で技術革新する現代社会において、科学技術の分野で我が国が世界をリードしていくためには、児童・生徒の理科や数学等への関心を高め、理数好きの児童・生徒の裾野を拡大するとともに、科学技術の土台となる理数教育の一層の充実を図り、将来の科学技術立国日本を支える人材として活躍できる素養を育成することが必要です。

#### 1 小学校・中学校における理数教育の推進（指導部）

- (1) 「小学生科学展」の実施 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を縮小して実施の予定

公立小学校（義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含む。）の児童の理科・算数等に対する意欲を高めるため、理科・算数・科学技術などに関わる自由研究を展示する「小学生科学展」を実施する。

- (2) 「東京ジュニア科学塾」の実施 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を縮小して実施又は中止の予定

科学に高い興味・関心がある公立小・中学校（義務教育学校及び中等教育学校前期課程並びに特別支援学校小学部及び中学部を含む。）の児童・生徒の資質・能力を更に伸長するため、科学の専門家から指導を受ける「東京ジュニア科学塾」を実施する。

- (3) 「中学生科学コンテスト」の実施 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を中止の予定

中学生の理科・数学等に対する意欲・能力を更に伸長するとともに、科学好きの中学生の裾野を広げるため、理科・数学等の能力を競い合い切磋琢磨<sup>せつさたくま</sup>させる「中学生科学コンテスト」を実施する。

- (4) 理科教育支援推進事業

5地区を指定し、観察・実験の充実、関心・意欲の向上、指導力の向上、基礎学力の定着

の四つの柱について、各地域における理科教育施策の整理・充実に向けた支援を実施する。

## 2 高等学校における理数教育の充実（指導部・都立学校教育部）

### (1) 「理数アカデミー校」事業の充実

- ア 科学的に探究する能力や態度、課題を解決する能力、論理的思考力及び科学的な感性・創造性を育成するため、生徒一人一人のテーマに基づく探究活動をカリキュラムに取り入れる。
- イ 大学や研究機関と連携した最先端の実験・講義を通して理数に秀でた生徒の能力の一層の伸長を図る。
- ウ 大学教授等の専門家からの指導により、研究内容の充実を図り、生徒の進路実現に向けた意識の明確化を図る。
- エ 「科学の甲子園東京都大会」及び「研究発表会」を通して、生徒のプレゼンテーション能力・表現力等の育成を図る。
- オ 生徒の「科学の甲子園全国大会」への出場や各種科学コンテスト等の上位入賞を目指す。

### (2) 「理数リーディング校」事業の充実

- ア 学習指導要領（平成30年告示）において設置された「理数探究」で求められる数学と理科の知識や技能を総合的に活用した探究活動について研究開発を行う。教科・科目の枠を超えた多角的・複合的な視点で事象を捉え、豊かな発想で探究的な学習を行うことを通じて新たな価値の創造に向けて粘り強く挑戦する力を育成するため、生徒一人一人のテーマに基づく探究活動をカリキュラムに取り入れる。
- イ 大学や研究機関と連携した最先端の実験・講義を通して理数に秀でた生徒の能力の一層の伸長を図る。
- ウ 大学教授等の専門家からの指導により、研究内容の充実を図り、生徒の進路実現に向けた意識の明確化を図る。
- エ 「科学の甲子園東京都大会」及び「研究発表会」を通して、生徒のプレゼンテーションの技能を身に付けさせ、表現力の育成を図る。
- オ 生徒の「科学の甲子園全国大会」への出場や各種科学コンテスト等の上位入賞を目指す。

### (3) 「理数研究校」事業の充実

- ア 理数に興味をもつ生徒の裾野拡大に取り組む都立高等学校を「理数研究校」に指定する。
- イ 生徒が理数に関する研究を行うとともに、その成果を校内や各種科学コンテスト等で発表する。
- ウ 生徒が「科学の甲子園東京都大会」及び「研究発表会」に参加して、競技・交流を通じて互いに高め合い、理数に関する興味・関心の向上と知識・技能の着実な習得を図る。

### (4) 「理数研究ラボ」事業の充実

- ア 指定校以外の学校の生徒の中から理数に秀でた生徒を発掘し、次世代の科学技術系人材となるよう育成を図る。
- イ 大学や研究機関等と連携し、指定校以外の学校の生徒に対して、観察や実験など体験的な課題解決型学習や探究活動の機会を設け、理数に関する関心・意欲を高める。

## 2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育

ウ 長期休業期間等を活用した集中ラボの実施を通して、研究を進める方法を身に付けるとともに、思考力・判断力・表現力を高める。

### (5) 「チーム・メディカル」による医学部進学への支援

生徒の多様な進学ニーズに対応するため、戸山高等学校において、医学部等への進学を希望する生徒同士で互いに切磋琢磨し支え合うチームを結成し、進学指導を充実させるとともに、病院への職場見学や医療関係者との交流、大学医学部の教授による模擬授業など、医療への理解を深め医師になる志を育む、3年間一貫した育成プログラムを実施する。

### (6) 「理数科」の設置

理数系分野の幅広い素養と情報活用能力等を併せもつ人材の育成に向けて、都立立川高校における「理数科」開設への準備を着実に進める。

### (7) 「科学の甲子園東京都大会、表彰式及び研究成果発表会」の実施

都内の高等学校、中等教育学校後期課程及び高等専門学校を対象に、科学分野に興味・関心をもつ生徒の裾野を広げることを目的として、科学の甲子園東京都大会及び表彰式、研究発表会を実施する。

### (8) 「観察実験アシスタント（PASEO）」の配置

理科授業の充実を図るため、文部科学省所管の理科観察実験支援事業を活用し、都立中学校・中等教育学校前期課程全校に、理科の観察・実験に使用する設備の準備・調整等を行う理科観察実験アシスタントを配置する。

## 3 高大連携の推進（指導部・都立学校教育部）

### (1) 都立大学との高大連携の推進 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を縮小して実施の予定

大学レベルの課題研究を実地で学ぶとともに、様々な分野の研究内容に関して、最先端の研究等を体験することにより、文理横断的な幅広い視点で物事を捉え、主体的に課題を解決し、新たな価値を創造することができる人材を育成する。

#### ア 都立大学 都立高校生のための先端研究フォーラムの実施

都立高等学校、都立中等教育学校及び都立高等学校附属中学校の生徒を対象に、生徒が探究学習へのモチベーションを向上させ、大学に進学する目的や大学進学後の在り方、生き方を意識することができるようになるために、最先端の研究成果等の講演を実施する。

#### イ 高校生探究ゼミの実施

進学指導重点校や進学指導特別推進校等の生徒を対象に、大学レベルの課題研究に取り組む1年間を通じた講座を実施し、文理横断的な幅広い視点で物事を捉え、主体的・協働的に課題を解決し、新たな価値を創造できる人材を育成する。

#### ウ 高校生夏季集中ゼミの実施

夏季休業期間中に、最先端の科学技術等に関する講義や研究を体験する短期集中の講座を実施し、様々な研究分野に対する生徒の興味・関心を高めるとともに、進路に向けての動機付けの機会とする。

### (2) 東京農工大学との高大連携の推進 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を縮小して実施の予定

多摩科学技術高校を対象とし、大学がもつ教育・研究力を生かして高校教育の改善・充実を図るとともに、高大連携による取組を通じて得た学びの成果を適切に評価し、大学との円滑な接続を図る。

ア 「高大連携教育プログラム」の開発

研究活動への意欲を喚起する特別講義・授業を実施するとともに、大学教員による課題研究のテーマ設定、研究活動に対する指導・助言、類似した研究分野への研究室訪問、大学教員による研究発表会での指導・助言・講評等を実施する。

イ 学びの成果を適切に評価する方法の開発

アドミッションポリシーを踏まえた上で、高大連携による学びの成果を適切に評価して大学との円滑な接続を図る仕組みを検討する。

(3) 総合学科高等学校における高大連携の推進 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を縮小して実施の予定

総合学科高等学校における高大連携を推進し、大学の高いレベルの研究手法や指導法を学ぶことにより、課題研究を深化させるための取組を進める。

(4) 「志」育成事業の推進 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を縮小して実施の予定

難関国公立大学教授等を招へいし、最先端の研究に関わる講師による講演を実施することを通して、生徒自身が大学に進学する目的や大学進学後の在り方、生き方を意識することができるようにする。

(連携先：東京工業大学、京都大学、都立大学、東京都医学総合研究所、国際花と緑の博覧会記念協会)

ア 東京工業大学 高校生のための先端科学・技術フォーラム ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を中止

都立高等学校、都立中等教育学校及び都立高等学校附属中学校に通う生徒を対象に、東京工業大学教授による講演を実施する。

イ 京都大学チャレンジセミナー

京都大学と連携した研究者と高校生が交流するセミナーを実施する。

ウ 都立大学 都立高校生のための先端研究フォーラム ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を中止

都立高校生を対象に、都立大学教授による講演を実施する。

エ 高校生のための都医学研フォーラム ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業日程を延期して実施の予定

高校生を対象に、東京都医学総合研究所研究者による講演、施設見学及び体験を実施する。

オ コスモス国際賞受賞記念講演会 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を中止

高校生を対象に、コスモス国際賞受賞者による講演を実施する。

## 施策展開の方向性⑤

### 高度に情報化した社会で活躍できる力を伸ばす教育を推進します

#### 【施策の必要性】

これまで、私たちは、狩猟社会から農耕社会、工業社会を経て現代の情報社会に至るまで、生産手段と社会構造の飛躍的な変化を経て社会を発展させてきました。そして今、次の大きな変革として Society 5.0 が訪れようとしています。

Society 5.0 は、人工知能（A I）、ビッグデータ、Internet of Things（I o T）、ロボティクス等の先端技術があらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが「非連続的」と言えるほど劇的に変わることを示唆するものです。この「超スマート社会」の到来に伴い創出される新たなサービスやビジネスによって、生活はより便利で快適なものになっていくことが想像できます。

このような変化の激しい時代において、高度に情報化した社会で活躍できる人材の育成が求められています。

#### 1 「TOKYOスマート・スクール・プロジェクト」の推進（総務部）

##### (1) 区市町村立学校のICT環境整備・利活用

###### ア 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備支援事業

児童・生徒一人一人の理解度や進度に応じて個別最適化された学びや主体的・対話的な学びなどを実現するため、公立小・中学校において校内LANの新設・更新及び電源キャビネットの新設・更新を行う区市町村に対して、国の補助により整備費を支援するのに加えて、令和2年度から国の補助に上乗せした都独自の補助を実施する。

###### イ 公立学校情報機器整備支援事業

児童・生徒一人一人の理解度や進度に応じて個別最適化された学びや主体的・対話的な学びなどを実現するため、公立小・中学校において1人1台端末の整備を行う区市町村に対して、国の補助の活用を積極的に働き掛けるとともに、端末導入時の機器設定や授業等における利活用について支援する端末導入支援員の配置経費を都独自で補助する。

###### ウ ICT利活用モデル検証事業

公立小中学校におけるICT環境整備を推進するため、先進的にICT機器を整備・活用している区市町村教育委員会の協力を得て、ICT機器の活用及び効果等について実証研究を行う。また、都内外公立学校、私立学校等の活用事例の調査分析を反映させ、児童・生徒1人1台端末の環境におけるオンライン学習の特徴とその効果を整理し、ICT機器整備モデルの研究及び開発を図る。

###### エ 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業等を踏まえ、通信基盤・端末整備の前倒しなどを行う区市町村を支援し、オンライン教育の加速化を図る。

##### (2) 都立学校のICT環境整備・利活用

###### ア 「Society5.0に向けた学習方法研究校」事業

(ア) ICTを活用して、Society5.0 に不可欠な生徒一人一人の資質・能力を最大限伸ばす学習方法を開発するための研究を行うモデル校を18校（高等学校及び中等教育

学校 12 校、特別支援学校 6 校) 指定する。

- (イ) ICTを活用した学習支援の効果を検証するとともに、学習方法のモデルを開発・類型化し、グランドデザインに基づくICT活用推進計画等を各校で立案・実施する。

#### イ 採点支援システムの構築・活用

- (ア) 採点支援システムを都立高校 7 校に導入し、定期考査や小テスト等の採点業務を正確かつ効率的に行うことで、採点誤りの防止と教員の業務縮減を図るとともに、問題ごとの正答率等を集計・分析し、授業改善や生徒の補習等の取組を推進する。
- (イ) 定期考査や小テスト等のデータを分析し、教員の更なる授業改善と個に応じた指導の充実についての研究を実施する。

#### ウ ICT支援員の配置・教員向け研修

- (ア) 都立学校へのWi-Fi設置、学習支援クラウドサービスの導入等のICT環境整備に当たり、トラブルに迅速に対応し、安定した活用を支援するとともに、専門的見地から活用手法の改善や新たな活用法について支援するためのICT支援員を配置する。
- (イ) Society5.0時代に向けて、ICTを活用し、思考力・判断力・表現力・創造力・協働力・情報活用能力などの資質・能力を育成するための教員向け研修を実施する。

#### エ 教育用ダッシュボード整備に係る調査研究

校務系データと学習系データの効果的な連携方法及び学習系データを蓄積するための基盤(クラウド)構築について研究する。

#### オ 教育用ICTネットワークの更改

- (ア) 都立高等学校、高等学校附属中学校、中等教育学校及び特別支援学校におけるICT環境の充実のため、平成21年度に全校を結んだ教育用ICTネットワークを整備した。
- (イ) 令和2年度にネットワーク基盤の更改を迎えるため、基盤更改と共にネットワーク帯域の拡張や運用の改善を行い、継続して情報活用能力を育成する環境を整備する。

#### カ 校内無線LAN環境の整備

- (ア) 生徒が所有するICT機器等の効果的な活用方法や校内ルールづくりなどの研究を行うモデル校を10校指定し、校内無線LAN環境を平成30年度に当該校に整備した。
- (イ) 令和2年度に80校(高等学校及び中等教育学校73校、特別支援学校7校)の校内無線LAN環境を整備し、令和3年度以降に全校の無線LAN環境の整備を完了する。

#### キ 統合型学習支援サービスによる全校オンライン学習環境の整備

教員と児童及び生徒の双方向のオンライン学習等を可能とする統合型学習支援サービスについて、令和2年度から都立高等学校、高等学校附属中学校、中等教育学校及び特別支援学校の全生徒分のアカウントを発行し、利用を開始する。

#### ク 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業等を踏まえ、全都立学校への学習支援クラウドサービスの導入やICT支援員の配置など、オンライン教育の加速化を図る。

- (3) 教育における先端技術利活用促進事業

## 2 社会の持続的な発展を<sup>けん</sup>牽引する力を伸ばす教育

5GやAR/VR等の先端技術の活用について、都立学校3校程度において実証研究に取り組み、新たな指導方法の検証・試行を行う。

### (4) 統合型校務支援システムの整備

生徒一人一人の力を最大限に伸ばす質の高い教育の実現及び校務の効率化を図ることを目的としたTOKYOスマート・スクール・プロジェクトを推進するため、統合型校務支援システムのシステム構成及び各サービスの機能要件を精査し、システム化の範囲を決定し構築設計を行う。

## 2 プログラミング教育の着実な推進（指導部）

### (1) 情報教育研究校（7校）におけるプログラミング教育の研究

ア 情報教育研究校を指定（小・中・高各2校、特別支援学校1校）し、各校種においてプログラミング教育を行うための体系的なカリキュラム及びそれに基づいた実践的な指導方法を、専門家の助言を取り入れるなどして、研究する。

イ 研究・実践の成果を、研究授業等により他校へ普及・啓発する。

ウ プログラミング教育を行うための体系的なカリキュラム、学習指導案、教材、ワークシート、評価シート、指導の手引等について、情報教育ポータルサイトにおいて公開する。

エ 研究・実践の成果を他校に普及・啓発することに資する動画を制作し、情報教育ポータルサイトにおいて公開する。

### (2) 小学校対象「プログラミングキャラバン」の実施

児童の論理的思考力（プログラミング的思考）の育成を図るため、外部専門家を派遣し、プログラミング教育に関する講座（50校）を実施する。

### (3) 情報教育ポータルサイトの公開・運営

令和元年度の推進校の研究成果（効果的な指導事例）を公開する。

## 3 情報モラル教育の着実な推進（指導部）

### (1) 情報教育研究校（7校）における情報モラル教育の研究

ア 情報教育研究校を指定（小・中・高各2校、特別支援学校1校）し、各校種において情報モラル教育を行うための体系的なカリキュラム及びそれに基づいた実践的な指導方法を、東京都が作成した教材等を活用して、研究する。

イ 研究・実践の成果を、研究授業等により他校へ普及・啓発する。

ウ 情報モラル教育を行うための体系的なカリキュラム、学習指導案、教材、ワークシート、評価シート、指導の手引等について、情報教育ポータルサイトにおいて公開する。

エ 研究・実践の成果を他校に普及・啓発することに資する動画を制作し、情報教育ポータルサイトにおいて公開する。

### (2) 小学校対象「親子スマホ教室」の実施

公立小学校75校を対象に講師を派遣し、児童とその保護者が、スマートフォンやSNS等を適切に活用することについて、一緒に学ぶことを目的とした親子情報スマホ教室を実施する。

### (3) SNS等の適正な使い方の啓発強化

ア 情報モラル教育を推進する補助教材「令和2年度版SNS東京ノート」を配布するとと

もに、その活用を図るため、学校が参考となる指導資料動画を制作し、情報教育ポータルサイトに公開する。

イ 家庭におけるルールづくり等について、啓発動画を制作し、情報教育ポータルサイトに公開する。

(4) インターネット等の適正な利用に関する子供を取り巻く実態の把握

ア 都内全公立学校を対象に学校非公式サイト等の監視を行い、不適切な書き込み等については緊急性・危険性に応じて対応し、都立学校や区市町村教育委員会等への情報提供を行う。

イ 子供のインターネット利用における様々な課題が指摘されていることから児童・生徒のインターネット利用状況調査を実施し、東京都の児童・生徒のインターネットの利用率やルールの策定状況、インターネット利用によるトラブル等の実態を把握する。

(5) 情報教育ポータルサイトの公開・運営

平成 31 年度まで指定していた情報モラル推進校の研究成果（効果的な指導事例）を公開する。

**4 ICT利活用の着実な推進（指導部）**

(1) 情報教育研究校（7校）におけるICT利活用の研究

ア 情報教育研究校を指定（小・中・高各2校、特別支援学校1校）し、各校種における1人1台環境を生かしたICT利活用に関する実践的な指導方法を研究する。

イ 研究・実践の成果を、研究授業等により他校へ普及・啓発する。

ウ ICT利活用の効果的な指導事例（学習指導案、教材、ワークシート、評価シート、指導の手引等）を情報教育ポータルサイトにおいて公開する。

エ 研究・実践の成果を他校に普及・啓発することに資する動画を制作し、情報教育ポータルサイトにおいて公開する。

(2) 情報教育ポータルサイトの公開・運営

都内公立小・中学校等のGIGAスクール構想の着実な推進に向けて、先進的な事例を収集し、公開する。

**5 情報活用能力等を兼ね備え、新たな時代を<sup>けん</sup>牽引する理数系人材の育成（指導部・都立学校教育部）**

(1) 「理数科」の設置（再掲）

理数系分野の幅広い素養と情報活用能力等を併せもつ人材の育成に向けて、都立立川高校における「理数科」開設への準備を着実に進める。

**6 社会の変化に対応した実践力あるIT人材の育成（都立学校教育部・指導部）**

(1) 企業、専門学校と連携したIT人材の育成（再掲）

情報・システム系の学科を有する町田工業高等学校において、IT関連企業、専門学校等と連携したIT人材育成のための5年一貫の教育プログラム「TOKYO P-TECH」の実施に向けた調整を行う。

令和2年度においては、教育委員会、高校、専門学校、企業等からなるコンソーシアム組

## 2 社会の持続的な発展を<sup>けん</sup>牽引する力を伸ばす教育

織を立ち上げ、教育プログラムの開発に向けた検討・調整を行うとともに、試行プログラムを実施する。

### Ⅲ

### 3 グローバルに活躍する人材を育成する教育

#### 施策展開の方向性⑥

#### 生きた英語が身に付き、コミュニケーション能力を伸ばす教育を推進します

##### 【施策の必要性】

児童・生徒が将来にわたり、グローバル社会でたくましく生き抜いていけるようにするためには、英語力を身に付けさせ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や、自らの考えや意見を論理的に説明することができる能力等を育成することが重要です。

そのため、東京都教育委員会は、平成 30 年 2 月に、グローバル人材育成の目標の設定とその目標達成への手段を明確にした「東京グローバル人材育成計画' 20(Tokyo Global STAGE' 20)」を策定しました。今後は、この計画を踏まえて、グローバルに活躍する人材の育成を着実に推進していく必要があります。

#### 1 小学校における英語教育の充実（人事部・指導部）

##### (1) 小学校における英語教育に関する指導体制の整備

英語指導の専門性の確保や新学習指導要領の実施に伴う教員の負担増加に対応するため、22 学級以上の大規模な学校に英語の専科指導教員を配置し、それ以外の学校には英語を専門的に指導するための講師時数を措置する。

##### (2) 英語教育を推進する教員の採用

グローバル人材育成のための英語教育の充実を図るとともに、英語教育の充実を図るため、教員採用候補者選考の小学校全科（英語コース）において、採用候補者選考の受験資格に加えて中学校又は高等学校教諭の「英語」の免許状を有する者を採用する。

##### (3) 小学校教員の海外派遣研修 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を中止の予定

小学校の英語教科化に向けて、小学校教員を対象に英語を母語又は公用語とする国に派遣し、大学等の高等教育機関が提供する 4 週間程度の連続した英語教授法及び語学力向上のプログラムを研修として受講させ、指導力及び英語運用能力の向上を図る。

また、ホームステイや現地校の訪問等を通して、異文化理解を深めさせる。

さらに、中学校・高等学校の派遣教員とともに教員海外派遣シンポジウムに参加することにより、帰国後の授業実践における成果と課題、その解決方法等の情報の共有を図る。

#### 2 中学校における英語教育の充実（指導部）

##### (1) 英語「話すこと」の評価を行うスピーキングテストの導入に向けた確認プレテストの実施

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小して実施の予定

都立高校入試における英語「話すこと」の評価及び中学校における英語 4 技能育成に向けた英語「話すこと」の指導の充実等を目的とし、都内全公立中学校等第 3 学年生徒を対象に、民間資格・検定試験を活用したスピーキングテストを実施する。

### 3 グローバルに活躍する人材を育成する教育

令和2年度は、出題内容・実施方法等を確認するため、都内公立中学校第3学年の全生徒約80,000人を対象としてプレテストを実施し、円滑な本格実施につなげていく。

#### (2) 中学校英語科授業における効果的な少人数・習熟度別指導の充実

中学校英語において「東京方式少人数・習熟度別指導ガイドライン」に基づいた効果的な少人数・習熟度別指導を推進し、生徒一人一人の「使える英語力」の定着と伸長を図るための英語教育の充実を図る。

#### (3) 「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための検討委員会」の設置

東京都の中学校英語教育の充実に向けて行う取組を検討するための委員会を設置し、新学習指導要領を踏まえた具体的な取組について検討する。

特に小・中の接続について検討し、新学習指導要領の趣旨や学習評価に関する情報とともに、小・中接続の視点を踏まえた授業の在り方や効果的な取組事例等を掲載したリーフレットを作成し、配布する。

#### (4) 中学校英語科教員を対象とした研修の実施

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を縮小して実施の予定

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、平成29年度から3か年で中学校英語科全教員を対象として実施した「生徒の英語によるパフォーマンスを高める研修」の効果を更に高めるため、スピーチやインタビューテスト等のパフォーマンステストや観察等を授業に取り入れていくことができるよう、令和元年度に作成した「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための指導資料」を活用した授業実践を「授業力向上セミナー」として中学校英語科教員に広く公開し、優れた実践を学ぶ機会とする。

### 3 高等学校における英語教育の充実（指導部）

#### (1) JETプログラムによる外国人指導者の活用

ア 都立高等学校及び中等教育学校にJET青年を配置し、授業でのティーム・ティーチングの実施や部活動等での日常的な交流を促進させる。

イ JET青年に対する指導力向上のための研修の実施や、JET青年を効果的に活用した授業の実践例などの共有により、英語授業の改善を図る。

#### (2) 「東京グローバル10」の指定継続

指定校10校において、外国人指導者の活用、生徒の英語力測定、少人数指導の充実等による生徒の英語力向上や、海外研修、海外からの受入れ等の国際交流活動、英語以外の外国語学習の充実に係る取組に対して支援を行い、意欲ある生徒の外国語力の向上を推進するとともに、積極的に国際交流を行い国際教育を一層推進し、将来、国際社会の様々な分野・組織で活躍できるグローバル・リーダーの育成を図っていく。

ア 生徒のオンライン英会話

イ 外部検定試験による生徒の英語力調査

ウ 海外大学進学指導における情報提供等の支援等

#### (3) 東京イングリッシュ・エンパワーメント・プロジェクトの実施

学校生活の中で、日常的に英語に触れさせる機会を拡大させ、体験的に英語を使う場を提供することを目的に実施する。

具体的には、昼休みや放課後等の学校生活における様々な場面で、インターネットで配信される都独自の英語映像教材などを活用しながら、時事・社会問題をはじめ他教科で学習す

- る内容（歴史、文化、自然科学等）などの幅広い話題に関する議論や意見交換を、英語を使ってJET青年も交えながら行う。これにより、生徒の英語を用いて積極的にコミュニケーションを図り、自らの考えや意見を論理的に説明することができる資質・能力を育成する。
- (4) 「英語教育推進校」事業の実施 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を縮小して実施の予定

「英語教育推進校」を40校指定し、「聞く」「話す」に重点を置いたきめ細かい指導等を行う。

ア 外部検定試験の実施

生徒の英語力を把握するために、国内で実施されている4技能を測ることができる外部検定試験に関して、各校1学年分の費用を各年度に1回分措置する。

イ 生徒対象オンライン英会話学習

授業において、インターネット電話サービスを活用しタブレット端末で海外の外国人講師と実際にオンラインで会話し、教科書に沿った練習や検定試験受験に向けた実践練習などを行う。

#### 4 学校外における英語に触れる環境の充実（指導部）

- (1) 「TOKYO GLOBAL GATEWAY」の運営支援
- ア 施設の運営を行う民間事業者と連携しながら、利用者の意見等を踏まえてプログラムの内容の改善を行う。
- イ 事業者と連携し、施設の魅力や活用例等を分かりやすく広報すること等により、より多くの都立学校や区市町村立学校をはじめ、私立学校や都外の学校等による利用を促進する。
- (2) 多摩地域における体験型英語学習施設の検討
- 体験型英語学習施設である「TOKYO GLOBAL GATEWAY」の特徴を備えた環境を多摩地域でも展開し、グローバルに活躍する人材を育成するため、地域のニーズ等を把握した上で、具体的な整備方針について検討する。

#### 5 高度で創造的な探究学習の提供（指導部）

- (1) Diverse Link Tokyo Eduの実施 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小して実施の予定

文部科学省令和元年度新規事業『WWL（ワールドワイドラーニング）コンソーシアム構築支援事業』における全国10拠点の一つとして採択された事業である（国の事業期間は令和元年度から令和3年度までの3か年。）。

子供たちがSociety 5.0の社会において活躍できるよう、世界的な視野や深い思考力、他者と協働する力、創造性等を培うことを目的に、東京ならではのネットワークを最大限に生かし、海外の教育行政機関や国内外の大学、グローバル企業等と連携し、新たな教育機会を提供する。

対象校は、当初は14校\*を中心として開発し、将来的には都立校に順次展開していく。

※拠点校：南多摩中等、共同実施校：白鷗高校・附属中、事業連携校：東京グローバル

10、知的探究イノベーター推進校

拠点校・共同実施校における個に応じた学び（文理融合の教育課程や外部人材を活用した

### 3 グローバルに活躍する人材を育成する教育

課題研究)と、都教育委員会が提供する学校の垣根を超えたトップ層を伸ばす学び合いの機会 (Tokyo Leading Academy、高校生学会 (仮称)、高校生国際会議) により、相互に補完連携していく。

#### 施策展開の方向性⑦

#### 我が国や郷土の伝統・文化への理解を深める教育を推進します

##### 【施策の必要性】

グローバルな社会の中では、世界各国の人々と交流し、コミュニケーションを図る機会が増加していくことから、異なる国や地域の伝統・文化等を尊重するとともに、日本や東京の良さを積極的に発信できる力を育成していく必要があります。

そのためには、各学校において児童・生徒と外国人との様々な交流の機会を設け、日本の文化を紹介したり、外国の文化に触れたりする体験等を取り入れた教育活動を展開し、全ての児童・生徒が我が国や地域の歴史、伝統・文化等についての理解をより深めることが重要です。このことは、日本人としての自覚や、郷土を愛し誇りに思う心を育み、異なる文化との相互理解をより促進することにつながります。

#### 1 国際社会に生きる日本人の育成 (指導部)

##### (1) 都独自英語教材「Welcome to Tokyo」の活用

「Welcome to Tokyo」Beginner (入門編)、Elementary (初級編)、Basic (基礎編)、Intermediate (発展編) を都内公立学校の小学校3年生以上の児童・生徒に配布し、授業をはじめ様々な場面で活用することで、日本及び東京の伝統・文化、歴史等の理解の促進、英語によるコミュニケーション能力の伸長及び東京2020大会に向けた国際教育の推進を図る。

##### (2) 日本の伝統芸能鑑賞教室 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を中止

都立高等学校生が日本の伝統・文化を理解し、その内容を他者に発信していく力を身に付けるため、学校行事として伝統芸能鑑賞教室を実施する。

ア 都立高等学校全日制課程、都立中等教育学校 (後期課程) 及び希望する都立高等学校定時制・通信制課程に対して、3年間で1回伝統芸能を鑑賞する機会を設定

(ア) 伝統芸能を鑑賞する機会の設定

(イ) 伝統芸能に関する事前・事後アンケート調査の実施

イ 実施校における伝統芸能の情報発信

(ア) 伝統芸能を鑑賞し、感じたことについて校内で発表

#### 2 優れた芸術文化に対する理解の促進 (指導部)

##### (1) 東京2020大会に向けた都の文化プログラムの活用による芸術文化の鑑賞・体験

指定を受けた学校が、都の文化プログラム「Tokyo Tokyo FESTIVAL」や「オリンピック・パラリンピック教育推進支援事業 (コーディネート事業)」における教育支援プログラム等を活用し、芸術・文化の鑑賞や体験の取組を推進する。

ア 「Tokyo Tokyo FESTIVAL」や「コーディネート事業」等の教育支援プログラムの実施

## イ 巡回公演による芸術文化の鑑賞等

(例) オーケストラ、ミュージカル、オペラ、邦楽、和太鼓、合唱、演劇、歌舞伎・能楽、演芸・寄席、パントマイム、バレエ、ダンス、邦舞等

## ウ ワークショップ等による体験・参加や作品の制作等

(例) 民族音楽、作曲、染色、漆器、書道アート、文字絵、朗読、俳句、民謡、囲碁・将棋、食文化等

## (2) 都立高等学校における文化部活動の振興

## ア 文化部推進校及び文化部新設置推進校の指定

全国高等学校総合文化祭における開催部門の文化部を支援するため、新たに文化部推進校及び文化部新設置推進校を指定し、各校における文化部活動の活性化や他校への成果の普及を図る。

(ア) 演劇部や合唱部等、全国高等学校総合文化祭の開催部門ごとに推進校を指定し、文化部活動を支援

(イ) 開催部門のうち、都立高等学校で未設置となっている吟詠剣詩舞部や弁論部、マーチングバンド・バトントワリング部等を新たに設置する学校を支援

## 3 高等学校における日本史の必修化の推進（指導部）

## (1) 日本史の必修化（「江戸から東京へ」の普及啓発）

ア 平成 24 年度から都立高等学校及び都立中等教育学校の新入生全員に教科書「江戸から東京へ」を、教育課程に「江戸から東京へ」を設置している学校へ副教材（地図帳及び問題集）を、無料配布している。

イ 地理歴史科の授業における教科書「江戸から東京へ」の一層の活用促進を図る。

ウ 教育研究員高等学校地理歴史部会による教科書「江戸から東京へ」を活用した授業実践の発表会と報告書を通して、効果的な活用方法の普及・啓発の推進を図る。

## 4 特別支援学校における文化部活動の推進（指導部）

## (1) 文化部活動への専門家の招へい

## ア 部活動指導員の配置

都立高等学校及び公立中学校並びに都立特別支援学校における教員の勤務負担軽減と部活動の充実を図り、学校の教育体制の整備・充実に資するため、部活動指導員を配置する。

## イ 都立特別支援学校の部活動振興事業

特別支援教育の充実に資するため、都立特別支援学校の部活動に外部指導員を導入し、児童・生徒の個性や能力を一層伸長する。

## (2) 文化芸術活動の成果を発表する取組推進

ア 東京都特別支援学校アートプロジェクト展 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業形態を変更して実施の予定

都立特別支援学校及び都内国公立特別支援学校から美術作品を募集し、芸術系大学との連携による審査を行い、広く都民等に向けた展覧会を開催する。

イ アートキャラバン ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業形態を変更して実施の予定

### 3 グローバルに活躍する人材を育成する教育

前年度のアートプロジェクト展の展示作品を都内の複数の会場において、広く都民等に向けた展覧会を開催する。

ウ 東京都特別支援学校総合文化祭 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を中止の予定

音楽・演劇・造形美術等、全9部門での文化・芸術活動を発表する部門別発表会を都内各会場で開催する。

#### 施策展開の方向性⑧

### 文化の多様性を尊重し、国際社会の発展に寄与する態度を育てる教育を推進します

#### 【施策の必要性】

現在、世界中にある様々な課題を解決するために、異なる文化との共存や国際協力が不可欠であり、様々な国や地域の人々と共に未来を切り拓いていこうとする態度・能力を育成することが求められています。

そのため、いわゆる「内向き志向」を打破し、将来、世界を舞台に活躍できる次世代のリーダーを輩出するため、海外への留学支援等を推進することが必要です。

また、海外留学生の受入れを拡大する必要があります。

しかし、国際交流先になり得る海外の学校等の情報がない、学校の教員だけは交流先を探す余裕がない、英語で相手校と交渉をすることは難しいなど、様々な課題も顕在化しています。海外留学生の受入れに当たっては、各都立学校の状況に応じた受入時期や規模の設定、ホームステイの在り方についての検討や、「東京」を留学先に選んでもらうための積極的な情報発信も重要になります。

#### 1 国際交流の推進（指導部）

(1) 都立学校における海外との学校間交流の拡充

海外教育機関等との覚書に基づく連携や、各校のこれまでの国際交流の実績、「次世代リーダー育成道場」等の事業実績、後述する国際交流コンシェルジュの活用等により、都立学校における海外との学校間交流を拡充する。

(2) 都立高等学校等における留学生受入れの促進 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を中止の予定

海外教育機関等と連携し、留学生にとって訪都のインセンティブとなる魅力的な留学機会を創出するため、日本型教育の体験や日本文化・東京の暮らしなどに触れる「東京体験スクール」を引き続き実施する。

(3) 国際交流コンシェルジュの運営

交流可能先（海外の学校等）の情報の一元化や、学校からの相談対応等を行う国際交流コンシェルジュを引き続き運営し、各学校のニーズに応じて多様な国際交流が実現できるよう、きめ細やかな支援を行う。

#### 2 高校生の留学・海外大学進学への支援（都立学校教育部・指導部）

(1) 「次世代リーダー育成道場」の実施

## ア 事前研修

都立高校生等が次世代を担う人材に求められる広い視野や高い英語力、チャレンジ精神、使命感などの資質や能力を身に付けるために、海外留学前に講義、英語研修、日本の伝統・文化に関する学習、日本の歴史学習、ゼミナール研究等の研修を実施する。

## イ 留学

都立高校生等がホームステイをしながら現地の高校に通学し、異なる文化や生活習慣の中で現地生徒とともに学校生活を送ることで、国際社会で活躍できる人材に必要な国際感覚やコミュニケーション能力を養う。

## ウ 事後研修

成果報告会、交流研修等において、留学で学んだことやゼミナール研究を発表する。

## エ 啓発・発信事業

高校生の留学の機運を高めるための取組として、留学フェアやフォーラムを開催するほか、ウェブページにより、本事業の成果報告や留学に関する情報を発信する。

## (2) 都立国際高等学校における国際バカロレアの取組の推進

国際バカロレアコースの生徒が、高校卒業資格と併せて、国際的に認められる大学入学資格（フルディプロマ）を取得し、海外大学への進学希望を実現できるよう、都立国際高等学校におけるディプロマ・プログラムの実施を支援するとともに、海外大学への進学に向けた指導の充実を図る。

また、国際バカロレアのカリキュラムに対応し、英語による授業ができる教員の確保を計画的に行うことで、国際バカロレアコースの安定的な運営体制の構築を図る。

## 3 豊かな国際感覚を醸成する都立学校の整備（都立学校教育部）

## (1) 都立新国際高等学校（仮称）の設置準備

都立新国際高等学校（仮称）の設置に向けて、自己のアイデンティティを確立させ、豊かな教養と論理的思考力、高いコミュニケーション能力を有し、国際社会において他者と協調しながら課題解決に取り組むことができる人材を育成するための教育課程の検討、環境整備等を着実に進める。

## (2) 都立小中高一貫教育校の設置準備

令和4年度の都立立川国際中等教育学校への附属小学校新設による小中高一貫教育の実施に向けて、12年間の教育課程の検討、環境整備等を着実に進める。

## 4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

### 施策展開の方向性⑨

#### 自分の未来を切り拓く<sup>ひら</sup>力を育むキャリア教育を充実します

##### 【施策の必要性】

産業・就業構造が大きく変化している中で、様々な課題に柔軟かつ適切に対応し、社会人、職業人として自立していくための教育の推進が求められています。

小学校においては、発達段階に応じて、人、社会、自然、文化と関わる体験活動を設定し、他者と積極的にコミュニケーションする能力や態度を身に付け、将来の仕事に対する関心・意欲を高めるとともに、将来の夢や希望など自己実現に向けて努力する意欲等を養う必要があります。

中学校においては、職場体験等を含む体系的なキャリア教育を推進することにより、社会における自らの役割や将来の生き方・働き方等について考えるとともに、目標を立てて計画的に物事に取り組む態度を育成する必要があります。

高等学校においては、雇用、労働問題、社会保障制度や金融・経済、消費生活などに関する基礎的知識、また、成年年齢の引下げに伴い、主権者や消費者としての役割や責任など、実社会において生活するための基礎を確実に身に付けていくことも重要です。

とりわけ、専門高等学校では、卒業後すぐに就職する生徒が多いことから、社会の変化に対応できる人材を育成しなければなりません。このことから、生徒の能力伸長と進路実現を図るため、教育内容等を見直し、魅力ある専門高等学校づくりを進めていく必要があります。

#### 1 キャリア教育の推進（指導部・都立学校教育部・地域教育支援部）

##### (1) 中学校における「職場体験活動」の実施

ア 区市町村教育委員会と連携し、都内全公立中学校等における職場体験活動の実施を継続するとともに、指導主事連絡協議会等において体験活動の充実に係る情報の提供や優れた実践事例の発表等を行い、職場体験活動のより一層の充実に図る。（※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度は中止の学校もあり）

イ 中学校等における職場体験活動の実施予定等に関する調査を実施し、都内全公立中学校等の職場体験活動に係る取組の状況を把握するとともに、成果や課題を抽出し、区市町村教育委員会や各学校等に情報提供を行う。また、キャリア教育に係る取組事例等について情報収集を行い、優れた取組等について指導主事連絡協議会やメールマガジン等を通じて全都に紹介する。

ウ 都教育委員会ホームページで公開している「キャリア教育教師用手引書」（小学校版・中学校版）の活用を推進し、小・中学校におけるキャリア教育の充実に向けた具体的な取組やカリキュラム作成の仕方などについて、教員の理解を深め、実践を促す。

エ キャリア・パスポートの考え方や活用の方法、キャリア教育で育成する具体的な資質・能力等を示したリーフレットを、都内全公立小・中学校及び都立高等学校の全教員に配布し、キャリア・パスポートを活用した小・中・高を一貫する効果的なキャリア教育を推進

する。

(2) インターンシップ事業の促進

生徒に望ましい勤労観、職業観を身に付けさせるとともに、主体的に進路を選択決定する能力、態度を育むキャリア教育を支援する。

平成 18 年度に都内国際ロータリーと締結した「インターンシップ事業に関する基本協定」を踏まえ、平成 19 年度からは国際ロータリーと連携したインターンシップ事業を実施するとともに、受入れ先の企業の拡大を図ってきた。

今後も受入れ先の企業の拡大及び職種の多様化を進め、都立高校生のインターンシップが円滑に行えるよう情報提供等の支援をしていく。

(3) 都立高校における起業・創業に関する教育の推進

都立高等学校において、起業・創業学習を通して起業・創業への関心を高め、都立高校生の起業家精神を醸成するとともに、起業に必要な知識やスキル等、新しい価値を創り出す力を育成する。

ア 都立高校生等起業・創業体験

都立高校等に通う起業・創業に興味のある潜在層を対象として、夏季休業期間に講座を開講し、社会起業家の講演から企業の社会的意義や問題解決がビジネスにつながることを学び、フィールドワークやビジネスプランの作成等といったプログラムを実施し、自分で考え行動ができるアントレプレナーシップを身に付け、将来の生き方の一つに起業という選択肢も含められる柔軟な発想をもつ人材の育成を目指す。

(4) 家庭・福祉高校（仮称）の設置

不足が見込まれる保育人材を育成したり、入学者選抜の応募倍率が高い調理師を養成できる学科や、超高齢社会に対応した介護人材を養成する学科を併せ持った家庭・福祉高校（仮称）の令和 3 年度の設置に向け、必要な施設・設備の整備や教育課程の編成等について検討を進める。

(5) 実地に学ぶ商業教育への推進（再掲）

都立商業高等学校において、実社会でのビジネスに直結した授業の充実を図るため、平成 30 年度からビジネス科への学科改編を行った。平成 30 年度から第 1 学年で学ぶ「ビジネス基礎」において、東京都教育委員会が作成する補助教材「東京のビジネス」を使用して、東京や地域のビジネスの調査・研究を実施する授業の充実を図るとともに、令和元年度から第 2 学年において、企業や地域と連携した市場調査や商品企画を行う学校設定科目「ビジネスアイデア」を実施している。

(6) 企業・NPO等と連携した「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」の実施

企業や大学、若者支援に関する専門的知識や経験を有するNPO等と連携し、高校生が社会や職業について実感をもって理解しながら、将来、社会人・職業人として生活していくために必要な能力等を身に付けることができる参加体験型の教育プログラムを普通科高校を中心に実施する。

## 2 主権者として社会に参画する能力の育成（指導部）

(1) 全都立学校への全国紙等の配布

都立高等学校、都立中等教育学校及び都立特別支援学校高等部の図書室等に全国紙等 6 紙

#### 4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

を配置する。

ア 生徒が現実の社会的事象に触れる機会の充実

イ 教員が主権者教育のための教材として活用する環境の整備

##### (2) 主権者意識の醸成 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を縮小して実施の予定

主権者教育の一層の充実を図るとともに、次のアからエまでを実践し、現代社会の諸課題を自らの課題として捉え、他者と協働してより良い社会を形成する力を育成する。

ア 「法」に関する教育

法律の実務家と連携した研究授業の実施

イ 金融・金銭教育

東京都金融広報委員会と連携した金融・金銭教育の推進

ウ 租税教育

都主税局や東京国税局、東京税理士会と連携した高等学校用副教材の作成・配布及び租税教育の推進

エ 消費者教育の充実

消費者教育リーフレットの作成・配布及び教員向け研修会の実施

### 3 高等学校における東京都独自の教科「人間と社会」の実施（指導部）

#### (1) 都独自教科「人間と社会」の実施 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を縮小して実施の予定

「人間と社会」は道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実にも照らし、より良い生き方を主体的に選択し行動する力を育成することを目標とした教科であり、平成28年度から全都立高等学校等で実施している。各校の指導の充実のために、推進者を対象とした研修を実施するなど、必要な支援を行う。

ア 年間計画等調査の実施

令和2年度の実施計画について適切な指導・助言を行うため、各校における令和元年度の演習と体験活動の実施状況を調査し、課題を把握する。

イ 推進者研修の実施

(ア) 「人間と社会」の優れた取組を共有するとともに、探究的な要素を取り入れた「人間と社会」改訂版教科書試行版テキストの趣旨・活用方法等を説明することを目的として、各校の推進者を対象に推進者研修会を実施する。

(イ) 令和元年度から導入された各校の道徳教育推進教師は、原則として教科「人間と社会」推進者が兼ねる。

### 4 将来の東京の教育を担う意欲ある人材の育成・確保（指導部・都立学校教育部）

#### (1) 東京学芸大学との高大連携の推進 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を縮小して実施の予定

将来の東京の教育を担う人材の育成に向けて、都立小金井北高等学校において、希望する生徒に教師としての基本的な素養や職業意識等を育成するとともに、その学びを大学での専門的な学びにつなげる。

ア 教員の魅力を伝えるセミナーや大学見学会を含めた特別セミナーの実施

教師の魅力を知る機会を提供することにより、将来の職業選択の一つとして教職への興

味・関心を醸成する。

イ 教職大学院生による専門教科・科目のワークショップへの参加

土曜日や長期休業中を活用し、教師を志望する生徒が、互いに切磋琢磨しながら、教師としての基本的な素養や職業意識を習得するワークショップを実施する。

ウ 教員養成分野における専門的な講義や研究活動を実施

希望により選択できる「チーム・エデュケーション」を導入し、「教育学基礎」、「教育課題研究」、「特別講義」、「教育実習体験」等を実施するとともに、小学校で外国語（英語）の指導ができる教員となるための英語教育に取り組む。

## 5 知的障害特別支援学校における職業教育の充実（都立学校教育部）

(1) 就業技術科と職能開発科による職業教育の展開

知的障害が軽度の生徒を対象に専門的職業教育を行う就業技術科、知的障害が軽度から中度の生徒を対象に基礎的職業教育を行う職能開発科及び職業準備教育を行う普通科の3科による重層的な職業教育を展開するため、既に設置の完了した就業技術科5校及び職能開発科3校に加え、今後、5校へ職能開発科の設置を進める。

### 施策展開の方向性⑩

## 障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加・貢献を実現するための教育を充実します

### 【施策の必要性】

これまで、障害のある児童・生徒等の自立と社会参加に向けて、特別支援学校における教育環境の整備・充実に取り組むとともに、通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒への支援体制を整備するなど、特別支援教育を着実に進展させてきました。今後も引き続き、公立学校に在籍する障害のある全ての児童・生徒が、その持てる力を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加を実現できるよう、教育的支援の更なる充実を図る必要があります。

また、障害のある児童・生徒が障害のない児童・生徒と等しく充実した教育を受けられるよう、就学先を決める際には、障害の状態や本人の教育的ニーズを踏まえつつ、保護者の意向を尊重するとともに、個々の教育的ニーズに最も的確に答える多様で柔軟な仕組みを備えた教育環境の整備が求められています。このため、インクルーシブ教育システムについて調査・研究を行い、より良い教育環境の整備に必要な支援策を検討する必要があります。

さらに、医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に、医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒は増加傾向にあり、これらの児童・生徒等に安全な教育環境を適切に提供するため、医療的ケアの実施体制を整備することが必要です。

こうした諸課題を解決するため、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」等に基づき、特別支援教育の更なる充実を図っていきます。

## 1 「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」に基づく取組の推進（都立学校教育部・指導部）

(1) 都立知的障害特別支援学校における規模と配置の適正化の推進

将来推計により今後も在籍者数の増加が見込まれる都立知的障害特別支援学校について、学校の新設や増改築をはじめ多様な方法により教育環境の充実を図る。

#### 4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

- (2) 児童・生徒の通学環境の改善（スクールバスの充実）  
乗車時間が60分を超えるコースについて、バスの小型化やコース設定を工夫することにより、平均乗車時間の短縮に努める。
- (3) 都立知的特別支援学校における就労支援の取組の推進
- ア 民間を活用した企業開拓委託
- (ア) 特別支援学校高等部生徒の企業就労を一層促進するため、現場実習先や雇用先の開拓等に関する情報収集を委託する。
- (イ) 進路指導教員とともに企業開拓業務を行う就労支援アドバイザーを配置し、更なる開拓数の増加を促進する。
- イ 特別支援学校就労支援体制  
実習先や雇用先企業の開拓や情報管理、特別支援学校における効果的な就労支援事業等を行うため、「東京都就労支援員（会計年度任用職員）」を配置する。
- ウ 障害者雇用に対する理解促進
- (ア) 企業向けセミナーの開催により、障害者雇用に関する理解促進を行うとともに、雇用及び実習受入れ等の協力を依頼する。
- (イ) 特別支援学校生徒の企業就労に向けて、企業等に対し、障害者雇用についての理解推進及び雇用促進を図ることを目的に平成27年度に制作したDVDを活用する。
- エ 職業教育の充実
- (ア) 特別支援学校技能競技大会を開催し、生徒が日頃の学習の成果を企業に対して発表する機会を設ける。
- (イ) 就業技術科及び職能開発科の産業現場等における実習に際して、実習先への謝礼を確保し、実習の実施の促進を図る。
- (ウ) 特別支援学校就労支援委員会企業開拓部会を開催し、就労支援における課題解決の方法等を協議することにより、進路担当者の力量の向上を図る。
- (4) 医療的ケアの充実
- ア 特別支援学校における人工呼吸器の管理  
肢体不自由特別支援学校に人工呼吸器の管理が必要な児童・生徒が一定数在籍していることを踏まえ、肢体不自由特別支援学校全校で実施する際の条件や留意点等をまとめた「都立特別支援学校における人工呼吸器による医療的ケアを必要とする子供の安全な学校生活のためのガイドライン」に基づき、管理体制の整った学校から、人工呼吸器の管理を開始する。
- イ 特別支援学校における胃ろうからのミキサー食による給食についての検討  
胃ろうからの注入は医療的ケアに該当し、安全を確保する観点から、特別支援学校では、現在、市販又は処方された栄養剤に限って実施している。通常の食事に近いミキサー食による給食を食べさせたいという保護者の要望を受け、モデル事業等に取り組み、安全に実施するための検証を行う。
- ウ 特別支援学校における看護師の専門性向上  
専門的な知見を有する医師を講師に招き、最新の動向を踏まえた医療及び看護技術等についての講習会を開催する。
- エ 区市町村立小・中学校における医療的ケア実施のための支援  
小・中学校における医療的ケアを必要とする児童・生徒の増加を踏まえ、都教育委員会主

催の研修等に小・中学校教職員が参加できるようにするとともに、小・中学校及び区市町村教育委員会の要請に応じて、特別支援学校におけるセンター的機能の発揮による支援を充実していく。

(5) 通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒への支援（再掲）

ア 小学校における特別支援教室の円滑な運営に向けた支援

平成30年度までに公立小学校約1,300校全校に特別支援教室の設置を完了した。

区市町村支援として、引き続き、導入校に対する特別支援教室専門員の配置及び臨床発達心理士等の巡回を行う。

イ 中学校における特別支援教室の円滑な導入及び運営に向けた支援

平成30年度以降、準備の整った区市町村から特別支援教室を順次導入し、令和3年度までに公立中学校約600校全校での設置を目指す。

区市町村支援として、教室環境整備費等の補助事業を実施するとともに、導入校に対する特別支援教室専門員の配置及び臨床発達心理士等の巡回を行う。

ウ 特別支援教室の運営に対する指導・助言

都教育委員会が、特別支援教室巡回運営指導員を中心として、特別支援教室を設置する学校に直接訪問し、各校の取組や運営状況の把握を踏まえた具体的な指導・助言や好事例の収集・紹介などにより、特別支援教室の運営の適正化及び発達障害教育のより一層の充実を図る。

エ 都立高等学校等における発達障害のある生徒への支援

(ア) 各都立高等学校等における発達障害のある生徒に対して、障害の状態に応じた指導・支援を実施するため、土曜日等の教育課程外で、かつ、学校外で民間のノウハウを活用しながらソーシャルスキルの学習等の特別な指導・支援を行う。

(イ) 都立秋留台高等学校をパイロット校として、都立高等学校における通級による指導を平成30年度から実施している。都立秋留台高等学校の生徒を対象とした自校通級での運用を行い、実践を踏まえた上で、今後の通級指導の仕組み等を検討していく。

(6) 在宅訪問教育における分身ロボットを活用した遠隔教育の試行実施

肢体不自由特別支援学校2校において、児童・生徒が自宅にいながら、分身ロボットを通じて教室での授業や学校行事等に参加できる環境を整備し、活用場面や端末の操作性等について検証を行うなど、分身ロボットの活用による遠隔教育の実用化に向けた検討を進める。

## 2 医療的ケアを必要とする児童・生徒への安全な教育環境の提供（都立学校教育部）

(1) 医療的ケアの充実（再掲）

ア 特別支援学校における人工呼吸器の管理

肢体不自由特別支援学校に人工呼吸器の管理が必要な児童・生徒が一定数在籍していることを踏まえ、肢体不自由特別支援学校全校で実施する際の条件や留意点等をまとめた「都立特別支援学校における人工呼吸器による医療的ケアを必要とする子供の安全な学校生活のためのガイドライン」に基づき、管理体制の整った学校から、人工呼吸器の管理を開始する。

イ 特別支援学校における胃ろうからのミキサー食による給食についての検討

胃ろうからの注入は医療的ケアに該当し、安全を確保する観点から、特別支援学校では、現在、市販又は処方された栄養剤に限って実施している。通常の食事に近いミキサー食に

#### 4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

よる給食を食べさせたいという保護者の要望を受け、モデル事業等に取り組み、安全に実施するための検証を行う。

##### ウ 特別支援学校における看護師の専門性向上

専門的な知見を有する医師を講師に招き、最新の動向を踏まえた医療及び看護技術等についての講習会を開催する。

##### エ 区市町村立小・中学校における医療的ケア実施のための支援

小・中学校における医療的ケアを必要とする児童・生徒の増加を踏まえ、都教育委員会主催の研修等に小・中学校教職員が参加できるようにするとともに、小・中学校及び区市町村教育委員会の要請に応じて、特別支援学校におけるセンター的機能の発揮による支援を充実していく。

### 3 インクルーシブ教育システムの調査・研究の実施（都立学校教育部・指導部）

#### (1) 学校におけるインクルージョンに関する研究（再掲）

共生社会の実現に向け、社会全体で互いに共生する意識を高める教育が必要であることから、区市町村と連携し次の取組を行う。

##### ア 区市町村における実践的研究事業の実施

障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流・共同学習や早期からの就学支援など、先駆的な取組を行う区市町村を支援し実践的研究を行う。

##### イ 区市町村等との協議会の設置

協議会を設置し、実践的研究の情報を共有するとともに、障害のある児童・生徒の教育環境の在り方について検討する。

##### ウ 普及啓発リーフレットの作成

幼稚園・保育園の年中児の保護者や関係機関等を対象に、障害のある子供の教育に関するリーフレットを作成・配布し、特別支援教育についての普及啓発を図る。

## 施策展開の方向性⑪

### 1 社会的な自立を支援する学びのセーフティネットを構築します

#### 【施策の必要性】

全ての児童・生徒が、家庭の状況等にかかわらず豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けることができるよう、必要な経済的支援を行うとともに、学校と家庭、専門機関等とが連携し、個々の児童・生徒の状況に応じた取組がなされることが極めて重要です。

また、家庭、地域・社会など子供を取り巻く環境も大きく変容しており、小学校・中学校における不登校児童・生徒数は近年、増加傾向にあります。

さらに、グローバル化の進展に伴い、増加する外国人児童・生徒等に対する日本語指導を充実させるとともに、就学に関する情報等を提供することは、国際都市東京として果たすべき重要な役割です。高等学校においては、外国人生徒等に対して、入学者選抜や入学後の学校生活に支障が生じないよう教育環境を整備する必要があります。

**1 給付型奨学金による支援（都立学校教育部）**

## (1) 給付型奨学金による支援の実施

家庭の経済状況にかかわらず、誰もが学べる環境を実現するためには保護者の教育費負担の軽減が重要なことから、これまで支援のなかった生徒の意思により参加する学習活動（学習の成果を明らかにする資格試験の受験料等や学校における勉強合宿・語学合宿等への参加費等）を対象とした奨学金を現物給付することにより、生徒が希望する学習活動等への参加機会を確保する。

## (2) 多子世帯に対する授業料支援

経済的支援及び少子対策を目的とし、所得制限により就学支援金を受けられない世帯の中で23歳未満の子供を3人以上扶養している世帯に対して、収入にかかわらず、都立学校の授業料等を半額に減額する支援事業を令和2年度から新たに実施する。

**2 学校と家庭との連携を図る取組の充実（指導部）**

## (1) 学校と家庭の連携推進事業

## ア 家庭と子供の支援員の配置

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、家庭訪問等を通して、問題を抱える児童・生徒に関わるとともに、その保護者からの相談に応じる「家庭と子供の支援員」（民生・児童委員、保護司、青少年委員、退職教員、退職警察官、心理学系大学生など）を、区市町村教育委員会の希望を踏まえて、小・中学校に配置する。

## イ 学校と家庭の連携推進会議の設置

「家庭と子供の支援員」を配置した小・中学校において、教職員と同支援員が連携して、計画的に児童・生徒やその保護者の支援を行うことができるようにするため、学校管理職及び教職員と同支援員を構成員とした学校と家庭の連携推進会議を設置し、定期的に支援方策等について協議を行う。

## ウ スーパーバイザーの配置

「家庭と子供の支援員」が専門家の助言を受けながら、効果的に児童・生徒やその保護者に対して支援を行うことができるようにするため、区市町村教育委員会の方針に基づき、同支援員に定期的に助言を行うスーパーバイザー（弁護士、医師、臨床心理士など）を配置する。

**3 都立学校における生徒の自立に向けた支援の充実（指導部・地域教育支援部・都立学校教育部）**

## (1) 都立学校における不登校・中途退学対策

## ア 「継続派遣校」の指定

不登校や中途退学などの課題が特に顕著な都立学校として都教育委員会が「継続派遣校」を指定する。

## イ 「自立支援チーム」継続派遣校における自立支援担当教員の指名

校長は、不登校・中途退学対策の中心的役割を担う自立支援担当教員を指名する。

## ウ 自立支援担当教員連絡会の実施

自立支援担当教員の資質向上を目的とした連絡会を実施する。

## エ 不登校・中途退学対策に向けた校内体制の整備と自立支援チームや関係機関との連携

#### 4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

- (ア) 自立支援担当教員は、校内研修を企画し実施する。校内研修では、支援の必要な生徒・家庭への教員の理解と対応力を深め、校内体制を整備するため、自立支援チームの役割や、外部機関との連携等について周知する。
- (イ) 自立支援担当教員は、自立支援チームと連携したケース会議を企画し、支援が必要な生徒に関する情報を教員間で共有し、外部機関との連携・調整等を行う。
- (2) 都立学校における「自立支援チーム」の取組
- ア 継続派遣校を対象とした「自立支援チーム」の派遣  
継続派遣校に対し、学校経営支援センターと緊密に連携しながら「自立支援チーム」のスタッフを定期的に派遣し、一人一人の生徒等に応じた支援を継続的に実施する。
- イ その他の都立学校を対象とした「自立支援チーム」の派遣  
継続派遣校以外の都立学校についても、学校経営支援センターと緊密に連携し、当該校からの要請に応じて「自立支援チーム」のスタッフを派遣し、生徒の状況を踏まえてきめ細かな支援を実施する。
- ウ 関係機関とのネットワークの構築
- (ア) 関係機関とのネットワークの構築  
中途退学又は進路が決まらないまま卒業する生徒等への就労・再就学に向けた支援を効果的に行うため、関係機関との間でネットワークづくりを進める。
- (イ) 学びのセーフティネット事業の実施  
NPO等の外部機関と連携して、不登校をはじめ様々な課題を抱える生徒等に対して、日常生活の中で心のよりどころとなる居場所を提供するとともに、学習支援や就労に向けた支援、進路相談・生活相談、生徒同士の交流の機会の提供等を通じて、個々の生徒に応じたきめ細かい対応を行う。
- (3) ユースソーシャルワーカー（主任）の配置  
急迫した対応を要する困難なケースに対し、迅速かつ的確な課題解決を図るため、高度な専門的知識や豊かな支援経験を有するユースソーシャルワーカー（主任）を配置する。  
ユースソーシャルワーカー（主任）は、継続派遣校での支援困難なケースに対して、ユースソーシャルワーカー等へ助言等を実施するほか、継続派遣校以外の都立学校に対しても、学校が抱える困難なケースに対して、学校へ訪問するなどして支援を行う。

#### 4 区市町村教育委員会における不登校対策に関する取組への支援（指導部）

- (1) 教育支援センターの機能強化補助事業の実施  
区市町村の設置する教育支援センターにおいて、不登校の児童・生徒への無償の学習機会を確保するとともに、不登校児童・生徒への支援の中核的な役割を果たし、一人一人の多様な状況に対応し、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指すことができるようにすることを目的とし、区市町村の取組を支援する。
- ア 区市町村が選択する区分の内容
- (ア) 区分1 教育支援センターの新規設置（分教室含む。）
- (イ) 区分2の1 教育支援センターへの人材配置
- (ウ) 区分2の2 教育支援センターの運営や講座の充実等における民間事業者の活用
- (エ) 区分2の3 教育支援センターの施設整備及び学習環境の充実
- (2) 「児童・生徒を支援するためのガイドブック」の活用推進

平成30年度に作成し、都内全公立小・中学校、区市町村教育委員会、教育支援センターに配布した「児童・生徒を支援するためのガイドブック」の活用について、区市町村教育委員会の不登校対策担当指導主事等に呼び掛けるとともに、都教育委員会指導主事等が研修講師として研修を実施するなど、適切なアセスメント手法や効果的な支援の内容・方法を普及する。

(3) 不登校特例校の設置支援

新たに不登校特例校の設置を計画している区市町村教育委員会に対し、制度に関する情報提供や文部科学省への指定申請手続を支援するほか、学習環境の整備に向けた支援を行う。

(4) 東京都教育相談センターにおける不登校・中途退学者への支援

ア 電話相談による支援

幼児から高校生相当年齢までの子供を対象に、子供、保護者等から寄せられる教育に関する相談を24時間フリーダイヤルで受け、共に考えることで不安・悩みの軽減を図り、助言・他機関の紹介等を行う。

イ 来所相談による支援

教育に関する相談を受け、心理職等の職員が継続的な相談等を行い、解決に向けての支援を行う。平日18時までの相談時間の延長及び毎月第3土曜日の開所を引き続き実施する。

ウ メール相談による支援

幼児から高校生相当年齢までの子供を対象に、子供や保護者等から電子メールで寄せられる教育に関する相談について対応する。

エ SNS教育相談による支援

都内の学校に通学する中学生及び高校生（国公立学校及び私立学校）からの教育相談にSNSで対応する。

オ 「青少年リスタートプレイス」における支援

高等学校を中途退学した方、高等学校での就学経験のない方、進路選択を控えながらも中学校で不登校の状態にある方やその保護者の方を対象に、進路に関する情報提供や相談を行い、就学や就労に向けて支援をする。

(ア) つどい

・ つどい講演会の開催

不登校やひきこもりの状態にある子供の学校復帰や社会参加に資するテーマで保護者を対象に開催する。

・ つどいグループミーティングの開催（要リスタート登録）

東京都教育相談センターの心理職からの助言を交え、保護者同士が体験や気持ちを共有し、子供の学校復帰、社会参加に向けて話し合う。

(イ) 就学サポートによる支援（要リスタート登録）

現在どの学校にも籍がない子供本人に対して、進路に関する面接を計画的・継続的にを行い、都立高校への就学に向けて個別に支援する。

(ウ) リスタート登録・通信の発行

継続的な支援を希望する方には、登録（リスタート登録）を受け付け、進路に関する情報や事業案内等を定期的に発信する。

(エ) 進路相談会の開催

都立高校への就学について個別相談を行い、具体的な情報の提供により、適切な進路

#### 4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

選択ができるよう支援する。※平日は、高校進路・進級・入学相談で、来所相談を実施している。

##### (オ) 「自立支援チーム」と東京都教育相談センターの接続

- ・自立支援チームが関わっている生徒のうち、不登校、中途退学し進学を希望する生徒・保護者等を東京都教育相談センターへ案内する。

##### カ 学校等への支援

##### (ア) 教職員等からの児童・生徒理解に関する相談

教職員等からの幼児・児童・生徒の理解と対応や教育相談の推進等に係る相談を電話及び来所相談等で受け、その問題解決に向けて助言等支援を行う。

##### (イ) 学校等への派遣

- ・所員及び専門家アドバイザースタッフ

一般訪問：いじめ、不登校、集団不適應等の未然防止及び対応のため、児童・生徒の面接及び事例検討並びに研修を行うため派遣する。

- ・心理学や教育学等の教育課程がある大学等の紹介

不登校や集団不適應等の改善に向けて支援するため、児童・生徒の話し相手や遊び相手として大学等を学校に紹介し、連携を提案する。

##### (ウ) 都立学校教育相談担当者との連携の推進

都立学校教職員の教育相談に関する資質向上及び学校の教育相談活動等の充実に向けて、都立学校教育相談担当者連絡会を開催する。

##### (エ) 区市町村教育相談機関との連携の推進

東京都における教育相談のより一層の充実、振興に資するため、教育相談主管課長連絡会、教育相談担当者連絡会を開催し、各区市町村立教育相談所（室）及び適応指導教室との連携、協力を推進する。

### 5 チャレンジスクール・昼夜間定時制高等学校の充実（都立学校教育部）

#### (1) チャレンジスクール・昼夜間定時制高校の充実

小学校・中学校時代に不登校経験がある生徒や、長期欠席等が原因で高等学校を中途退学した生徒が、自分の目標を見付け、挑戦するための学校であるチャレンジスクールの適正な規模と配置に向けた整備を進める。

また、柔軟に授業が選択できる昼夜間定時制高等学校において、生徒の個々の状況に合わせて、社会的に自立できる力の育成を図る。

### 6 高等学校通信制課程におけるサポート体制の充実(再掲)(都立学校教育部・地域教育支援部)

#### (1) 通信制高校におけるICT環境の整備

通信制高等学校に在籍する生徒が、時間や場所の制約なく、インターネットを通じて、様々な学習コンテンツを活用しながらeラーニングや学習相談等を行えるようにするなど、学習方法の多様化を図るため、ICTを活用した学習環境を整備する。

#### (2) 学びのセーフティネット事業（NPO等と連携した居場所づくり）

高等学校通信制課程等の生徒に対し、学校とNPO等が連携して、日常の生活の中でよりどころとなる居場所を提供するとともに、学習支援や進路相談・生活相談、生徒同士の交流等を通じて、個々の生徒に応じたきめ細かい対応を行う。

## 7 フリースクール等の民間施設・団体等との連携の推進（指導部）

### (1) 教育委員会及び学校等とフリースクール等との公民連携協議会の実施

学校や教育関係機関の関係者と、不登校児童・生徒への支援を行っているフリースクール等の関係者が、不登校児童・生徒の社会的自立に向け、情報共有や課題解決に向けた協議等を行うことで、連携した支援を行えるようにする。

### (2) 連携に必要な留意点等を記載した資料作成

学校や家庭がフリースクール等の民間施設・団体と一層円滑に連携するために必要な留意点等を記載した資料を作成し、学校や不登校児童・生徒の保護者等に配布する。

## 8 外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実(再掲)(地域教育支援部・指導部)

### (1) 「地域未来塾」の促進

#### ア 実施地区の拡充

関係課長会や担当者会など様々な場を通じて、事業の目的や成果について働き掛けを行うなど、区市町村における「地域未来塾」の推進を図っていく。

#### イ 情報提供の充実

各地区の特色的な実践事例、多様な運営方法や効果的な運営方法の好事例についてまとめた「地域未来塾ハンドブック」等を活用し、情報提供を行うとともに、区市町村における放課後等の学習支援の充実を図る。

### (2) 「スタディ・アシスト事業」の実施

#### ア 実施地区の拡充

「地域未来塾」の実施地区において、学習塾講師等の外部人材を活用し、中学生の進学を目的とした放課後等の学習支援を、平成30年度及び令和元年度のモデル実施を踏まえ、実施地区を拡充し実施する。

#### イ モデル実施の検証

進学を目的とした学習支援の効果や効果的な運営方法等について検証する。

### (3) 「校内寺子屋」の推進（再掲）

#### ア 令和2年度に指定した都立高等学校30校において、生徒個々の状況に応じた学力向上の支援

#### イ 外部人材による学習支援体制の構築及び管理

放課後及び長期休業日等に、外部人材を活用し、年間240時間程度の学習支援を実施する。

#### ウ 基礎学力の定着状況の把握

(ア) 義務教育段階の基礎学力の定着状況を把握し、対象生徒を決定するための学力調査を実施する。

(イ) 対象生徒の基礎学力の定着状況を把握するため、定期的に学力調査等を実施する。

### (4) 「進学アシスト校」事業の実施

#### ア 都立高等学校2校において、大学進学を目指す生徒の資質・能力及び学校の進路実績の向上を支援する。

#### イ 予備校講師等の外部人材を活用し、大学進学を希望する生徒を対象とした講座を開設し、意欲向上と学力伸長を図る。

#### ウ 指定校の教員の講座への参加を通して、大学受験に対応した教科指導力の向上を図り、授業改善に生かす。

## 9 病院内教育におけるICT機器の活用（都立学校教育部）

### (1) 病弱教育支援員による学習支援の更なる充実

平成29年度より、都内の病院に入院中の児童・生徒の学習の遅れを回避し、前籍校へ円滑に復帰するという観点から、病弱教育支援員を病院へ派遣するとともに、必要なICT機器を配備することで、入院中の学習機会を週3日・1回2時間から週5日・1回2時間に充実させた。

令和2年度は、病弱教育支援員・ICT機器を活用した学習支援を継続するとともに、指導体制・研修の見直し、タブレット端末の活用事例の共有等により、病弱教育支援員の資質向上・ICT機器の一層の有効活用を図り、入院中の児童・生徒への学習支援を更に充実させる。

## 10 在宅訪問教育における分身ロボットの活用（都立学校教育部）

### (1) 在宅訪問教育における分身ロボットを活用した遠隔教育の試行実施

肢体不自由特別支援学校2校において、児童・生徒が自宅にいながら、分身ロボットを通じて教室での授業や学校行事等に参加できる環境を整備し、活用場面や端末の操作性等について検証を行うなど、分身ロボットの活用による遠隔教育の実用化に向けた検討を進める。

## 11 高等学校における外国人生徒等に対する教育環境の整備（指導部・都立学校教育部）

### (1) 高等学校における在京外国人生徒対象枠の適切な募集枠の設定

中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒等の人数の推移や、居住する地域のバランス、在京外国人生徒対象枠の募集校における入学者選抜の応募状況等を踏まえ、都立高校における適切な募集規模を検討する。

### (2) 在京外国人生徒等の日本語習得に向けた支援

#### ア 日本語指導外部人材活用事業の実施

都立学校における日本語指導が必要な外国人生徒等のうち、現在学校において、日本語指導等の特別な指導を受けていない生徒を対象に、年間にわたって、外部人材派遣による個別指導を行う。

#### イ 日本語指導体制の構築に向けた検討

日本語指導が必要な外国人生徒等が、学校生活を送る上で必要な日本語や、授業を理解するために必要となる日本語を効果的に習得できるよう、各校と多様な外部人材やNPO・大学等が連携した日本語指導体制の構築に向け検討を進める。

#### ウ NPO法人等によるコーディネーター派遣事業の試行実施

日本語指導が必要な外国人生徒等が在籍する学校に、NPO法人等からコーディネーターを派遣し、外国人生徒等が、学校生活を送る上で必要な日本語や、授業を理解するために必要となる日本語を効果的に習得することを支援するとともに、円滑な学校生活を送るのに必要な取組を実施する。

また、学校や教職員が、言葉や文化の違い、在留資格等、外国人生徒特有の配慮が必要な事項に対して、適切に対応できるよう相談対応や助言、専門家の紹介等により支援を行う。

## 5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

### 施策展開の方向性<sup>⑫</sup>

#### 人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくす教育を充実します

##### 【施策の必要性】

全ての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、一人一人の児童・生徒に人権尊重の精神を涵(かん)養することが不可欠です。

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、同和問題をはじめ様々な人権課題に関わる偏見や差別をなくすため、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」や「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権教育を確実に推進することが必要です。

#### 1 人権教育の推進（総務部・指導部・地域教育支援部）

##### (1) 人権教育に関する研修・啓発・研究の推進

###### ア 研修・啓発の推進

学校教職員、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者が、同和問題をはじめ様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深めるため、指導資料等の作成や研修等の事業を推進する。

###### (ア) 指導資料、啓発学習資料の作成

- a 人権教育に関する実践的な手引として「人権教育プログラム（学校教育編）」を作成し、学校の全教員等に配布する。
- b 啓発学習資料「みんなの幸せをもとめて」を作成し、PTAをはじめとする社会教育関係者に配布する。また、次期教材ビデオの企画を行う。

###### (イ) 研修の実施

区市町村教育委員会や学校との緊密な連携の下、教職員、社会教育関係職員等に対する研修を実施する。

###### (ウ) 人権教育資料センターの運営

東京都教職員研修センター内に設置する人権教育資料センターにおいて、人権教育に関する資料を収集、整備し、映像資料の閲覧、貸出しを行う等、教育関係者等の利用に供する。

###### イ 人権尊重教育推進校の設置

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すとともに、人権教育を一層充実させるため、人権尊重教育推進校を50校程度設置する。

###### ウ 研究活動の推進

人権教育の充実のため、東京の実態に即した教育内容・方法の研究を進めることを目的

## 5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

として、次の事業を実施する。

- (ア) 人権教育研究推進事業
- (イ) 人権教育推進のための調査研究事業
- (ウ) 東京都教職員研修センターが行う基礎的研究

### 施策展開の方向性⑬

#### 生命を大切にすると心や他人を思いやる心、規範意識等を育む教育を充実します

##### 【施策の必要性】

我が国には、これまで受け継がれてきた、礼節を重んじ、他者を思いやり、互いに助け合っ  
て生活する国民性があり、日本を訪れた外国人からも高く評価されています。その背景の一つ  
には、学校の道徳教育などにより、規範意識や豊かな心を児童・生徒に育ててきたことが考え  
られます。

今後とも、自他の生命の尊重、規律ある生活など、将来、社会において生きていく上で求め  
られる道徳的価値や人間としての在り方生き方に関する意識を深めるために、「特別の教科  
道徳」はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等それぞれの特質に応じた道徳  
教育の一層の充実が求められています。その際、主体性をもって、様々な人々と議論したり、  
協働して解決策を見出したりするアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れていくことが効  
果的です。

また、児童・生徒に社会貢献への意識などを育むためには、特別活動等において家庭や地域・  
社会と連携したボランティア活動を積極的に取り入れ、生命を大切にすると心や他人を思いやる  
心などを育むことが重要です。

#### 1 小学校・中学校における「考え議論する道徳」の推進（指導部）

- (1) 「特別の教科 道徳」の指導の充実に向けた取組の推進

ア 東京都道徳教育モデル校の設置

「特別の教科 道徳」の指導はもとより、学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実  
に資する効果的なカリキュラムのモデル等の普及・啓発の拠点となる学校として、中学校  
3校（令和元年度から継続）を「東京都道徳教育モデル校」として設置し、各研究校の研  
究・開発を支援する。

- イ 「特別の教科 道徳」授業力向上セミナーの実施 ※新型コロナウイルス感染症拡大防  
止のため、事業を中止の予定

優れた授業実践を公開するとともに、「考え議論する道徳」の実現に向けた指導の在り  
方や工夫等について周知する『特別の教科 道徳』授業力向上セミナー」を実施し、教  
員の指導力向上を図る。また、指導事例を都教育委員会ホームページで公開し、指導の在  
り方や評価の考え方について周知を図るとともに、各学校における指導事例の活用を推進  
する。

- (2) 東京の子供たちの豊かな心を育成するための道徳教育の充実

ア 東京都道徳教育教材集の作成・配布

都教育委員会が平成24年度から作成・配布している東京都道德教育教材集「心あかるく」（小学校低学年版）、「心しなやかに」（小学校中学年版）、「心たくましく」（小学校高学年版）、「心みつめて」（中学校版）について、都内全公立小・中学校等の全ての児童・生徒に配布するとともに、道德科はもとより、各教科や特別活動等における活用を推進し、東京の子供たちの豊かな心の育成に資する。

なお、「特別の教科 道德」の全面実施に合わせ、小学校低・中・高学年版については令和元年度から、中学校版については令和2年度から、改訂版を配布する。

イ 東京都道德教育教材集保護者向けリーフレットの作成・配布

東京都道德教育教材集「心あかるく」、「心しなやかに」、「心たくましく」、「心みつめて」の内容等について紹介するとともに、家庭での活用を促し、家庭における道德教育の充実を図ることを目的として、保護者向けリーフレットを作成し、小学校新1年生及び中学校新1年生の全保護者に配布する。

(3) 道德授業地区公開講座の充実

ア 学校と家庭・地域とが一体となった道德教育を推進することを目的として、都内全公立小・中学校等及び一部の特別支援学校において、道德授業地区公開講座を実施する。都内全公立小・中学校等の全ての学級において、保護者・地域住民に道德科の授業を公開するとともに、意見交換会を実施し、教員・保護者・地域住民が子供たちの課題や大人の果たすべき役割等について意見交換・協議を行う。（※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度は中止の学校もあり）

イ 平成30年3月に都内全公立小・中学校等を対象に作成・配布した意見交換会導入ビデオ資料（DVD）の活用を推進し、道德授業地区公開講座における意見交換会の内容の充実と参加者の増加を図る。

ウ 平成30年3月及び平成31年3月に都内全公立小・中学校等の全教員を対象に作成・配布した道德授業地区公開講座教員用リーフレットの活用を推進し、道德授業地区公開講座の計画・実施、DVDを活用した意見交換会の実施例等に関する理解を深めるとともに、講座の内容の充実を図る。

エ 区市町村教育委員会を通じての各学校からの要請に応じ、都教育委員会の指導主事等を道德授業地区公開講座の講師として派遣し、各学校を支援するとともに、講座の充実に向けた具体的な方策等について必要に応じて指導・助言する。

## 2 高等学校における東京都独自の教科「人間と社会」の実施（再掲）（指導部）

(1) 都独自教科「人間と社会」の実施（再掲） ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を縮小して実施の予定

「人間と社会」は道德性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実を照らし、より良い生き方を主体的に選択し行動する力を育成することを目標とした教科であり、平成28年度から全都立高等学校等で実施している。各校の指導の充実のために、推進者を対象とした研修を実施するなど、必要な支援を行う。

ア 年間計画等調査の実施

令和2年度の実施計画について適切な指導・助言を行うため、各校における令和元年度の演習と体験活動の実施状況を調査し、課題を把握する。

イ 推進者研修の実施

## 5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

- (ア) 「人間と社会」の優れた取組を共有するとともに、探究的な要素を取り入れた「人間と社会」改訂版教科書試行版テキストの趣旨・活用方法等を説明することを目的として、各校の推進者を対象に推進者研修会を実施する。
- (イ) 令和元年度から導入された各校の道德教育推進教師は、原則として教科「人間と社会」推進者が兼ねる。

### 3 特別支援学校における社会貢献活動の推進（指導部）

#### (1) 社会貢献活動の実施

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒が、学校卒業後も含め、生涯にわたり地域の一員として自己有用感を得て、生き生きと生活していくことを目指し、地域の人々に貢献することによる喜びを実感できる活動を実施する。

#### (2) 地域の学校の児童・生徒と協働した教育活動の充実

地域の特性や、これまでモデル事業として実施してきた高齢者施設等での活動を踏まえ、可能な限り、障害種別や学年を超えて、多くの児童・生徒が、活動に参加できるようにする。また、小・中学生や地域住民の参加を得て実施する交流活動の充実を図る。

### 4 環境保全に向けた取組の推進（指導部）

#### (1) スクールアクション「もったいない」大作戦の実施（再掲）

環境への取組（3R）について、幼児・児童・生徒自身が具体的な行動目標を設定し、その活動を家庭・地域と連携して継続的に推進・実践する。

#### (2) オリンピック・パラリンピック教育アワード校（環境部門）の顕彰

オリンピック・パラリンピック教育を一層推進するため、東京都オリンピック・パラリンピック教育のテーマ「環境」に関する優れた取組を行った学校等を顕彰する。

#### (3) 環境教育の推進（再掲）※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を縮小して実施の予定

ESD や SDGs との連携を踏まえた環境保全に関する具体的な内容を掲示用教材として示し、児童・生徒の環境に対する豊かな感受性や探究心、環境に関する思考力や判断力、環境に働きかける実践力など、持続可能な社会を構築していくための資質・能力の育成を図る。

## 施策展開の方向性⑭

### いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育を推進します

#### 【施策の必要性】

いじめ防止等の対策を一層推進するため、「東京都いじめ防止対策推進条例」が制定され、「東京都教育委員会いじめ総合対策」を策定しました。これらにより、全ての公立学校において、「学校いじめ対策委員会」の設置や「学校いじめ防止基本方針」の策定等を通して、学校全体による組織的な対応を推進してきました。

今後は、児童・生徒同士が主体的に話し合い、解決に向けて行動できるようにするための取組を充実させるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携や、「学校サポートチーム」の有効活用などにより、児童・生徒に対する支援体制の強化を図ることが必要です。

また、平成 28 年 4 月の「自殺対策基本法」の一部改正を踏まえ、学校では、自他の生命を尊重する教育を重視するとともに、信頼できる大人に助けを求めることの大切さ等について、計画的に指導する必要があります。

## 1 「東京都教育委員会いじめ総合対策【第 2 次】」の着実な推進（指導部）

### (1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知の徹底

学校において、軽微ないじめも見逃さずに認知できるようにするため、研修等を通し、全ての教職員が、下記の視点に立って「いじめ防止対策推進法」に規定されている「いじめ」の定義等について共通理解を図ることができるようにする。

- ア 行為を受けた児童・生徒が心身の苦痛を感じている場合は、例外なくいじめに該当すると捉える。
- イ 行為を受けた児童・生徒が苦痛を感じていない場合であっても、相手の行為が人権意識を欠く言動である場合などには、いじめに該当すると捉える。
- ウ いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得ると認識し、いじめの件数が多いことが課題であるとの意識を払拭する。
- エ 相手の行為の故意性や継続性等を含む重大性や緊急性、その行為により受けた児童・生徒の心身の苦痛の程度など、個々の状況に応じて、解決に向けた対応は異なることを理解する。

### (2) 「学校いじめ対策委員会」の機能強化

あらゆるいじめに対して、教員が一人で抱え込むことのない組織的な対応を実現するため、「いじめ防止対策推進法」の規定により全ての学校に設置されている「学校いじめ対策委員会」が、以下の役割等を果たすことができるよう、機能の強化を図る。

- ア スクールカウンセラーの勤務日等に合わせて定例会議を開催し、児童・生徒の状況やいじめ防止等の対策の推進状況を確認する。
  - イ 全教職員に対して、児童・生徒の気になる様子を漏らさずに報告するよう徹底させ、情報を集約して、定義に基づき、いじめを認知する。
  - ウ 認知されたいじめについて、実態に基づき、早期解決のための対応方を協議するとともに、日々、対応の状況等を確認する。
  - エ いじめの対応状況等について、全教職員により情報共有ができるよう、電子データ等により記録を管理する。
  - オ いじめに関する授業、教職員研修、定期的なアンケート、スクールカウンセラーによる面接、児童会・生徒会の活動等、いじめの未然防止等に向けた取組を計画、推進するとともに、その成果と課題を明らかにし、改善策を提言する。
- ### (3) 情報サイト及びアプリケーション「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」の活用の促進
- 児童・生徒が、以下に示す目的等に即して、東京都教育委員会が作成・開発した情報サイト・アプリケーション「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」を有効に活用できるようにするため、学校における授業等を通して、周知・啓発を図る。
- ア 自分がいじめを受けたとき、いじめを見聞きしたとき、いじめを行ったときなどに、どのように対処すればよいのかを考えるきっかけとする。
  - イ 自分がいじめを受けたとき、いじめを見聞きしたときなどに、携行しているスマートフ

## 5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

オンなどから、24時間いつでも「東京都いじめ相談ホットライン」に相談できるようにする。

### (4) 子供たちの主体的な行動を促す指導の充実

児童・生徒が、いじめの解決に向けて、自ら考え、話し合い、行動できるようにするため、以下の取組等を通して、教職員による児童・生徒への指導の充実を図る。

ア 教職員が率先して児童・生徒の良さを発見するとともに、児童・生徒同士が互いの良さを認め合うことができる学級活動やホームルーム活動を計画的に実施する。

イ 児童会や生徒会による活動を通して、児童・生徒相互の共感的な人間関係が築かれるとともに、上級生の自己肯定感を育み、自尊感情が高められるようにする。

ウ 児童・生徒が、いじめをなくすためにはどうすればよいかについて話し合う活動を通して、合意形成や自己決定ができるようにする。

エ いじめ防止に向けた児童・生徒自身の取組の推進役を担うことができるリーダー性を育成する。

オ 平成27年度に、都教育委員会が策定した「SNS東京ルール」を踏まえ、児童・生徒自身が「学校ルール」や「家庭ルール」を作成することを通して、SNSを利用する際のマナーを身に付けることができるようにする。

### (5) 「学校いじめ防止基本方針」の改訂及び周知・啓発

学校が、いじめ防止の取組を全教職員の共通実践の下に組織的に行われるようにするとともに、その取組について保護者や地域住民等から理解・協力を得られるようにするため、下記の取組等を通して、「学校いじめ防止基本方針」を改訂する。

ア 学校評価の項目にいじめ防止対策の推進状況を設定し、学校の取組の推進状況について、ふれあい月間「学校シート」等を活用した自己評価、保護者による評価、外部評価、諸調査の数値等を通して、PDCAサイクルの中で検証し、「学校いじめ防止基本方針」を改訂する。

イ 年度当初の保護者会、「学校サポートチーム」の会議、地域自治会の会合等の機会に、「学校いじめ防止基本方針」の内容を説明するとともに、学校ホームページや「学校便り」に掲載して、学校の取組についての周知・啓発を図る。

## 2 SOSの出し方に関する教育の推進（指導部）

### (1) 自殺予防のための学校の組織的対応の徹底

児童・生徒等の自殺を予防するため、以下の取組を通して、児童・生徒の様子の変化を教職員全体で把握するとともに、気になる様子が見られる児童・生徒に対しては、保護者や関係機関と連携して、当該児童・生徒の悩みや不安の解消に向けて確実な対応を行う。

ア 学期初めなど定期的に、教職員による状況観察や個人面談、悩みや不安把握のためのアンケート等を実施し、児童・生徒一人一人の様子を確認する。

イ 過去にスクールカウンセラー等に悩みや心配を訴えた児童・生徒については、定期的に相談後の状況を確認する。

ウ 児童・生徒や保護者との面談等を通して、児童・生徒の友人関係、習い事や塾等における状況、目指している進路、兄弟姉妹関係を含めた家庭における問題等、児童・生徒が現在置かれている状況を確認する。

エ 始業式後の学級指導等において、全児童・生徒に対して、悩みや不安がある場合は、教

職員に相談するよう伝える。

オ 気に掛かる児童・生徒については、保護者等に連絡をして当該児童・生徒の状況を改めて確認するとともに、関わりの深い教員等が、当該児童・生徒に声を掛け、悩みや不安の解消に向けて支援していくことを伝える。

カ 心配な状況が想定される児童・生徒については、「学校サポートチーム」を活用するなどして、スクールソーシャルワーカー、子供家庭支援センター、習い事や塾の関係者、当該児童・生徒の友達の保護者、PTA役員、地域住民、福祉・医療等を含む関係機関等の職員等と連携して、当該児童・生徒の心配や悩みの要因と考えられる負担を軽減する方策等について協議を行い、それぞれの立場から支援を行う。

(2) 全公立学校の校長を対象とした生活指導等連絡会の開催 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を中止

都内全公立学校における生活指導の一層の推進を目指し、都内全ての公立学校長が、都における自殺予防教育の推進等の健全育成上の課題について共通理解を図るとともに、その解決・改善に向けた校長のリーダーシップによる組織的な取組を推進するための方策について考えることができるようにする。

(3) 都教育委員会作成のDVD教材を活用又は参考にしたSOSの出し方に関する教育に係る授業の実施

平成29年7月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえ、全ての児童・生徒に対する自殺予防のための教育の充実を図るため、各学校において「SOSの出し方に関する教育」を指導計画に位置付けるとともに、都独自のDVD教材「SOSの出し方に関する教育」を推進するための指導資料「自分を大切にしよう」を活用又は参考にした授業を各学校のいずれかの学年で年間1単位時間以上実施する。

### 3 教育相談の一層の充実（指導部）

(1) 東京都教育相談センターにおける相談事業の推進

ア 電話相談による支援

幼児から高校生相当年齢までの子供を対象に、子供、保護者等から寄せられる教育に関する相談を24時間フリーダイヤルで受け、共に考えることで不安・悩みの軽減を図り、助言・他機関の紹介等を行う。

イ 来所相談による支援

教育に関する相談を受け、心理職等の職員が継続的な相談等を行い、解決に向けての支援を行う。平日18時までの相談時間の延長及び毎月第3土曜日の開所を引き続き実施する。

ウ メール相談による支援

幼児から高校生相当年齢までの子供を対象に、子供や保護者等から電子メールで寄せられる教育に関する相談について対応する。

エ SNS教育相談による支援

都内の学校に通学する中学生及び高校生（国公立学校及び私立学校）からの教育相談にSNSで対応する。

オ 学校等への支援

(ア) 教職員等からの児童・生徒理解に関する相談

教職員等からの幼児・児童・生徒の理解と対応や教育相談の推進等に係る相談を電話

## 5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

及び来所相談等で受け、その問題解決に向けて助言等支援を行う。

### (イ) 学校等への派遣

#### a 所員及び専門家アドバイザースタッフ（心理の専門家等）の派遣

一般訪問：いじめ、不登校、集団不適應等の未然防止及び対応のため、児童・生徒の面接及び事例検討並びに研修を行うため派遣する。

緊急支援：児童・生徒等に関わる事件・事故が発生した際に、幼児、児童・生徒、教職員及び保護者の心のケアと学校（園）における日常性を取り戻すため学校等に派遣し支援を行う。

#### b 心理学や教育学等の教育課程がある大学等の紹介

不登校や集団不適應等の改善に向けて支援するため、児童・生徒の話し相手や遊び相手として大学等を学校に紹介し、連携を提案する。

### (ウ) 都立学校教育相談担当者との連携の推進

都立学校教職員の教育相談に関する資質向上及び学校の教育相談活動等の充実に向け、都立学校教育相談担当者連絡会を開催する。

### (エ) 区市町村教育相談機関との連携の推進

東京都における教育相談のより一層の充実、振興に資するため、教育相談主管課長連絡会、教育相談担当者連絡会を開催し、各区市町村立教育相談所（室）及び適応指導教室との連携、協力を推進する。

## カ 学校問題解決サポートセンター

学校等からの相談又は学校等の対応への不満に関する保護者等からの相談に対して、必要に応じて専門家等からの助言を受け、公平・中立の立場で助言を行う。

なお、問題解決に向けた第三者的相談機関として、学校だけでは解決困難ないじめ等の問題について迅速かつ適切に対応する。

### (ア) 電話相談による支援

学校及び保護者等からの相談を受け、所員が助言をする。

### (イ) 電話相談では解決困難な案件に関して、第三者的機関として専門家・有識者から助言を実施

さらに、当事者双方からの相談がある場合に

#### ① 第三者的機関活用の合意

当事者双方から、解決に取り組むことの合意を得る。

#### ② 当事者双方からの意見聴取

専門家・有識者により、当事者双方からの意見聴取と解決策の協議を行う。

#### ③ 解決策の提示

専門家・有識者から解決策の調整・提示を当事者双方に行う。

※ 専門家・有識者：弁護士、精神科医、臨床心理士、警察OB、行政書士、民生児童委員代表、保護者代表

### (ウ) 「いじめ等の問題解決支援チーム」

いじめや児童・生徒に関わる問題について、迅速かつ適切に対応するため、学校や教育委員会等からの相談に応じ、少人数の専門家等による「いじめ問題解決支援チーム」により、機動的かつ早期の問題解決を図る。

## (2) スクールカウンセラーを活用した教育相談体制の充実

児童・生徒からの訴えを確実に受け止め、相談した児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、日常から、児童・生徒の不安や悩みに対して、スクールカウンセラーを含む全ての教職員がいつでも相談に応じる体制の充実を図る。

## (3) シニア・スクールカウンセラー（SSC）の配置

都立学校におけるスクールカウンセラーを活用した学校教育相談体制を一層充実させるため、豊富な経験と高い能力を併せもつ人材をシニア・スクールカウンセラーとして指名し、拠点的に配置するモデル事業を実施する。

## (4) スクールカウンセラーの区市町村立小・中学校への追加配置

区市町村それぞれの実態やニーズに基づいた支援の一層の充実を図るため、一定の条件に基づき、区市町村教育委員会が選出した小・中学校（172校）においてスクールカウンセラーの配置を拡充する。

## 4 児童・生徒の問題行動等の解決に向けた学校と地域、関係機関等との連携の強化（指導部）

## (1) 「学校サポートチーム」の機能強化

いじめ、暴力行為等の問題行動の解決と児童・生徒の健全育成に向けて、学校、家庭、地域、警察、児童相談所等の関係機関が専門性を生かしながら役割を分担するとともに、児童・生徒に対して適切に指導や支援を行うことができるようにするため、各学校に設置されている「学校サポートチーム」を有効に機能させ、活用を促進する。

## (2) スクールソーシャルワーカー活用事業の推進

いじめ、不登校、暴力行為等、生活指導上の課題に対して、社会福祉等の専門家の助力を得て解決を図ることができるようにするため、区市町村教育委員会へのスクールソーシャルワーカーの配置を促進する。

## (3) 警察や児童相談所等の関係機関との連携の促進

ア 暴力、非行、犯罪及びこれらを伴ういじめなどの行為に対し、適切な指導により更生を図ることができるようにするため、「警察と学校との相互連絡制度」や「警視庁と東京都教育庁の連絡会議申合せ事項」を踏まえ、学校は、所轄警察署に迅速に通報することにより、連携して対応できるようにする。

イ 家庭における養育に起因する課題や児童虐待が疑われる事例等に対し、適切な支援により問題の解消を図ることができるようにするため、「児童虐待防止法」等に基づき、学校は、地域の児童相談所や「子供家庭支援センター」等に迅速に通報することにより、連携して対応できるようにする。

## 5 情報モラル教育の着実な推進（再掲）（指導部）

## (1) 情報教育研究校における情報モラル教育の研究

ア 情報教育研究校を指定（小・中・高各2校、特別支援学校1校）し、各校種において情報モラル教育を行うための体系的なカリキュラム及びそれに基づいた実践的な指導方法を、東京都が作成した教材等を活用して、研究する。

イ 研究・実践の成果を、研究授業等により他校へ普及・啓発する。

ウ 情報モラル教育を行うための体系的なカリキュラム、学習指導案、教材、ワークシート、評価シート、指導の手引等について、情報教育ポータルサイトにおいて公開する。

## 5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

- エ 研究・実践の成果を他校に普及・啓発することに資する動画を制作し、情報教育ポータルサイトにおいて公開する。
- (2) 小学校対象「親子スマホ教室」の実施
  - 公立小学校 75 校を対象に講師を派遣し、児童とその保護者が、スマートフォンやSNS等を適切に活用することについて、一緒に学ぶことを目的とした親子情報スマホ教室を実施する。
- (3) SNS等の適正な使い方の啓発強化
  - ア 情報モラル教育を推進する補助教材「令和2年度版SNS東京ノート」を配布し、活用を図るため、学校が参考となる指導資料動画を制作し、情報教育ポータルサイトに掲載する。
  - イ 家庭におけるルールづくり等について、啓発動画を制作し、情報教育ポータルサイトに掲載する。
- (4) インターネット等の適正な利用に関する子供を取り巻く実態の把握
  - ア 都内全公立学校を対象に学校非公式サイト等の監視を行い、不適切な書き込み等については緊急性・危険性に応じて対応し、都立学校や区市町村教育委員会等への情報提供を行う。
  - イ 子供のインターネット利用における様々な課題が指摘されていることから児童・生徒のインターネット利用状況調査を実施し、東京都の児童・生徒のインターネットの利用率やルールの策定状況、インターネット利用によるトラブル等の実態を把握する。
- (5) 情報教育ポータルサイトの公開・運営
  - 令和元年度まで指定していた情報モラル推進校の研究成果（効果的な指導事例）を公開する。

## 6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育

### 施策展開の方向性⑮

#### 生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む教育を推進します

##### 【施策の必要性】

現在、日常生活における身体活動が減少していることを考えると、一人一人が主体的に運動に取り組むことの必要性は、これまで以上に高まっています。生涯にわたって運動に親しむためには、乳幼児期から青年期に至るまでの間に、基本的な生活習慣を身に付けるとともに、健康や体力を保持増進していくための基礎的な能力や態度を身に付けていくことが重要です。

そこで、東京都教育委員会は、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、現在の東京都の児童・生徒の体力・運動能力を、小学生は都道府県別の上位に、中学生・高校生は全国平均程度まで向上させることを目標としています。

また、児童・生徒が様々な運動への関心を高め、体験することは、フェアプレーやチームワークの精神、相手を思いやる心を育むとともに、体力の向上や健康づくりに自ら意欲的に取り組む態度を養うことにつながるなど、大きな意義があります。

さらに、運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、技能の向上や自己の記録に挑戦する中で、運動の楽しさや喜びを分かち合う活動であることから、体力の向上ばかりでなく、心身のバランスのとれた成長を図る上でも効果的な活動です。

#### 1 「アクティブプラン to 2020」の推進（指導部）

- (1) 東京都統一体力テストの実施 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を縮小して実施

都内公立学校の全児童・生徒を対象として全都的な調査を行い、体力・運動能力及び生活・運動習慣等の実態を把握・分析することにより、施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。また、これらの取組を通じて、学校における児童・生徒の体力・運動能力等の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

6月を「体力テスト実施月間」とし、都内の全公立学校が、4・5月に体力テストの意義や目的、学校の体力・運動能力の実態と全体的傾向、児童・生徒一人一人による目標（値）の設定、各種目の実施方法等について確実に指導した上で体力テストを実施する。

- (2) 中学生「東京駅伝」大会 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を中止の予定

中学生が学校や部活動の垣根を越えて高い目標に向けて切磋琢磨し、中学校期における健康増進と持久力等の体力向上、公正・協力等の態度の育成、努力・忍耐力等の精神力の向上に資するため、区市町村対抗の中学生「東京駅伝」大会を開催する。

- (3) コーディネーショントレーニングの地域拠点校による普及

脳と体幹を鍛えるコーディネーショントレーニングについて、実施校の一層の拡大に向けて、地域拠点校を定め、実践内容を地域に発信する。

- (4) 地区における「国際的なスポーツ大会を契機とした体力向上」の指定

## 6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育

東京都では、令和元年にラグビーワールドカップ、令和3年に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される。これらの国際的なスポーツ大会を契機として、スポーツへの興味・関心を高め、より運動に親しむことで、「運動が苦手」「運動が嫌い」な児童・生徒をなくし、体力の向上を図る。

- (5) エンジョイ・スポーツ・プロジェクトモデル事業の実施 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を縮小して実施の予定

都立高等学校及び都立中等教育学校（後期課程）を対象として、専門的な知見を有する外部機関と連携し、生徒の多様なニーズに応える運動機会を設定するとともに、健康的な生活習慣の実践を通して、豊かなスポーツライフに向けた都立高校生の資質・能力を高める。

### 2 運動部活動の振興（指導部）

- (1) 部活動指導員の配置・活用 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を縮小して実施の予定

部活動指導員を配置し、都立学校及び公立中学校における教員の勤務負担軽減を図りながら、部活動の一層の充実を推進する。

- (2) スポーツ特別強化校 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を縮小して実施の予定

全国大会や関東大会への出場を目指す拠点となるスポーツ特別強化校を指定し、都立高校運動部活動の競技力の向上を一層推進する。

### 3 特別支援学校における取組の充実（指導部）

- (1) 障害者スポーツを取り入れた体育的活動の充実

ア 児童・生徒が、生涯にわたってスポーツに親しむことができるようにするため、体育や行事等の体育的活動に多様な障害者スポーツを取り入れ、活動の充実を図る。

イ 児童・生徒が経験を広げるために、今まで行っていない新たな障害者スポーツ等を体育的活動に取り入れる。

ウ 各学校の児童・生徒の実態に応じて取り組めるようルールの変更や用具の調整・工夫などを行い、児童・生徒一人一人の活動を充実させ、楽しめるようにする。

- (2) 運動部活動の振興

都立特別支援学校の部活動に外部指導員を導入し、児童・生徒の個性や能力の伸長を図る。

## 施策展開の方向性⑯

### 健康で充実した生活を送るための力を育む教育を推進します

#### 【施策の必要性】

児童・生徒の心身の調和のとれた発育・発達を図り、健やかな体をつくることは、「知」「徳」「体」のバランスの取れた人間を育成する上での基盤となります。体力向上に向けた取組を行うことに加え、児童・生徒が自分自身の健康に対する関心を高め、生涯にわたって、主体的に健康を保持・増進しようとする態度を養うことが必要です。

また、家庭に対し、乳幼児期からの健康教育の重要性を普及・啓発することにより、「早起き、早寝、朝ごはん」など基本的な生活習慣を児童・生徒が身に付けることは、健やかな体をつくる上で重要です。

## 1 健康教育の推進（指導部）

- (1) がん教育の推進 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を縮小して実施の予定

国の「がん対策基本法」や「がん対策推進基本計画（第3期）」を踏まえ、令和4年度までに都内全ての公立中学校、高等学校、特別支援学校において、外部講師の活用により、がん教育を推進する。

- (2) 性に関する指導の充実

学習指導要領に示された内容を全ての児童・生徒に確実に指導するとともに、性情報の氾濫等の現代的な課題を踏まえながら、保護者の理解を得て指導を行うことが必要である。また、全ての教職員で共通認識を図り、児童・生徒が性に関する正しい知識を身に付け、適切な意思決定や行動選択を行うことができるよう、性教育を推進する。

## 2 アレルギー疾患対策の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

- (1) ガイドライン等に基づいた体制整備の推進

文部科学省監修による「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（令和元年度改訂）及び文部科学省発行の「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年）等に基づいた各学校での取組が円滑に進むよう、児童・生徒等のアレルギー疾患に対する教職員の理解と対応能力向上に取り組んできた。

平成24年12月に都内小学校で起きた事故を受け、再発防止のため、平成25年度以降、都教育委員会では同ガイドラインを補完するマニュアル等の作成・配布や、研修の対象者拡大及び実施回数増など、児童・生徒等のアレルギー事故予防と事故発生時の緊急対応の確立に向けた取組を強化している。

今後も引き続き、以下の点について重点的に区市町村教育委員会及び都立学校を支援・指導し、更なる体制の強化に向けて働き掛ける。

- ア 「食物アレルギー対応委員会」の設置による組織的な対応の強化
- イ 学校給食における食物アレルギー対応の役割分担の明確化
- ウ 校内研修による実践対応力の向上
- エ 緊急時（アナフィラキシー発症時等）における対応

- (2) アレルギー疾患対応研修の実施

平成21年度以降、教職員等を対象に、専門医を講師とした研修を実施しており、平成25年度からは、全ての養護教諭とアドレナリン自己注射薬を携帯する児童・生徒等の担任教諭、学校栄養職員等を対象として研修を実施している。平成27年度からは管理職を対象とした研修も開催している。令和2年度も研修を継続していくとともに、校内研修を推進する。

## 3 食育の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

- (1) 学校における食育の推進

- ア 食育を推進する体制の整備

学校における食育を推進させるため、食育推進チームの設置、食育リーダー等を中心とした校内体制の整備について、調査等を行い、促進する。

- イ 栄養教諭の配置による食育の推進

- (ア) 栄養教諭の配置拡大

## 6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育

平成 20 年度から、各地区に栄養教諭を計画的に配置している。さらに、平成 25 年度からは複数配置を行い、食育の推進を図っている。

栄養教諭は、配置地区内の各学校の食育リーダーを支援することで、地区全体の食育を推進する役割を担っている。食育リーダーへの指導・助言を充実し、教科等間の連携を図りながら「生きた教材」である学校給食を活用した食育を一層推進するため、栄養教諭の増加策を講じる。

### (イ) 地場産物を活用した食育の実践

地域の自然や文化、地域の食に係る産業、自然環境の恵沢に対する児童・生徒の理解の増進を図るには、学校給食に地場産物を活用した食育が有効である。

栄養教諭は、配置地区で継続して地場産物を活用した食育の実践等を行い、地区全体の食育の充実を図る。

実践内容（例）

- ・地域生産者との連携
- ・地場産物を活用した学校給食のメニューの作成
- ・地場産物を活用した「食に関する指導の全体計画」の作成
- ・生産体験学習など地域に密着した食育の実践

### ウ 学校給食における地産地消

農地のない都心部の学校においても、地場産物を活用した食育や地産地消を行えるようにするため、関係諸機関と連携を図り、学校給食において、島しょを含めた東京産の水産物や地場産野菜の活用を推進する。

## 施策展開の方向性⑰

**危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力を育む教育を推進します**

### 【施策の必要性】

近年の自然災害の発生状況や交通事故、犯罪等の社会的な情勢は年々変化しています。特に、台風による大雨や強風、地震、豪雪などは国民の生活に甚大な被害を与えています。

こうした現状を踏まえ、各学校では、教科等で実践される安全教育の充実を図ることにより、日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自己や身近な他者の安全に配慮した行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにするなど、基礎的な資質・能力を全ての児童・生徒に育成していくことが不可欠です。

さらに、生涯を通じて安全な生活を送ろうとする態度とともに、児童・生徒は守られるべき対象であることにとどまらず、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献しようとする態度を養うことが重要です。

## 1 安全教育の推進（指導部）

### (1) 学校における安全教育の推進

## ア 「安全教育プログラム」の配布

児童・生徒が危険を予測し回避する能力や、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を身に付けられるよう学校における安全教育の推進を図る。そのため、「安全教育プログラム」を公立学校全ての教員に配布し、学校において生活安全・交通安全・災害安全の3領域をバランスよく指導する。

イ 「安全教育推進校」の指定 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小して実施の予定

効果的な安全教育を実践的に研究し、効果を普及させるため、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校12校を指定する。

また、指定校（園）が実践した取組を「安全教育プログラム」に掲載することにより、各学校での安全教育の推進を図る。

ウ 「自転車安全運転指導推進校」の指定 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小して実施の予定

高等学校等における自転車通学の生徒に対し、ヘルメット着用のルール化を推進するため、高等学校4校を指定する。

また、その成果を高校学校等に普及するための情報共有及び意見交換等を行うため、「自転車安全運転指導推進協議会」を設置する。

## エ 関係機関と連携した安全教育の充実

東京消防庁、警視庁、東京管区气象台、各区市町村の防犯防災部局、各地域の自治会等の機関と連携し、安全教育の充実を図る。

## 2 防災教育の推進（指導部）

## (1) 「防災ノート～災害と安全～」の活用促進

## ア 「防災ノート～災害と安全～」の活用促進月間の設定

(7) 小学校対象「親子防災体験」の実施 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小して実施の予定

- a 都内公立小学校・義務教育学校（前期課程）・特別支援学校（小学部）の全学年で参加を希望する児童・保護者を対象
- b 親子で防災体験施設（防災館等）へ来場し、防災体験等をする「親子防災体験」を実施（防災体験施設に来場した親子には防災体験用品を配布）
- c 児童が体験後、「防災ノート～災害と安全～」巻末ページに感想等を記入
- d 促進月間以外でも通年を通して、「親子防災体験」協力施設、区市町村が主催する総合防災訓練等で「親子防災体験」を実施

(イ) 中学校対象「防災標語コンクール」の実施 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を中止の予定

- a 都内公立中学校・中等教育学校（前期課程）・義務教育学校（後期課程）・特別支援学校（中学部）の第1学年の生徒を対象
- b 生徒が「防災ノート～災害と安全～」等を活用して標語を考え、「防災ノート～災害と安全～」に記入し各学校に提出
- c 各学校で選考した優秀な作品1点について、推薦された生徒に表彰状を授与し、更に

## 6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育

標語記載の「のぼり旗」を配布し校内に掲示

- イ 高等学校における「防災ノート～災害と安全～」の活用と、一泊二日宿泊訓練等の実施
- ウ 特別支援学校における「防災ノート～災害と安全～」の活用と、「宿泊防災訓練」の実施
- エ 都立学校における「東京マイ・タイムライン」を活用した指導の実施

### (2) 「防災士養成講座」の実施

令和2年度は「合同防災キャンプ」は休止とし、「合同防災キャンプ」で実施していた「防災士養成講座」のみ実施する。

高等学校等の生徒及び教員が、特定非営利活動法人日本防災士機構が認証する「防災士」の資格取得等を通して、奉仕の精神の涵養や、地域防災に積極的に関わろうとする態度を育み、防災リーダーとして活躍できる人材を育成する。令和2年度は高等学校の生徒80名程度、都立高等学校の教員20名程度を募集する。

### (3) 都立高等学校等における「宿泊防災訓練」の実施

災害から自らの生命を守るために必要な「自助」の能力を身に付けさせ、防災に関する意識を高め実践力の向上を図るとともに、助け合いや社会貢献など「共助」の精神を育み、人間としての在り方生き方を考えさせるため、都立高等学校等において一泊二日の宿泊防災訓練を行う。

ア 一泊二日の宿泊防災訓練

- (ア) 各校においては、消防署、警察署、自衛隊や区市町村の防災担当課等と連携した訓練、地域の町内会、地元消防団や東京防災隣組等、地域と連携した訓練を行い、より実践的な内容を行う。
- (イ) 大規模な災害が発生し、多数の帰宅困難者が生じた場合、学校が東京都帰宅困難者対策条例に基づき「一時滞在施設」、「災害時帰宅支援ステーション」、「避難所」となった場合を想定し、その運営補助ができるような内容を行う。

## 3 特別支援学校における安全教育の推進（指導部）

### (1) 全都立特別支援学校での宿泊防災訓練の実施 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を中止

首都直下型地震等の大規模災害が発生した際の、長期にわたる避難所の運営及び校内での児童・生徒の安定した生活の確保と教職員の危機管理体制を点検することを目的として、都立特別支援学校全校で一泊二日の宿泊防災訓練を行う。また、「防災ノート～災害と安全～」を活用して、参加した児童・生徒の防災意識の向上を図る。

ア 児童・生徒は、障害の状態に応じて、震災学習、備蓄品の利用体験、就寝訓練などを通じて避難所生活を体験する。

イ 教職員は、学校の規模や地域の実情に応じて、指揮命令系統の点検、保護者との連携体制の点検、地域と連携した避難所設営訓練など行う。

ウ 事業の検証

- (ア) 各学校の訓練を地域の消防署、自治会、障害者団体等に公開し、評価を得る。
- (イ) 宿泊防災訓練の実施結果を集約し、都立特別支援学校全体で共有する。

### (2) 安全な通学に向けたGPS機能の活用

モデル事業の成果をまとめたリーフレットを活用し、保護者等への理解・啓発を促す。

## 7 オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育

### 施策展開の方向性<sup>⑱</sup>

**東京 2020 大会、さらにその先に社会で活躍するために必要な力を身に付ける教育を推進します**

#### 【施策の必要性】

これまで、オリンピック・パラリンピック競技大会は、開催した都市と国に大きな社会変革をもたらし、世界中の人たちに勇気と感動を与えてきました。

オリンピック憲章では、人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会を奨励することを目指し、スポーツを人類の調和のとれた発展に役立てることが目的であると示されています。

また、オリンピズムは、肉体と意志と精神の全ての資質を高め、バランスよく結合させる生き方の哲学であり、スポーツを文化、教育と融合させ、生き方の創造を探求するものであるとしています。

これらの内容は、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことなどを定める「教育基本法」の「教育の目標」や学習指導要領の趣旨にも相通ずるものです。

このため、開催都市である東京都では、東京 2020 大会を児童・生徒の人生にとってまたとない重要な機会と捉え、「東京都オリンピック・パラリンピック教育」を都内全ての公立学校で展開し、児童・生徒の良いところを更に伸ばすとともに、弱みを克服するための取組を確実に推進しています。

「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針では、

- ① 自己を肯定し、自らの目標をもって自らのベストを目指す意欲と態度を備えた人間
  - ② スポーツに親しみ、「知」、「徳」、「体」の調和のとれた人間
  - ③ 日本人としての自覚と誇りをもち、自ら学び行動できる国際感覚を備えた人間
  - ④ 多様性を尊重し、共生社会の実現や国際社会の平和と発展に貢献できる人間
- を育成していくことを目指しています。

今後は、東京 2020 大会の経験を通じ、その後の人生の糧となるような掛け替えのないレガシーを児童・生徒一人一人に残す取組とすることが重要です。

そのため、「東京都オリンピック・パラリンピック教育」においては、「子供たち一人一人の心と体に残る、掛け替えのないレガシーの定着」、「学校における継続的な教育活動」、「家庭や地域を巻き込んだ取組による、共生・共助社会の形成」を推進していく必要があります。

### 1 「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づく教育の推進（指導部）

#### (1) オリンピック・パラリンピック教育の全校展開

「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針（平成 28 年 1 月策定）に基づき、都内全ての公立学校でオリンピック・パラリンピック教育を推進する。各学校においては、本教育を通常の教育活動に関連付け、年間 35 時間程度を目安として学校全体で組織的・計

## 7 オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育

画的に展開している。

本教育では、共生社会形成に必要な五つの資質を重点的に育成するために、「東京ユースボランティア」、「スマイルプロジェクト」、「夢・未来プロジェクト」、「世界ともだちプロジェクト」の四つのプロジェクトを推進する。令和2年度は、前年度に引き続き、特に、ボランティアマインド、障害者理解、豊かな国際感覚の三つの資質の育成を重視していく。

また、今後、本教育が東京2020大会以降も継続した取組となるための仕組みを構築し、各学校一つ以上「学校2020レガシー」として教育活動を展開できるよう取組を推進する。

### (2) オリンピック・パラリンピック教育アワード校の顕彰

優れたオリンピック・パラリンピック教育を展開した学校を顕彰し、気運の醸成を図るとともに、その取組内容や成果を広く発信することで、各学校での取組の一層の促進を図る。

## 2 ボランティアマインドの醸成（指導部）

### (1) ボランティア・サミットの開催

全ての都立高校に生徒による「ボランティアサポートチーム」を編成し、ボランティア活動の企画・運営など、各学校で生徒の主体的なボランティア活動が一層推進される仕組みを構築する。また、都立高校生等によるボランティア・サミットを開催し、各校のボランティア活動を紹介することなどを通して都立高等学校全体で生徒の社会貢献意識や共生社会の実現の担い手としての自覚の向上を図る。

### (2) 東京ユースボランティアの拡充

児童・生徒の発達段階に応じて、主体的・自主的なボランティア活動を支援する「東京ユースボランティア・バンク」の計画的・継続的な活用を推進する。

### (3) 東京2020大会に関連したボランティアへの参画

大会開催時に、大会に関連したボランティアへ児童・生徒が参画するための準備を行う。

## 3 共生社会の形成（指導部）

### (1) パラリンピック競技応援校の指定

児童・生徒の障害者スポーツへの一層の理解促進と普及・啓発を図るため、次のとおり指定する。

#### ア パラリンピック競技応援校 10校

競技団体等と連携しながら選択したパラリンピック競技の観戦や体験、ボランティアへの参加等を行う。

### (2) パラスポーツ指導者講習会の実施

障害者スポーツの理解促進と普及啓発を図るため、パラスポーツ指導者講習会を開催する。

### (3) 被災地等との連携によるパラスポーツ体験交流

修学旅行等で東京を訪れる被災地等の中学生と都内の中学生が、障害者スポーツと一緒に体験するなどの交流を通して、他者を尊重し、ともに認め合う心を培う。

### (4) ボッチャ交流行事推進事業

障害の有無にかかわらず、誰もが楽しめる障害者スポーツとして多くの学校が取り組んでいるボッチャを通じた交流行事を推進することにより、地域全体で幼児・児童・生徒の障害者理解の促進に取り組むとともに、共生・共助社会の実現を図る。

### (5) スクールアクション「もったいない」大作戦の実施（再掲）

環境への取組（3R）について、子供たち自身が具体的な行動目標を設定し、その活動を家庭・地域と連携して継続的に推進・実践する。

#### 4 スポーツ志向の重視（指導部）

##### (1) オリンピアン・パラリンピアン等の学校派遣の実施

オリンピック・パラリンピアン等を学校に派遣し、オリンピック・パラリンピアン等との交流や競技体験を通じ、児童・生徒がスポーツや運動により一層親しむとともに、アスリートの考え方や生き方に触れることにより、自己実現に向けての努力や困難に立ち向かう意欲を培う。

#### 5 豊かな国際感覚の育成（指導部）

##### (1) 世界ともだちプロジェクトの拡大

児童・生徒の豊かな国際感覚の醸成に向けて、大使館や地域の留学生、在京外国人、インターナショナルスクール等との具体的な交流を推進する。

#### 6 「学校 2020 レガシー」の構築（指導部）

##### (1) 「学校 2020 レガシー」構築に向けた取組の推進

各学校が共生社会の実現等に向けて、家庭や地域等と連携を図りながら、東京 2020 大会以降も長く続けていく教育活動として「学校 2020 レガシー」を設定する。「学校 2020 レガシー」が児童・生徒の実態、地域性を鑑み、学校の特色となるよう、各学校の構築に向けた取組を推進する。

##### (2) 子供の競技観戦に向けた準備

オリンピック・パラリンピック教育の一環として、都内の学校の子供たちが、東京 2020 大会の競技を、学校単位で直接観戦するため、安全な観戦に向けた関係諸機関との調整等の準備を行う。

##### (3) 東京 2020 大会に関連したボランティアへの参画（再掲）

大会開催時に、大会に関連したボランティアへ児童・生徒が参画するための準備を行う。

#### 7 優れた芸術文化に対する理解の促進（再掲）（指導部）

##### (1) 東京 2020 大会に向けた都の文化プログラムの活用による芸術文化の鑑賞・体験（再掲）

指定を受けた学校が、都の文化プログラム「Tokyo Tokyo FESTIVAL」や「オリンピック・パラリンピック教育推進支援事業（コーディネート事業）」における教育支援プログラム等を活用し、芸術・文化の鑑賞や体験の取組を推進する。

ア 「Tokyo Tokyo FESTIVAL」や「コーディネート事業」等の教育支援プログラムの実施

イ 巡回公演による芸術文化の鑑賞等

（例）オーケストラ、ミュージカル、オペラ、邦楽、和太鼓、合唱、演劇、歌舞伎・能楽、演芸・寄席、パントマイム、バレエ、ダンス、邦舞等

ウ ワークショップ等による体験・参加や作品の制作等

（例）民族音楽、作曲、染色、漆器、書道アート、文字絵、朗読、俳句、民謡、囲碁・将棋、食文化等

##### (2) 都立高等学校における文化部活動の振興（再掲）

## 7 オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育

### ア 文化部推進校及び文化部新設置推進校の指定

全国高等学校総合文化祭における開催部門の文化部を支援するため、新たに文化部推進校及び文化部新設置推進校を指定し、各校における文化部活動の活性化や他校への成果の普及を図る。

- (ア) 演劇部や合唱部等、全国高等学校総合文化祭の開催部門ごとに推進校を指定し、文化部活動を支援
- (イ) 開催部門のうち、都立高等学校で未設置となっている吟詠剣詩舞部や弁論部、マーチングバンド・バトントワリング部等を新たに設置する学校を支援

## Ⅲ

## 8 生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」

### 施策展開の方向性<sup>⑱</sup>

#### 次代を担う社会的に自立した人間を育成します

##### 【施策の必要性】

東京 2020 大会の開催とその先を見据え、「知」「徳」「体」の調和がとれ、社会人としての自覚や働く意欲をもち、グローバル化や情報化が急速に進む社会で活躍できる人間を育成する必要があります。

##### (指導部・都立学校教育部)

- (1) 「学びの基盤」プロジェクトによる教育プログラムの開発（再掲）※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業を縮小して実施の予定

都立高校生の「学びの基盤」（読解力、自ら学ぶ力）の向上を目的として、二つのワーキンググループを設置するとともに、研究協力校 6 校を指定し、次の内容に取り組む。

ア 読解力ワーキンググループにおける、社会生活を送る上で必要となる「読解力」を高める研究

- (ア) 読解力や記述に関する調査
- (イ) インタビュー等の実施
- (ウ) 結果の分析と生徒の状況把握から、より効果的な指導方法等を開発

イ 自ら学ぶ力ワーキンググループにおける、社会との関わりや学ぶ意義を理解できるようにする指導の研究

- (ア) 自ら学ぶ力に関する調査
- (イ) 結果の分析と生徒の状況把握から、より効果的な指導方法等を開発

ウ 生徒の学びにおけるつまづきや理解の仕方に着目した、必要な支援や指導の在り方に関する研究

- (ア) 生徒の実態を把握する調査
- (イ) 結果の分析と生徒の状況把握から、より効果的な指導方法等を開発

- (2) 高大連携の推進（再掲）

ア 都立大学との高大連携の推進（再掲）※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を縮小して実施の予定

大学レベルの課題研究を実地で学ぶとともに、様々な分野の研究内容に関して、最先端の研究等を体験することにより、文理横断的な幅広い視点で物事を捉え、主体的に課題を解決し、新たな価値を創造することができる人材を育成する。

- (ア) 都立大学 都立高校生のための先端研究フォーラムの実施

都立高等学校、都立中等教育学校及び都立高等学校附属中学校の生徒を対象に、生徒が探究学習へのモチベーションを向上させ、大学に進学する目的や大学進学後の在り方、生き方を意識することができるようになるために、最先端の研究成果等の講演を実施す

る。

(イ) 高校生探究ゼミの実施（再掲）

進学指導重点校や進学指導特別推進校等の生徒を対象に、大学レベルの課題研究に取り組む1年間を通じた講座を実施し、文理横断的な幅広い視点で物事を捉え、主体的・協働的に課題を解決し、新たな価値を創造できる人材を育成する。

(ウ) 高校生夏季集中ゼミの実施

最先端の科学技術等に関する講義や研究を体験し、生徒の興味・関心を深めるとともに、進路に向けての動機付けの機会とする短期集中の講座を実施する。

イ 東京農工大学との高大連携の推進（再掲） ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を縮小して実施の予定

多摩科学技術高校を対象とし、大学がもつ教育・研究力を生かして高校教育の改善・充実を図るとともに、高大連携による取組を通じて得た学びの成果を適切に評価し、大学との円滑な接続を図る。

(ア) 「高大連携教育プログラム」の開発

研究活動への意欲を喚起する特別講義・授業を実施するとともに、大学教員による課題研究のテーマ設定、研究活動に対する指導・助言、類似した研究分野への研究室訪問、大学教員による研究発表会での指導・助言・講評等を実施する。

(イ) 学びの成果を適切に評価する方法の開発

アドミッションポリシーを踏まえた上で、大学がもつ教育・研究力を生かして高校教育の改善・充実を図るとともに、それを通じて習得した高校における学びの成果を適切に評価して大学との円滑な接続を図る仕組みを検討する。

ウ 総合学科高等学校における高大連携の推進（再掲） ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を縮小して実施の予定

総合学科高等学校における高大連携を推進し、大学の高いレベルの研究手法や指導法を学ぶことにより、課題研究を深化させるための取組を進める。

エ 「志」育成事業の推進（再掲） ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を縮小して実施の予定

難関国公立大学教授等を招へいし、最先端の研究に関わる講師による講演を実施することを通して、生徒自身が大学に進学する目的や大学進学後の在り方、生き方を意識することができるようにする。

（連携先：東京工業大学、京都大学、都立大学、東京都医学総合研究所、国際花と緑の博覧会記念協会）

(ア) 東京工業大学 高校生のための先端科学・技術フォーラム ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を中止

都立高等学校、都立中等教育学校及び都立高等学校附属中学校に通う生徒を対象に、東京工業大学教授による講演を実施する。

(イ) 京都大学チャレンジセミナー

京都大学と連携した研究者と高校生が交流するセミナーを実施する。

(ウ) 都立大学 都立高校生のための先端研究フォーラム ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を中止

都立高校生を対象に、都立大学教授による講演を実施する。

- (エ) 高校生のための都医学研フォーラム ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業日程を延期して実施の予定  
 高校生を対象に、東京都医学総合研究所研究者による講演、施設見学及び体験を実施する。
- (オ) コスモス国際賞受賞記念講演会 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を中止  
 高校生を対象に、コスモス国際賞受賞者による講演を実施する。

## 施策展開の方向性⑩

### 生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりを推進します

#### 【施策の必要性】

生徒の能力を最大限に伸ばす教育実践の場の充実に向けて、次代を見据えつつ、生徒や社会のニーズを踏まえながら、既存の学科の改善や新たな学校の設置等に取り組むことが必要です。

#### (指導部・都立学校教育部)

- (1) 農業高校におけるGAPに関する取組の推進（再掲）  
 食品安全や環境保全、作業工程の効率化など、GAPの取組を通して、農産物の生産だけでなく、農業経営について学習する機会を提供する。  
 あわせて、各認証団体等による認証を取得した農産物を、東京2020大会で提供する取組を推進する。
- (2) ものづくり立志事業の実施（再掲）  
 工業高校への入学生を対象として、ものづくりへの興味・関心を高め、キャリア意識を培うため、熟練技術者による講演・実演やものづくり企業への現場訪問、基礎的な製作体験等の取組を、導入対策事業として1年次の1学期に実施する。
- (3) 産業高校における新たな類型の設置検討（再掲）  
 東京都独自の設置学科である産業科を置く橘高等学校において、生産から流通、消費までを一貫して学ぶことを通じて、伝統工芸や匠の技といった東京の「宝物」の良さや魅力への興味・関心を高め、将来のものづくりマイスターとなり得る人材の育成を目指し、令和2年度においては、事業実施に向けて関連団体等との連携・調整を進めるとともに、伝統工芸技術や匠の技を有する外部人材による講話などを試行的に実施する。
- (4) 実地に学ぶ商業教育への推進（再掲）  
 都立商業高等学校において、実社会でのビジネスに直結した授業の充実を図るため、平成30年度からビジネス科への学科改編を行った。平成30年度から第1学年で学ぶ「ビジネス基礎」において、都教育委員会が作成する補助教材「東京のビジネス」を使用して、東京や地域のビジネスの調査・研究を実施する授業の充実を図るとともに、令和元年度から第2学年において、企業や地域と連携した市場調査や商品企画を行う学校設定科目「ビジネスアイデア」を実施している。
- (5) 中高一貫教育校の改善

ア 中学校段階の生徒による切磋琢磨<sup>せつさたくま</sup>の機会の創出

都立中高一貫教育校 10 校が連携して、中学校段階において、ディベートや探究的な学習の成果等のプレゼンテーションのコンテスト等を実施するなどして、生徒同士が切磋琢磨<sup>せつさたくま</sup>する機会を創出する。

イ 併設型中高一貫教育校の改善

6 年間一貫した教育をより一層推進するため、高校段階での生徒募集の停止と中学校段階での生徒募集の規模拡大の実施に向け、小学生や中学生、その保護者等への周知や、教育課程等の検討を進める。

**施策展開の方向性②**

**質の高い教育を支えるための環境を整備します**

**【施策の必要性】**

質の高い教育を実現するため、組織的な学校経営の強化、教員の指導力の向上、教員の働き方改革、課題を抱える生徒の自立に向けた支援の充実など、様々な教育条件や支援体制を着実に整備する必要があります。

**(指導部・都立学校教育部)**

(1) 都立高校魅力発掘・発信プロジェクトの実施

各校のグランドデザインを学校の特色として戦略的に広報していくため、各校のホームページや学校案内パンフレット、生徒目線での学校の魅力を発信する魅力 P R 動画の配信等、効果的な魅力発信を進めていく。

ア 都立高等学校ホームページのリニューアル

イ 学校の魅力 P R 動画「まなびゆ〜」の配信

(2) 高等学校における外国人生徒等に対する教育環境の整備

ア 日本語指導外部人材活用事業の実施

(ア) 外部人材派遣による個別指導の実施

都立学校における日本語指導が必要な外国人生徒等のうち、現在学校において、日本語指導等の特別な指導を受けていない生徒を対象に、年間にわたって、外部人材派遣による個別指導を行う。

(イ) 日本語指導体制の構築に向けた検討 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を縮小して実施の予定

日本語指導が必要な外国人生徒等が、学校生活を送る上で必要な日本語や、授業を理解するために必要となる日本語を効果的に習得できるよう、各校と多様な外部人材や N P O ・ 大学等が連携した日本語指導体制の構築に向け検討を進める。

(3) 高等学校における在京外国人生徒対象枠の適切な募集枠の設定 (再掲)

中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒等の人数の推移や、居住する地域のバランス、在京外国人生徒対象枠の募集校における入学者選抜の応募状況等を踏まえ、都立高校における適切な募集規模を検討する。

## (4) 在京外国人生徒等の日本語習得に向けた支援（再掲）

## ア 日本語指導外部人材活用事業の実施

都立学校における日本語指導が必要な外国人生徒等のうち、現在学校において、日本語指導等の特別な指導を受けていない生徒を対象に、年間にわたって、外部人材派遣による個別指導を行う。

## イ 日本語指導体制の構築に向けた検討

日本語指導が必要な外国人生徒等が、学校生活を送る上で必要な日本語や、授業を理解するために必要となる日本語を効果的に習得できるよう、各校と多様な外部人材やNPO・大学等が連携した日本語指導体制の構築に向け検討を進める。

## ウ NPO 法人等によるコーディネーター派遣事業の試行実施

日本語指導が必要な外国人生徒等が在籍する学校に、NPO 法人等からコーディネーターを派遣し、外国人生徒等が、学校生活を送る上で必要な日本語や、授業を理解するために必要となる日本語を効果的に習得することを支援するとともに、円滑な学校生活を送るのに必要な取組を実施する。

また、学校や教職員が、言葉や文化の違い、在留資格等、外国人生徒特有の配慮が必要な事項に対して、適切に対応できるよう相談対応や助言、専門家の紹介等により支援を行う。

(5) 英語「話すこと」の評価を行うスピーキングテストの導入に向けた確認プレテストの実施（再掲）※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小して実施の予定

都立高校入試における英語「話すこと」の評価及び中学校における英語4技能育成に向けた英語「話すこと」の指導の充実等を目的とし、都内全公立中学校等第3学年生徒を対象に、民間資格・検定試験を活用したスピーキングテストを実施する。

令和2年度は、出題内容・実施方法等を確認するため、都内公立中学校第3学年の全生徒約80,000人を対象としてプレテストを実施し、令和3年度の円滑な本格実施につなげていく。

## 9 これからの教育を担う優れた教員の育成

### 施策展開の方向性②

#### 優れた教員志望者を養成・確保します

##### 【施策の必要性】

毎年、多くのベテラン教員が退職していく中で、その指導経験やノウハウの継承が課題となっています。新規採用教員に対し、教育に対する熱意と使命感はもとより、豊かな人間性と組織の一員としての責任感・協調性、実践的な指導力や社会性等を育成するために、大学との連携を一層推進して、採用前からより実践的な指導力等を身に付けさせる必要があります。

また、東京都の教育に求められる教師像にふさわしい人物を継続的に確保するため、東京都の教員の魅力を積極的に発信するとともに、選考内容・方法の改善に継続的に取り組む必要があります。

#### 1 養成段階・採用段階における実践的な指導力の育成（指導部）

##### (1) 「東京都教員育成協議会」における連携促進

教員の研修や資質向上に関係する大学等と教員の育成ビジョンを共有し、教員の資質・能力の向上に係る事項の調整及び協議を行う。

##### (2) 「東京教師養成塾」の実施

###### ア 特別教育実習

各塾生が配置される教師養成指定校での年間40日以上教育実習や、異校種又は異なる障害種別の授業参観等を通して、実践的な指導力や柔軟な対応力を身に付ける実習を行う。

###### イ 教科等指導力養成講座

東京都の教育課題や施策の理解を深め、教科等の専門性や指導技術の向上及び学級経営における実践的な指導力等を身に付ける講座を行う。

##### (3) 教職大学院との連携

###### ア 共通に設定する領域・到達目標の反映

都教育委員会と協定を締結する五つの教職大学院（創価大学・玉川大学・帝京大学・東京学芸大学・早稲田大学）では、学部新卒学生に求められる事項（都教育委員会が示す「共通に設定する領域・到達目標（平成30年3月版）」）をカリキュラム及びシラバスに位置付け、実施する。

###### イ 連携協力校の指定

都教育委員会は、学部新卒学生が実習する場として、東京都公立学校を指定し、提供する。

※学部新卒学生とは

- ・東京都公立学校教員採用候補者選考を受験する意思のある者
- ・または、東京都公立学校教員採用候補者名簿登載期間が延長されている者

## 2 優秀な教員志望者の確保（人事部）

### (1) 優秀な教員志望者の確保

#### ア 地方会場における選考

日本全国から優秀な教員を確保するために、東京都内のほか、地方に複数の選考会場を設け採用候補者選考を実施する。

#### イ PRの拡充・拡大

##### (ア) 「東京の先生になろう」の作成・配布

東京都公立学校の教員を目指す方へ、東京都が目指す教育、東京都が求める教師像、教育施策、現職教員の声、任用制度、キャリアアップ、研修制度やサポート体制及び福利厚生制度等を掲載した、東京都公立学校教員採用案内「東京の先生になろう」を作成・配布する。

##### (イ) 採用情報の発信

東京都公立学校教員の採用情報を広く周知するため、ホームページ、メールマガジン及びツイッターで配信する。

##### (ウ) 「教員採用ナビ」の委嘱

現職教員を「教員採用ナビ」として委嘱し、地方説明会等において、パネリストとして派遣する等、積極的に活用し、教育志望者に対して、東京都の教育や学校の魅力を様々な機会を通じて伝えていく。

##### (エ) 個別相談会の開催

東京都公立学校教員の志望者を対象に、東京都の教員としてのやりがいや授業づくりの実際等、「教員採用ナビ」をはじめ経験豊富な現役の教員と直接対話できる個別相談会を開催する。

##### (オ) 学校見学会の開催

東京都公立学校教員の志望者を対象に、都内公立学校において「東京の学校の様子」、「東京の児童・生徒たちの様子」を実際に見ることができる「東京の学校見学会」を開催する。

#### ウ 教員採用候補者への支援

教員採用候補者が採用後に教員としての職務を円滑にスタートできるよう、合格者専用ホームページに服務や情報セキュリティ、教育職員免許状等にかかる知識をe-ラーニングにより習得することができる環境を引き続き整備する。また、教員になるに当たって知っておくべき情報を採用前に提供する、「採用前実践的指導力養成講座」の動画配信を行う。

#### エ 英語教育を推進する教員の採用（再掲）

グローバル人材育成のための英語教育の充実を図るとともに、小学校における「英語」の教科化に向けて、教員採用候補者選考の小学校全科（英語コース）において、採用候補者選考の受験資格に加えて中学校又は高等学校教諭の「英語」の免許状を有する者を採用する。

#### オ 理科教育を推進する教員の採用

小学校における理科教育を充実するため、教員採用候補者選考の小学校全科（理科コース）において、採用候補者選考の受験資格に加えて中学校または高等学校教諭の「理科」の免許状を有する者を採用する。

#### カ 国際貢献活動経験者の採用

## 9 これからの教育を担う優れた教員の育成

グローバル人材を育成するための教育をより効果的なものとするため、教員採用候補者選考において、国際協力機構（JICA）の青年海外協力隊や在外教育施設等の経験者（国際貢献活動経験者）を対象とした特別選考を実施する。

### 3 将来の東京の教育を担う意欲ある人材の育成・確保（再掲）（指導部・都立学校教育部）

- (1) 東京学芸大学との高大連携の推進（再掲） ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を縮小して実施の予定

将来の東京の教育を担う人材の育成に向けて、都立小金井北高等学校において、希望する生徒に教師としての基本的な素養や職業意識等を育成するとともに、その学びを大学での専門的な学びにつなげる。

ア 教員の魅力を伝えるセミナーや大学見学会を含めた特別セミナーの実施

教師の魅力を知る機会を提供することにより、将来の職業選択の一つとして教職への興味・関心を醸成する。

イ 教職大学院生による専門教科・科目のワークショップへの参加

土曜日や長期休業中を活用し、教師を志望する生徒が、互いに切磋琢磨しながら、教師としての基本的な素養や職業意識を習得するワークショップを実施する。

ウ 教員養成分野における専門的な講義や研究活動を実施

希望により選択できる「チーム・エデュケーション」を導入し、「教育学基礎」、「教育課題研究」、「特別講義」、「教育実習体験」等を実施するとともに、小学校で外国語（英語）の指導ができる教員となるための英語教育に取り組む。

## 施策展開の方向性⑳

### 教員一人一人のキャリアに応じた資質・能力の向上を図ります

#### 【施策の必要性】

学校組織を構成する教員個々の資質・能力を効果的、効率的に高め、教員の成長を学校全体の教育力向上につなげるためには、職層、経験に応じた研修の充実が必要です。また、産業構造が変化し、科学技術が進展する中で、将来、世界で活躍できる若者など、次代を担う人材を育成することのできる教員の育成が不可欠です。

そのためには、学校全体で個々の児童・生徒の課題を共有するとともに、教員が「プロ意識」をもって相互に切磋琢磨したり、自己研鑽したりしながら、指導力や教科等の専門性をより高め、成長していく組織風土を培うことが重要です。

一方、教員による体罰や不適切な指導が根絶しない状況にあることから、全ての職層において個々の児童・生徒の特性や課題に応じた指導力を身に付けさせ、体罰等を防止していくことが必要です。

### 1 教員経験等に応じた教員研修及び啓発支援の充実（指導部・人事部）

- (1) 「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質向上に関する指標」を踏まえた教員研修の実施

## ア 教員のキャリアステージや職層に応じた研修の実施

## (ア) 経験に応じた研修

採用からの経験順に、東京都若手教員育成研修〔1年次（初任者）研修、2年次研修、3年次研修〕、新規採用者研修、中堅教諭等資質向上研修Ⅰ〔在職11年目を基準〕及びⅡ〔在職21年目を基準〕を実施する。

## (イ) 職層に応じた研修

主任教諭を対象とした研修、主任（教務主任、生活指導主任、進路指導主任）を対象とした研修、主幹教諭・指導教諭を対象とした研修、教育管理職候補者を対象とした研修及び教育管理職を対象とした研修を実施する。

## イ 教員の教育課題に関する対応力を高める研修の実施

## (ア) 学校教育におけるリーダーの養成

特別支援教育コーディネーター研修や教育課題に対する推進者養成研修等を実施する。

## (イ) 教科や教育課題に関する専門性の向上

教科における「学習指導力」の専門性向上研修、教育課題における「生活指導力・進路指導力、外部との連携・折衝力」の専門性向上研修を実施する。

## (2) 産休・育休中の教員等に対する動画配信の実施

円滑な職場復帰や自己啓発を促すことを目的に、最新の教育情報や喫緊の教育課題とその解決の方策などの動画を制作・配信する。

## (3) 研修動画のWEBによる配信

教職員研修センターが実施する研修に加え、通所研修が困難な教員に対して、「いつでもどこでも受講できる」研修動画を制作・配信する。

## (4) サテライト研修の実施

## ア 研修会場までの移動時間の縮減

研修受講者が、所属校から近い研修会場を選択することができるようにすることで研修会場までの移動時間（往復分）の縮減を実現する。

## イ メイン会場とサテライト会場の一元的な研修運営

メイン会場及びサテライト会場の様子を双方向型の通信回線で結ぶことにより、サテライト会場においてもメイン会場と同様に、質疑応答や協議内容の共有を実現など、一元的な研修運営を実現する。

## (5) 人事交流の促進による人材の育成等

現在、都の公立学校では、教員の大量退職に伴い、経験の少ない若手教員の割合が高まっており、人材の育成と活用が喫緊の課題となっている。

平成24年度に定めた「教員の定期異動実施要綱」によるステージ制や異校種間人事交流の仕組みを活用し、引き続き人事交流の一層の促進を図っていく。

## ア ステージ制の導入

若手教員の人材育成を図るためには、広域的な人事異動や校種を越えた人事異動を促進し、多様な学校経験を積ませることが重要である。

そこで、平成24年度から、区部と市部との間、通常の学級と特別支援学級との間、小・中学校と特別支援学校との間など、教育環境が大きく異なる学校間の異動・交流を促す仕組みである「ステージ制」を導入している。この仕組みを活用し、これまで以上に計画的な人材育成を図る。

## イ 異校種間人事交流の促進

特別支援教育を担う専門性の高い教員の育成や確保、児童・生徒の発達段階に応じた教科指導や生活指導の向上等を図ることを目的として、平成24年度の異動要綱の改正と併せ、小・中学校、高等学校、特別支援学校の間で、期限を定めた人事交流を行い、期間終了後は元の校種に戻り成果を還元することができるよう、異校種期限付異動の仕組みを導入した。

例えば、小・中学校と特別支援学校との間又は高等学校と特別支援学校との間の人事交流により、特別支援教育を必要とする児童・生徒に専門性の高い教育を行っていく上で中核となる教員の専門性の更なる向上が期待できる。

令和2年度も、これらの仕組みを活用した人事交流を行うことにより、人材育成の促進を図る。

## 2 新たな教育課題に対応する教員の資質・能力の向上（指導部）

## (1) 外国語（英語）科教員等の海外派遣研修の実施

中・高等学校英語科教員等を英語を母語又は公用語とする国に派遣し、大学等の高等教育機関が提供する3か月程度の連続した最新の英語教授法のプログラムを研修として受講させ、指導力の更なる向上を図る。また、ホームステイや現地校の訪問等を通して、国際的視野を身に付けさせる。

さらに、教員海外派遣シンポジウムへの参加により、帰国後の授業実践における成果と課題、その解決方法等の情報の共有を図る。

平成31（2019）年度から、IBプログラムや国際交流の充実を図るため、IBに係る研修の受講や教育実習を行うIBコース等教員を対象としたプログラムや国際交流に係る研修の受講や行政機関等の訪問を行う国際交流担当教員を対象としたプログラムを実施している。

(2) 中学校英語科教員を対象とした研修の実施（再掲）※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を縮小して実施の予定

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、平成29年度から3か年で中学校英語科全教員を対象として実施した「生徒の英語によるパフォーマンスを高める研修」の効果を更に高めるため、スピーチやインタビューテスト等のパフォーマンステストや観察等を授業に取り入れていくことができるよう、令和元年度に作成した「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための指導資料」を活用した授業実践を「授業力向上セミナー」として中学校英語科教員に広く公開し、優れた実践を学ぶ機会とする。

## 3 特別支援教育を推進する教員の資質向上（人事部）

## (1) 人事交流の促進による人材の育成等（再掲）

現在、都の公立学校では、教員の大量退職に伴い、経験の少ない若手教員の割合が高まっており、人材の育成と活用が喫緊の課題となっている。

平成24年度に定めた「教員の定期異動実施要綱」によるステージ制や異校種間人事交流の仕組みを活用し、引き続き人事交流の一層の促進を図っていく。

## ア ステージ制の導入

若手教員の人材育成を図るためには、広域的な人事異動や校種を越えた人事異動を促進し、多様な学校経験を積ませることが重要である。

そこで、平成24年度から、区部と市部との間、通常の学級と特別支援学級との間、小・中学校と特別支援学校との間など、教育環境が大きく異なる学校間の異動・交流を促す仕組みである「ステージ制」を導入している。この仕組みを活用し、これまで以上に計画的な人材育成を図る。

#### イ 異校種間人事交流の促進

特別支援教育を担う専門性の高い教員の育成や確保、児童・生徒の発達段階に応じた教科指導や生活指導の向上等を図ることを目的として、平成24年度の異動要綱の改正と併せ、小・中学校、高等学校、特別支援学校の間で、期限を定めた人事交流を行い、期間終了後は元の校種に戻り成果を還元することができるよう、異校種期限付異動の仕組みを導入した。

例えば、小・中学校と特別支援学校との間又は高等学校と特別支援学校との間の人事交流により、特別支援教育を必要とする児童・生徒に専門性の高い教育を行っていく上で中核となる教員の専門性の更なる向上が期待できる。

令和2年度も、これらの仕組みを活用した人事交流を行うことにより、人材育成の促進を図る。

### 4 「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づく取組の推進（指導部・人事部・都立学校教育部）

#### (1) 「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づく取組の推進

平成26年1月に策定した「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づき、全ての公立学校から体罰等を一掃するための取組を徹底する。

#### ア 教員研修の実施

経験年数や職層に応じた体系的な研修やサービス事故再発防止研修としてアンガーマネジメント等の特別な研修プログラムを実施する。また、体罰を指導の手段とする誤った認識のあるサービス事故者を対象として「指導方法・意識改善プログラム」を実施する。

#### イ 指導者講習会の開催

体罰のない、生徒の意欲を高める部活動を推進・普及するため、全ての顧問、部活動指導員を対象とする指導者講習会を開催する。

#### ウ 東京都「Good Coach 賞」の実施

東京都「Good Coach 賞」により、優れた指導を実践した顧問を顕彰する。

**施策展開の方向性②****教育者としての高い見識をもち、広い視野で学校経営ができる管理職を育成します****【施策の必要性】**

教育管理職選考受験資格を有しない若手教員の学校経営への参画意欲が高まっている一方で、依然として選考受験者数が低迷している状況があります。

意欲のある若手教員には、教育管理職に必要な「学校経営力」、「外部折衝力」、「人材育成力」、「教育者としての高い見識」を身に付けさせるため、早期から様々な校務分掌を担当させることにより学校経営への参画経験を積ませ、次代を担う管理職の候補者として育成する必要があります。

また、職務と家庭生活を両立できるよう支援するとともに、校務改善を進めることにより、教育活動の充実及び教員の資質・能力の向上を図ることが重要です。

**1 学校のリーダーを育成するための支援の充実（人事部）****(1) 学校マネジメント強化モデル事業**

副校長の負担を軽減し、学校経営に集中できる環境を整備するため、副校長を直接補佐する会計年度任用職員を配置する「学校マネジメント強化モデル事業」を平成 29 年度から実施している。

学校に配置された会計年度任用職員は、1 日当たり 5 時間又は 7 時間 45 分、1 月当たり 16 日勤務し、副校長の指示の下、調査業務や服務関係の事務処理など、副校長が直接行う必要のない業務に従事する。

なお、小・中学校に配置する会計年度任用職員については、区市町村教育委員会が選考及び配置を行い、都教員委員会は財政的支援を行う。

令和 2 年度は、会計年度任用職員の活用事例を整理・蓄積するとともに、副校長の負担軽減等を確認し、本事業のより効果的な活用に向けた検証を進めていく。

**(2) 学校リーダー育成プログラム ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を縮小して実施の予定****ア 目的**

教育管理職選考受験者の低迷が続いていることから、学校経営の担い手である教育管理職の確保・育成は課題である。また、大量採用の時期にあつて、学校運営の中核を担う主幹教諭の世代交代が急激に進む中、将来、主幹教諭や教育管理職として活躍する力を有している教員に対する早期段階での学校マネジメント能力の育成が重要である。

そこで、将来、各地区等で中核となって活躍する教育管理職を発掘・育成するために、平成 30 年度までは 30 代の主任教諭 2 年目以上にある者を対象としていたところを、令和元年度からは「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」において、主任教諭相当以上の力が身に付いている者を選抜して、学校や区市町村教育委員会・学校経営支援センター、東京都教育庁人事部及び東京都教職員研修センターが協働し、計画的・継続的に学校マネジメント能力の育成を図るプログラムを実施する。

**イ 学校リーダー育成プログラムの流れ****(ア) 学校マネジメント講座**

校長、区市町村教育委員会及び学校経営支援センターが、将来の管理職候補者とし

て資質・能力のある主任教諭を選抜し、選抜された教員は、学校、区市町村教育委員会及び学校経営支援センターにおいて、受講者のキャリア形成や学校マネジメントに関わる講習を受講することにより、学校マネジメント能力の育成を図る。

(イ) 学校リーダー育成特別講座

学校マネジメント講座修了者の中から、区市町村教育委員会及び学校経営支援センターが特に選抜した自地区及び自校の中核となって活躍することが期待される者について、都教育庁人事部主催の年間4回（宿泊を含む。）にわたる学校リーダー育成特別講座を受講させることを通して、学校マネジメントを学び、学校マネジメント能力を高めた学校管理職による学校経営につなげる。また、女性管理職の発掘や早期育成に向けて、女性教員優先の選抜枠を設け、意図的な人材育成を図るとともに、平成29年度からの教育管理職B選考の受験資格見直しに伴い対象を拡大し、研修の更なる充実を図る。

(ウ) 教育管理職B選考受験のメリット

学校マネジメント講座や学校リーダー育成特別講座を修了した者は、東京都教職員研修センターの教育管理職候補者B養成講座を受講することにより、教育管理職B選考の一部を免除する。また、学校リーダー育成特別講座を修了し、教育管理職B選考を受験し、合格した者については、区市町村教育委員会は、管理職としてそれぞれの地区内で昇任させること、都立学校は、管理職昇任まで引き続き自校で勤務することができる。

## 2 教育管理職登用の推進（人事部・指導部・福利厚生部）

(1) 宿泊研修における託児サービスの提供 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を中止

子育て中の教員の教育研究員への応募を促進するために、御岳宿泊研究会における託児所となる宿泊施設を準備して子供との宿泊を可能とし、研究時間中の保育を実施する。

(2) キャリア形成を意識したジョブローテーションの推進

「学校管理職育成指針」や「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を活用しながら、管理職及び一般教員のキャリア形成を意識したジョブローテーションを推進するとともに、女性教員の教育管理職等への登用を促進するため、育児、子育て時期における人事異動面での配慮を行う。

(3) 産休・育休中の教員等に対する動画配信の実施（再掲）

円滑な職場復帰や自己啓発を促すことを目的に、最新の教育情報や喫緊の教育課題とその解決の方策などの動画を制作・配信する。

(4) 教職員向け事業所内保育の試行的実施に向けた準備

教職員向け事業所内保育の試行的実施に向けた検討を行う。

## 10 教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる「働き方改革」

### 施策展開の方向性②⑤

#### 教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる学校運営体制を整備します

##### 【施策の必要性】

学校を取り巻く課題が複雑化・多様化し、教員に求められる役割が拡大する中、新学習指導要領の趣旨の実現など、学校教育の更なる充実が求められており、教員の長時間労働の実態は看過できない状況となっています。このことは児童・生徒の学びを支える教員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっています。

このような状況を打破するためには、業務改善やICT化の推進、学校を支える人員体制の確保などの多様な取組を複合的に実施することが必要です。教員の負担軽減を図ることは、教員の長時間労働の改善はもとより、教員の職の魅力を高めることにもつながるなど、教育の質の向上という点において大変重要です。

#### 1 学校を支える人員体制の確保（人事部・指導部）

- (1) 70歳まで働こうキャンペーン ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を縮小して実施の予定

教科指導等のノウハウを有する教員OB等を一層活用し、教育の質の維持向上を図るため、定年退職後70歳まで働く意欲を醸成するキャンペーンを実施する。

- (2) 教員の校務負担軽減のための新たな時数軽減

豊富な知識と経験を有する教員OB等を活用し、負担の大きい校務を担う教員の授業時数を軽減する。

- (3) 小学校における英語教育に関する指導体制の整備（再掲）

英語指導の専門性の確保や新学習指導要領の実施に伴う教員の負担増加に対応するため、22学級以上の大規模な学校に英語の専科指導教員を配置し、それ以外の学校には英語を専門的に指導するための講師時数を措置する。

- (4) 学校マネジメント強化モデル事業（再掲）

副校長の負担を軽減し、学校経営に集中できる環境を整備するため、副校長を直接補佐する会計年度任用職員を配置する「学校マネジメント強化モデル事業」を平成29年度から実施している。

学校に配置された会計年度任用職員は、1日当たり5時間又は7時間45分、1月当たり16日勤務し、副校長の指示の下、調査業務や服務関係の事務処理など、副校長が直接行う必要のない業務に従事する。

なお、小・中学校に配置する会計年度任用職員については、区市町村教育委員会が選考及び配置を行い、都教員委員会は財政的支援を行う。

令和2年度は、会計年度任用職員の活用事例を整理・蓄積するとともに、副校長の負担軽

減等を確認し、本事業のより効果的な活用に向けた検証を進めていく。

(5) スクール・サポート・スタッフ配置支援事業

配布物の印刷等、必ずしも教員でなくてもできる業務を教員の代わりに行う会計年度任用職員を配置する区市町村教育委員会に対して、都教育委員会がその任用費用を補助するスクール・サポート・スタッフ配置支援事業を平成30年度から実施している。これにより、教員の負担軽減を図り、児童・生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備する。

補助対象経費は、スクール・サポート・スタッフの雇用に係る報酬、社会保険料及び期末手当に相当する経費であり、1日6時間で週5日、年間42週の勤務を基準としている。

## 2 在校時間の適切な把握と意識改革の推進（人事部・地域教育支援部）

(1) 在校時間の適切な把握と活用

都立学校では、登下校時にカードリーダーで打刻を行うこと等により、教員の在校等時間を客観的に把握している。令和2年4月1日からは、「都立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」等に基づき、教員が業務を行う時間を把握し、業務の削減や勤務環境の整備を進めることとしている。引き続き、管理職が教員の在校等時間を適切に把握し、必要に応じて指導・助言等を行うことを通じ、メンタルケアの更なる充実や、長時間労働の改善を含めたライフ・ワーク・バランスの実現を図る。

(2) 出退勤管理システムの導入支援

働き方を見直すためには、まずは全ての教職員の勤務時間を適切に把握した上で、教職員の意識改革を図っていくことが重要である。このため、平成30年度から区市町村教育委員会が教職員の在校時間把握等のために整備する出退勤管理システムの導入経費に対して支援を行っており、令和2年度も引き続き支援していく。

## 3 教員業務の見直しと業務改善の推進（地域教育支援部）

(1) 統合型校務支援システムの導入支援

教員の主たる業務である成績処理、通知表・指導要録、名簿管理など校務をICT化する統合型校務支援システムを導入することにより、職員全体の業務負担の軽減が可能となる。このため、平成30年度から区市町村教育委員会が統合型校務支援システムを導入する経費に対して支援を行っており、令和2年度も引き続き支援していく。

## 4 部活動の負担の軽減（指導部）

(1) 部活動指導員の配置・活用 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を縮小して実施

部活動指導員を配置し、都立学校及び公立中学校における教員の勤務負担軽減を図りながら、部活動の一層の充実を推進する。

**施策展開の方向性②⑥****多角的に学校を支援する体制を構築します****【施策の必要性】**

学習指導要領の改訂や社会的な要請に基づく教育課題の増加などにより、様々な対応が学校教育に求められています。これらの期待に応えていくためには、地域人材、豊かな知識や経験を有する高齢者、専門性を備えたスタッフ、教員OBなど、多様な外部・専門人材を、学校を支える人員体制として確保することが必要です。こうした人材の量的な拡大に伴い、学校ではその確保に係る負担が大きくなっていることに加え、外部・専門人材に児童・生徒に対する理解を深めてもらうことなど、学校ならではの資質・能力の向上も重要な課題となっています。

また、国際交流等を進めるためには、新たな交流先の開拓や交流手法についての調整などを、各学校が外国の機関と行うなど教員の専門外の事項への対応も必要となっており、その負担が一層増加しています。

教員の負担軽減と教育の質の向上の両立を図っていくためには、これまでになかった多面的アプローチが必要です。

**1 一般財団法人東京学校支援機構（TEPRO）との連携による学校への支援（総務部）****(1) 一般財団法人東京学校支援機構（TEPRO）との連携**

ア 教員の負担軽減と教育の質の向上の両立を図るため、学校をきめ細かくサポートする全国初の多角的支援組織として、令和元年7月1日に一般財団法人東京学校支援機構（TEPRO）を設立した。当財団においては、以下の三つの機能を柱として展開し、学校の実情を踏まえたきめ細かく継続的な支援を実施する。

- (ア) 学校が必要とする人材を開拓・紹介する「人材バンク」を設置し、学校を支えるために必要な研修を行うなど多様な人材を確保する機能
- (イ) 教員の懸案事項を専門家に相談し、法律的知見に基づく助言を受けられる窓口の設置など教員をサポートする機能
- (ウ) 学校施設における小口・緊急修繕工事を包括的に受託するなどの事務センター機能  
令和2年度は、当財団との連携による多角的な学校支援及び今後開始を予定する事業の実施準備を行う。

特に、新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校の臨時休業により新たに必要となる外部人材の確保など、学校から TEPRO へ寄せられる期待に十分に対応できるよう、緊密な連携を図る。

## 11 質の高い教育を支える環境の整備

### 施策展開の方向性⑦

#### 教員一人一人の健康保持の実現を図ります

##### 【施策の必要性】

学校教育を推進していくためには、教員一人一人が心身ともに健康であることが大前提です。

平成 26 年には労働安全衛生法の一部を改正する法律が公布され、翌 27 年には改正「労働安全衛生法」に基づく「ストレスチェック制度」に関する厚生労働省令が出されました。

また、平成 30 年 7 月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、これに伴う改正後の「労働安全衛生法」が、平成 31 年 4 月 1 日に施行されました。

これらの制度改正は、社会の情勢や働く環境が変化する中で、労働者が様々なストレスを感じ続けることで精神的な負担が次第に大きくなってきたことに対応したものであり、教員も対象となっています。

メンタルヘルス不調を未然に防止し、こころの健康の保持・増進を図っていくためには、日頃からこころの健康について、教員自身に関心をもつことが何より重要です。しかし、メンタルヘルス不調は、潜在的なストレスにより発生し、徐々に進行するため、本人も気づきにくいことが特徴です。

また、教員のこころの健康問題は、児童・生徒に与える影響も大きいいため、周囲の適切な対応も必要です。

このため、心身ともに健康な教員、ストレス等によりこころの不調が出始めている教員、そして既にメンタルヘルス不調に陥ってしまった教員など、その状態に応じたメンタルヘルス対策を推進する必要があります。さらに、メンタルヘルス対策を効果的に推進するためには、教員一人一人の意識に加え、管理監督者も積極的に関与し、常に職場環境や教員の状況を的確に把握して、予防に関わる取組を、継続的かつ計画的に実施していくことが重要です。

#### 1 教員のメンタルヘルス対策等の取組の推進（福利厚生部）

##### (1) 教職員のメンタルヘルス対策

###### ア 早期相談体制の充実

精神の不調を覚えた段階で、土曜日及び日曜日に、周りの目を気にすることなく医療機関ではない場所で相談できるよう、区部と多摩地区にそれぞれ相談窓口を設置している。

###### イ 啓発

「こころの病」に対しては「早期自覚」、「早期対処」が重要との認識に立って、様々な啓発活動を展開する。

- (ア) 学校等が開催するメンタルヘルスセミナー等に臨床心理士等を講師として派遣
- (イ) (ア)の派遣を行った際、新規採用教員に対して、個別カウンセリングを実施
- (ウ) 全教職員に啓発冊子を配布

## ウ 副校長ベーシックプログラム

副校長は学校経営の要であり、副校長が不在の場合には、学校運営に多大な影響が生じる。このため、新任副校長を対象として、総合的な人材育成の一環として、カウンセリングによるこころのケアとともに、実務的な講義や演習などを内容とする「副校長ベーシックプログラム」を実施する。

## エ ストレスチェック等の実施

メンタルヘルスに対する意識を高め、「早期自覚」、「早期対処」につなげる心理的な負担の程度を把握するための検査として、ストレスチェックやストレス検査を行う。

都立学校においては、ストレスチェック結果に基づく集団分析結果を基にした職場環境改善アドバイザー派遣を実施する。また、昨年度に引き続き有識者による検討委員会を設置し、教員のストレス要因をより適切に把握するための教員向けストレスチェック調査票によるストレスチェックの実施に向け、具体的な運用を検討する。

## オ リワークプラザ東京を活用した復職支援

リワークプラザ東京では、精神疾患で休職した教員の円滑な職場復帰と再休職の防止を目的として、学校で行う職場復帰訓練に対して、精神科医である健康相談員や、臨床心理士等による復職アドバイザーを配置し、復職に向けた支援を行う。

## (2) 都立学校教職員の健康診断

ア 都立学校教職員の健康保持・増進を図るため、学校保健安全法、労働安全衛生法等に基づき、一般健康診断（呼吸器系健診、生活習慣病健診、消化器系健診）、採用時及び復職後健診並びに特定化学物質・有機溶剤等取扱業務従事者健診を実施する。特別健診として、女性健診、VD T健診、腰痛健診、C型肝炎ウイルス検査及び前立腺がん検査を実施する。実施に当たっては、巡回健診の日程確保や健診機関で実施する来院健診枠の拡大を図り、一般健康診断の受診機会確保に努める。

イ 健診結果が緊急に医療機関で受診をすべき値の場合は、本人及び管理職に緊急連絡を行うほか、二次健診の受診対象者に対して受診勧奨を実施し、疾病の予防や早期発見につなげていく。

## (3) 都立学校の安全衛生管理

## ア 安全衛生組織

労働安全衛生法及び東京都立学校安全衛生組織等設置規程に基づき、都立学校教職員の職場における安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進している。都教育委員会は「都立学校安全衛生委員会」を設置し、各都立学校に安全衛生に関する情報を提供している。また、各都立学校は、安全衛生委員会を設置し、産業医、衛生管理者等を選任し、配置している。

## イ 長時間労働者への面接指導

労働安全衛生法の改正等に伴い、平成31年度から拡充した産業医による長時間労働者への面接指導制度に基づき、長時間労働が著しい者については、対象となる要件により本人の申出なしに面接指導を実施する。

## ウ 産業医に対する研修会の実施

都立学校産業医に対して、メンタルヘルスを中心とした研修会を年に3回実施する。

## エ 衛生管理者の資格取得支援

都立学校教職員が衛生管理者の資格を取得するための講習会等への参加に対し、公費負

担を行う。

#### オ 保護具の措置

都立学校に勤務する職員の労働災害及び健康障害を防止するため、東京都立学校労働安全衛生保護具措置規程に基づき、一般技能職員に対し、保護具を措置する。

### 施策展開の方向性⑳

#### 質の高い学校教育を支える施設・設備等を整備します

##### 【施策の必要性】

都立学校においては、阪神・淡路大震災を契機とし、計画的に校舎等の耐震補強や改築を推進してきた結果、平成 22 年度末までに全ての都立学校の耐震化が完了しました。また、区市町村立学校においては、平成 31 年 4 月 1 日現在、耐震化率は 99.0%となっています。

発災時において、学校施設が児童・生徒の安全を確保する場となるだけでなく、避難所として必要な機能が発揮できるよう、引き続き、非構造部材の耐震化など、都立学校及び小学校・中学校における震災対策を推進していく必要があります。

また、都立学校及び小学校・中学校において、夏季における良好な教育環境を確保するため、学校施設における空調設備の整備を進めていくことが必要です。

さらには、「よく分かる授業」を実現するため、全都立学校に導入した I C T機器を効果的に活用した「主体的・対話的で深い学び」の授業により、思考力・判断力・表現力等を伸ばできるようにすることが重要です。加えて、教員の働き方改革の観点からも、I C T機器の活用により校務情報の一元化を図るなど、業務の効率化を図るための仕組みを構築していかなければなりません。

#### 1 学校施設の耐震化の推進（地域教育支援部・都立学校教育部）

##### (1) 公立小・中学校等における震災対策の推進

学校施設における耐震化の緊急性・重要性に鑑み、国庫補助に加え、都独自の支援事業を時限的に実施し、公立小・中学校の耐震化の推進を図ってきた。

また、東日本大震災を契機にその重要性が再認識された非構造部材の耐震化についても、平成 25 年度から、国庫補助に加え、区市町村への財政支援を行っている。

##### (2) 都立学校における震災対策の推進

都教育委員会では、阪神・淡路大震災を契機とし、災害時における児童・生徒等の安全を確保するとともに、被災した都民の避難場所としての機能を充実するため、東京都耐震促進改修計画等に基づき、都立学校校舎等の耐震補強や改築を計画的に推進し、平成 22 年度末までに全ての都立学校の耐震化を完了した。

一方、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災においては、全国の多くの学校施設で天井材、照明器具、外壁（外装材）など非構造部材の落下による被害が発生した。都立学校でも一部かつ軽微ではあるが、天井材が落下するなどの被害が発生したことから、特に天井高が高く致命的な事故につながるおそれがある屋内運動場を優先して、天井材等の落下防止対策を計画的に実施することとした。

屋内運動場については、平成 24 年度に実施した専門家による総点検の結果を踏まえて平成 25 年度から 4 か年（平成 28 年度まで）の耐震化改修工事を計画的に行った。

また、校舎棟等の非構造部材についても、平成 26 年度から耐震化改修工事を計画的に行っている。

## 2 ブロック塀等の安全対策の推進（地域教育支援部・都立学校教育部）

### (1) 公立小・中学校等におけるブロック塀等の安全対策の推進

大阪北部地震を契機に、その重要性が認識されたブロック塀等の安全対策について、平成 30 年度から、国庫補助に加え、区市町村への財政支援を行っている。

### (2) 都立学校におけるブロック塀等の安全対策の推進

ブロック塀等について、撤去・新設を中心とした安全対策工事を実施する。その際、撤去後に新設する塀について、一部の学校では国産の木材を活用する。

## 3 国産木材の利用の促進（地域教育支援部・都立学校教育部）

### (1) 公立学校木の教育環境整備補助事業

我が国の伝統的な建築材料である木材を活用した温かみと潤いのある教育環境の中で、たくましく心豊かな児童生徒を育成するため、令和元年度から、区市町村が国庫補助事業により行う木材を活用する施設整備事業のうち、国産木材を活用する事業に対して支援事業を開始した。令和 2 年度からは、国庫補助事業で対象としていない小規模な施設整備や物品購入を都独自に支援することにより、学校施設における国産木材の活用を促進していく。

### (2) 都立学校における国産木材の利用の促進

国産木材の利用推進に資するため、都立学校のプール塀等に国産木材を活用する。

## 4 空調設備の整備の促進（地域教育支援部・都立学校教育部）

### (1) 公立学校施設冷房化支援特別事業

児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、公立小・中学校の普通教室に冷房を導入する区市町村に対し、平成 22 年度から国の補助に上乗せした都独自の補助を行い、公立学校施設の冷房化の支援を実施してきた。平成 26 年度からは防音性が求められる等早急に教育環境の整備が必要な特別教室（図書室、音楽室、視聴覚室及びパソコン教室）を、平成 27 年度からは普通教室で代替の利かない特別教室（理科室、家庭科室、調理室、被服室、図工室、美術室及び技術室又はそれに準じた教室）を、令和元年度からは給食室を支援対象に加え、区市町村の学校教育環境整備が推進されるよう支援を行っている。

### (2) 公立学校屋内体育施設空調設置補助事業

児童・生徒の良好な教育環境の確保と被災時の避難所機能の強化のため、公立小・中学校の学校体育館等へ空調設置を行う区市町村に対し、都独自の補助制度を平成 30 年度から実施している。

#### ア 国の補助制度を活用した空調設置に対する支援

特別教室等と同様に国の補助金を活用し、体育館等へ空調設備の設置を行う区市町村に対し支援を実施している。

#### イ リース方式を活用した空調設置に対する支援

国が施設整備補助の対象としていない、区市町村がリース契約により行う体育館等への

空調設備の整備についても、令和元年度から支援を実施している。

### (3) 都立学校における空調設備の整備

都立高等学校の体育館等について、可能な学校から順次工事を行い、早急に空調設備の設置を進める。

また、都立高等学校の特別教室のうち、備え付けの機器や火気等を使用して実験・実習を行うなど、普通教室では代替することができない理科系実験室、美術室、工芸室、調理室及び被服室について、計画的に空調設備の設置を進め、教育環境の改善を図る。

## 5 トイレ整備の推進（地域教育支援部・都立学校教育部）

### (1) 公立小・中学校等におけるトイレ整備の推進

児童・生徒にとって安全・安心な環境を確保するとともに、災害時における地域の避難所としての機能を向上させるため、平成 29 年度から、トイレ改修（洋式化等）及び災害用トイレの整備を実施する区市町村に対し、国庫補助に加え、財政支援を行っている。

### (2) 都立学校におけるトイレの洋式化の推進

都立学校において、計画的にトイレの洋式化を進めるとともに、多機能トイレの整備も推進する。また、学校の改築等の際は、洋式トイレを基本として計画し、整備を進める。

## 6 環境に配慮した整備の推進（都立学校教育部）

### (1) 太陽光発電設備の整備

再生可能エネルギーの積極的な活用により環境負荷を軽減し、更には発災時におけるエネルギー供給の確保にも資するため、都立学校の改築工事等を行う際、併せて校舎屋上に太陽光発電設備を整備する。

### (2) 照明のLED化の推進

照明によるエネルギー消費量を削減するため、改築工事等の際、原則としてLED照明とするなど、都立学校のLED化を順次進める。

## 7 「TOKYOスマート・スクール・プロジェクト」の推進（再掲）（総務部）

### (1) 区市町村立学校のICT環境整備・利活用（再掲）

#### ア 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備支援事業

児童・生徒一人一人の理解度や進度に応じて個別最適化された学びや主体的・対話的な学びなどを実現するため、公立小・中学校において校内LANの新設・更新及び電源キャビネットの新設・更新を行う区市町村に対して、国の補助により整備費を支援するのに加えて、令和2年度から国の補助に上乗せした都独自の補助を実施する。

#### イ 公立学校情報機器整備支援事業

児童・生徒一人一人の理解度や進度に応じて、個別最適化された学びや主体的・対話的な学びなどを実現するため、公立小・中学校において1人1台端末の整備を行う区市町村に対して、国の補助の活用を積極的に働き掛けるとともに、端末導入時の機器設定や授業等における利活用について支援する端末導入支援員の配置経費を都独自で補助する。

#### ウ ICT利活用モデル検証事業

公立小中学校におけるICT環境整備を推進するため、先進的にICT機器を整備・活用している区市町村教育委員会の協力を得て、ICT機器の活用及び効果等について実証

研究を行う。また、都内外公立学校、私立学校等の活用事例の調査分析を反映させ、児童・生徒1人1台端末の環境におけるオンライン学習の特徴とその効果を整理し、ICT機器整備モデルの研究及び開発を図る。

エ 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業等を踏まえ、通信基盤・端末整備の前倒しなどを行う区市町村を支援し、オンライン教育の加速化を図る。

(2) 都立学校のICT環境整備・利活用（再掲）

ア 「Society5.0に向けた学習方法研究校」事業

(ア) ICTを活用して、Society5.0に不可欠な生徒一人一人の資質・能力を最大限伸ばす学習方法を開発するための研究を行うモデル校を18校（高等学校及び中等教育学校12校、特別支援学校6校）指定する。

(イ) ICTを活用した学習支援の効果を検証するとともに、学習方法のモデルを開発・類型化し、グランドデザインに基づくICT活用推進計画等を各校で立案・実施する。

イ 採点支援システムの構築・活用

(ア) 採点支援システムを都立高校7校に導入し、定期考査や小テスト等の採点業務を正確かつ効率的に行うことで、採点誤りの防止と教員の業務縮減を図るとともに、問題ごとの正答率等を集計・分析し、授業改善や生徒の補習等の取組を推進する。

(イ) 定期考査や小テスト等のデータを分析し、教員の更なる授業改善と個に応じた指導の充実についての研究を実施する。

ウ ICT支援員の配置・教員向け研修

(ア) 都立学校へのWi-Fi設置、学習支援クラウドサービスの導入等のICT環境整備に当たり、トラブルに迅速に対応し、安定した活用を支援するとともに、専門的見地から活用手法の改善や新たな活用法について支援するためのICT支援員を配置する。

(イ) Society5.0時代に向けて、ICTを活用し、思考力・判断力・表現力・創造力・協働力・情報活用能力などの資質・能力を育成するための教員向け研修を実施する。

エ 教育用ダッシュボード整備に係る調査研究

校務系データと学習系データの効果的な連携方法及び学習系データを蓄積するための基盤（クラウド）構築について研究する。

オ 教育用ICTネットワークの更改

(ア) 都立高等学校、高等学校附属中学校、中等教育学校及び特別支援学校におけるICT環境の充実のため、平成21年度に全校を結んだ教育用ICTネットワークを整備した。

(イ) 令和2年度にネットワーク基盤の更改を迎えるため、基盤更改とともにネットワーク帯域の拡張や運用の改善を行い、継続して情報活用能力を育成する環境を整備する。

カ 校内無線LAN環境の整備

(ア) 生徒が所有するICT機器等の効果的な活用方法や校内ルールづくりなどの研究を行うモデル校を10校指定し、校内無線LAN環境を平成30年度に当該校に整備した。

(イ) 令和2年度に80校（高等学校及び中等教育学校73校、特別支援学校7校）の校内無線LAN環境を整備し、令和3年度以降に全校の無線LAN環境の整備を完了する。

キ 統合型学習支援サービスによる全校オンライン学習環境の整備

教員と児童及び生徒の双方向のオンライン学習等を可能とする統合型学習支援サービスについて、令和2年度から都立高等学校、高等学校附属中学校、中等教育学校及び特別支

援学校の全生徒分のアカウントを発行し、利用を開始する。

ク 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業等を踏まえ、全都立学校への学習支援クラウドサービスの導入やICT支援員の配置など、オンライン教育の加速化を図る。

(3) 教育における先端技術利活用促進事業（再掲）

5GやAR／VR等の先端技術の活用について、都立学校3校程度において実証研究に取り組み、新たな指導方法の検証・試行を行う。

(4) 統合型校務支援システムの整備（再掲）

生徒一人一人の力を最大限に伸ばす質の高い教育の実現及び校務の効率化を図ることを目的としたTOKYOスマート・スクール・プロジェクトを推進するため、統合型校務支援システムのシステム構成及び各サービスの機能要件を精査し、システム化の範囲を決定し構築設計を行う。

## 8 安全対策のための防犯カメラの整備（地域教育支援部）

(1) 公立学校防犯設備整備補助事業

学校内への不審者侵入の抑止・初期対応などの学校内の安全確保の取組を推進するため、公立幼稚園及び小・中学校等への防犯カメラの設置・更新を行う区市町村に対し、引き続き都独自の支援事業を実施する。

## 12 家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動

### 施策展開の方向性<sup>(29)</sup>

**学校と家庭、地域・社会が一体となり、子供を見守り、育てる教育活動を推進します**

#### 【施策の必要性】

子供たちの基本的な生活習慣、豊かな心、倫理観、社会的なマナー等の基盤を育むためには、学校と家庭とが子育てや教育について理解を深め合い、一体となって取組を進めていくことが重要です。

また、児童・生徒を取り巻く環境の変化や、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、児童・生徒が健全に成長していくための環境づくりが必要です。特に東京都は都市化が進み、地縁が希薄になる中で、社会全体で子供を見守り、健全育成を推進するためには、学校や地域・社会がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で子育てや教育に取り組む体制を確立することが重要です。

特に、地域・社会においては、学校の様々な教育活動を支援するとともに、児童・生徒が安全に過ごすことができる場、異年齢の友達や異世代の人々と関わり、体験活動や交流活動を行う場、児童・生徒の学びを支援する場などを確保することが特に必要です。

### 1 学校と家庭との連携を図る取組の充実（再掲）（指導部）

#### (1) 学校と家庭の連携推進事業

##### ア 家庭と子供の支援員の配置

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、家庭訪問等を通して、問題を抱える児童・生徒に関わるとともに、その保護者からの相談に応じる「家庭と子供の支援員」（民生・児童委員、保護司、青少年委員、退職教員、退職警察官、心理学系大学生など）を、区市町村教育委員会の希望を踏まえて、小・中学校に配置する。

##### イ 学校と家庭の連携推進会議の設置

「家庭と子供の支援員」を配置した小・中学校において、教職員と同支援員が連携して、計画的に児童・生徒やその保護者の支援を行うことができるようにするため、学校管理職及び教職員と同支援員を構成員とした学校と家庭の連携推進会議を設置し、定期的に支援方策等について協議を行う。

##### ウ スーパーバイザーの配置

「家庭と子供の支援員」が専門家の助言を受けながら、効果的に児童・生徒やその保護者に対して支援を行うことができるようにするため、区市町村教育委員会の方針に基づき、同支援員に定期的に助言を行うスーパーバイザー（弁護士、医師、臨床心理士など）を配置する。

**2 「放課後子供教室」における活動の推進（地域教育支援部）**

- (1) 「放課後子供教室」と「学童クラブ」との一体的な実施
 

多様な保護者ニーズを踏まえた学童クラブとの一体的な実施を推進する区市町村を対象に、活動日数の充実、環境整備や終了時間延長などの取組や、NPO等の専門人材を活用した魅力的な活動プログラムの充実などに対する支援を実施する。
- (2) 「放課後子供教室」の充実
 

区市町村が実施する、子供たちの安全・安心な居場所である「放課後子供教室」における体験・学習活動等の充実に向けた支援を行う。

  - ア 研修機会の充実
 

「放課後子供教室」の運営の中核を担う地域コーディネーターをはじめ、協働活動サポーターやボランティア等を対象に、「地域人材の発掘・活用、子供の発達障害理解」など教室運営や子供への関わり方等をテーマとした研修機会の充実を図る区市町村を支援する。
  - イ 情報提供の充実
 

学習・スポーツ・文化活動や地域住民との交流活動、学童クラブとの連携、地域人材の活用など多様な「放課後子供教室」の活用事例や、実態調査等によりまとめた「放課後子供教室」の実施状況や課題等について、放課後子供教室担当者連絡会議や都教育委員会ホームページ等を活用して情報を提供し、区市町村における「放課後子供教室」の推進を図る。

**3 外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実(再掲)(地域教育支援部・指導部)**

- (1) 「地域未来塾」の促進（再掲）
  - ア 実施地区の拡充
 

関係課長会や担当者会など様々な場を通じて、事業の目的や成果について働き掛けを行うなど、区市町村における「地域未来塾」の推進を図っていく。
  - イ 情報提供の充実
 

各地区の特色的な実践事例、多様な運営方法や効果的な運営方法の好事例についてまとめた「地域未来塾ハンドブック」等を活用し、情報提供を行うとともに、区市町村における放課後等の学習支援の充実を図る。
- (2) 「スタディ・アシスト事業」の実施（再掲）
  - ア 実施地区の拡充
 

「地域未来塾」の実施地区において、学習塾講師等の外部人材を活用し、中学生の進学を目的とした放課後等の学習支援を、平成30年度及び令和元年度のモデル実施を踏まえ、実施地区を拡充し実施する。
  - イ モデル実施の検証
 

進学を目的とした学習支援の効果や効果的な運営方法等について検証する。
- (3) 「校内寺子屋」の推進（再掲）
  - ア 令和2年度に指定した都立高等学校30校において、生徒個々の状況に応じた学力向上の支援
  - イ 外部人材による学習支援体制の構築及び管理
 

放課後及び長期休業日等に、外部人材を活用し、年間240時間程度の学習支援を実施す

る。

ウ 基礎学力の定着状況の把握

(ア) 義務教育段階の基礎学力の定着状況を把握し、対象生徒を決定するための学力調査を実施する。

(イ) 対象生徒の基礎学力の定着状況を把握するため、定期的に学力調査等を実施する。

(4) 「進学アシスト校」事業の実施（再掲）

ア 都立高等学校2校において、大学進学を目指す生徒の資質・能力及び学校の進路実績の向上を支援する。

イ 予備校講師等の外部人材を活用し、大学進学を希望する生徒を対象とした講座を開設し、意欲向上と学力伸長を図る。

ウ 指定校の教員の講座への参加を通して、大学受験に対応した教科指導力の向上を図り、授業改善に生かす。

### 施策展開の方向性③〇

#### 地域・社会の教育資源を活用し、子供を支え伸ばす教育活動を推進します

##### 【施策の必要性】

社会全体で学校教育を支援し、質の高い教育を提供できるようにするため、地域等の外部人材を積極的に活用した教育を推進することが必要です。

また、児童・生徒の健全育成を推進するために、学校や地域・社会がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制を構築することが重要です。

#### 1 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組の充実（地域教育支援部）

(1) 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組の充実

ア 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の概要

企業・大学・NPO等の社会的資源が有する専門的教育力を学校内外の教育活動に効果的に導入する仕組みづくりを目的とし、広域的に展開される学校・家庭・地域・社会の協働を進め、教育力の再構築を図るための取組を支援する。

イ プログラムアドバイザーによる小・中学校等の教育活動の支援

企業等が提供する教育プログラムを小・中学校等に効果的に導入するためのアドバイスをを行う2分野（教科学習支援・キャリア教育支援）のプログラムアドバイザーを配置する。学校等を訪問して助言を行うとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現を支援するため、小中学校等の教育課程内で活用できる教育プログラムの開発や情報提供を行う。

ウ 地域学校協働活動の推進を支援する研修等の実施

「地域学校協働本部」の設置促進と活性化に向け、「地域学校協働活動推進フォーラム」の開催や、統括・地域コーディネーターの資質向上のための研修・交流機会の提供等、広域的な視点から区市町村を支援する取組を行う。

エ 会員団体が提供する教育プログラムの活用推進

協議会ホームページや広報誌等で、企業やNPO等の会員団体が提供する教育プログラムを紹介する。

## 2 「地域学校協働活動」の推進（地域教育支援部）

### (1) 「地域学校協働本部」の設置・促進

#### ア 地域学校協働活動推進事業の概要

「地域学校協働活動推進事業」は、地域全体で子供たちの学びや成長を支える仕組みである「地域学校協働本部」の設置・促進を通じて、学校支援活動をはじめ、地域と学校が連携・協働し行う地域学校協働活動を支援する取組である。

#### イ 情報提供の充実

各地区の特色的な実践事例等を収集し、啓発資料や広報誌等を活用した情報提供を行い、区市町村における「地域学校協働活動推進事業」の推進を支援する。

### (2) 統括コーディネーターの配置促進

地域コーディネーターを支える仕組みとして、コーディネーター同士の交流を図り、情報の共有化を促進する役割を担う統括コーディネーターを区市町村単位で配置を行い、地域学校協働活動の推進を支援する。

### (3) 学校内地域交流拠点（コミュニティハウス）の設置支援及び設置に向けた調査研究の実施

#### ア 学校内地域交流拠点（コミュニティハウス）の設置支援

学校支援活動や子供たちの放課後活動の支援等の地域学校協働活動の推進を図るとともに、様々な活動を通じて元気高齢者の社会参加を促進するため、学校の敷地内に地域交流拠点の設置を支援する。

#### イ 学校内地域交流拠点（コミュニティハウス）の設置に向けた調査研究の実施

区市町村における教育支援の人材として参加しやすい環境づくりを目指し、「元気高齢者」をはじめとした地域人材の確保の促進方策として、学校敷地内への活動拠点の設置に関する調査研究を実施する。

## 3 地域と共にある学校づくりの推進（都立学校教育部）

### (1) 地域との連携・協働による学校運営の推進

ア 地元商店街、企業、NPO等とのネットワークである地域学校協働本部と連携・協働し、地域との連携・協働をブランドイメージとする「地域連携リーディング校」の取組を支援する。

イ 区市町村教育委員会等との連携を強化し、地域の小・中学生と高校生とが交流するなど地域と密着した「地域密着型教育活動推進校」の取組を支援する。

**関連する施策展開**

- 幅広い年代の都民の学習機会を充実するため、社会教育施設の利用者への適切なサービスを提供します
- 文化財に対する保護の必要性や重要性を広く都民に周知します

**1 都立図書館におけるサービスの充実（地域教育支援部）**

(1) 情報サービスの推進

首都東京の広域的・総合的情報拠点として都民の調査研究を支援するこれまでの事業に加え、「都立図書館実行プラン to 2020」（平成 30 年 1 月策定）に基づき、以下のような事業に取り組み図書館サービスの向上を図る。

ア 東京 2020 オリンピック・パラリンピック関連情報をはじめとした「東京」情報を国内外に広く提供・発信する。

中央図書館 1 階の 3 展示コーナー（オリンピック・パラリンピック、伝統・文化、Books on Japan）の活用や、企画展示・講演会等イベントの充実、オリンピック・パラリンピック関連の Web コンテンツ充実等により、一層の機運醸成と利用促進を図る。

また、オリンピック・パラリンピック関係資料の収集や、区市町村立図書館との連携事業による機運醸成にも取り組む。

さらに、「東京」に関する情報の拠点として、江戸・東京関係コンテンツの充実や国内外に向けた情報発信を強化する。

**【平成 30 年度】**

- ・所蔵数（平成 30 年度末） 図書 2,633,901 冊、雑誌 25,888 種、新聞 1,379 種
- ・入館者数 <中央> 336,294 人 <多摩> 211,890 人
- ・企画展示 <中央> 1 回
- ・講演会 <中央> 1 回
- ・「Tokyo アーカイブ」 アクセス数 600,417 件 コンテンツ数 52,543 件

イ 東京に集う人々の多様な知的活動や「学び」を支援する。

資料収集やサービス等への各種調査結果を踏まえたニーズの反映、レファレンスサービスの PR 強化等により、多様な学びの支援に取り組む。

中央図書館では、重点的情報サービスのターゲットを明確化した上で、講演会や関連機関との連携事業等を企画・実施する。多摩図書館では「東京マガジンバンクカレッジ」事業として、ワークショップや講演会、企画展示等を定期的・継続的に開催し、カレッジパートナーとの協働や交流の活性化を図るほか、児童・青少年の読書活動の推進を図る事業を行う。

また、外国語資料や各国情報の一層の充実、外国人向けツアー・ガイドの実施、大使館や国際交流団体との連携事業実施等により、外国人を含む多くの方の利用を促進する。

さらに、都内の学校に対して行っている児童・生徒の読書や学習活動、教職員の授業研究及び学校図書館運営等への支援事業を引き続き実施するとともに、都庁各部局への資料・情報面での支援強化を図る。

【平成30年度】

- ・レファレンス件数 〈中央〉 54,217 件 〈多摩〉 17,849 件
- ・政策立案支援サービス  
レファレンス 2,158 件、資料の貸出 945 冊、複写枚数 7,225 枚
- ・企画展示 〈中央〉 4 回 〈多摩〉 5 回
- ・講演会・セミナー 〈中央〉 13 件 〈多摩〉 8 件
- ・学校支援サービス  
学校からのレファレンスや読書相談 322 件  
職場体験の受入れ 〈中央〉 5 校、14 名 〈多摩〉 6 校、45 名  
校外学習の受入れ 〈中央〉 6 校、997 名 〈多摩〉 14 校、2,079 名

ウ 「ハコ・モノ・ヒト」の充実を図り、より良い利用環境を構築する。

調査研究や学習活動、読書活動など様々なニーズや活動に応えるため、施設・設備面での整備や、電子書籍など I C T 化に対応した多様な情報源へのアクセス環境整備を図る。

中央図書館では、劣化度調査に基づく修繕計画に基づき改修工事を行う。また、他の文化施設、図書館、自治体等への施設貸出を促進することにより、都立図書館の資料の活用、来館促進につなげる。

また、利用者と資料・情報をつなぐ司書の専門的資質向上を図るため、O J T や各種研修を実施することにより人材の育成を促進する。

【平成30年度】

- ・交流ルーム、コミックコーナーの新設
- ・オンラインデータベースの導入数 34 種類（無料 33、有料 1）
- ・電子書籍のタイトル数 2,118 タイトル

エ 広報活動を刷新し、積極的な情報発信や PR を行う。

都立図書館の存在やサービスの認知度を高めて利用を促し、既利用者にも所蔵資料の魅力を伝え十分に資料を活用してもらうため、広報に関する取組を更に強化する。館外において開催されるイベントへの出展や、ホームページ、ソーシャルメディア（Twitter 及び Facebook）の活用等により、都立図書館のサービスや事業の周知を図る。

また、ホームページやデジタルサイネージなど各種広報媒体での多言語による発信を推進する。

【平成30年度】

- ・都立図書館ホームページ（トップページ）アクセス数 836,731 件
- ・SNS 利用状況 Twitter フォロワー数 13,786 人、Facebook リーチ数 344,491 人
- ・館外イベント 3 回

(2) 区市町村立図書館への協力支援

ア 区市町村立図書館に対し、協力貸出や研修等多様な協力事業の展開を図るとともに、統合検索システム等を活用した区市町村立図書館間の協力体制の整備を支援する。

【平成30年度】

- ・都内区市町村立図書館への協力貸出  
図書 66,131 冊、雑誌 5,631 冊 合計 71,762 冊
- ・区市町村立図書館職員等に対するレファレンス研修などの専門研修 延べ 13 回

イ 都全体の図書館サービスの向上を目指し、東京都公立図書館長連絡会や東京都図書館研

究交流会等により、区市町村立図書館との連携・協力を図る。

【平成 30 年度】

- ・東京都公立図書館長連絡会 全体会 2 回・幹事会 2 回
- ・東京都図書館研究交流会 4 回

## 2 子供の読書活動の推進（地域教育支援部）

平成 27 年 2 月に策定した「第三次東京都子供読書活動推進計画」に基づき、不読率の更なる改善、読書の質の向上及び読書環境の整備に向けた取組を行う。

### (1) 成長段階に合わせた取組

- ア 乳幼児の読書活動の推進
- イ 小・中学生の読書活動の推進
- ウ 高校生等の読書活動の推進
- エ 特別な支援を必要とする児童・生徒の読書活動の推進

### (2) 読書活動推進の基盤づくり

- ア 読書活動推進状況等の調査
- イ 読書活動を支える人材の育成

### (3) オリンピック・パラリンピック開催を見据えた読書活動の充実

- ア 学校におけるオリンピック・パラリンピック教育を通じた調べ学習の充実
- イ オリンピック・パラリンピック関連資料の紹介（都立図書館）

## 3 体験活動の充実（地域教育支援部）

東京スポーツ文化館（区部ユース・プラザ）及び高尾の森わくわくビレッジ（多摩地域ユース・プラザ）において、各施設の利用サービスの提供、それぞれの施設の特徴を生かしたユース・スクエア事業、社会教育事業や文化・スポーツ教室を実施し、広く都民に文化・学習活動やスポーツ活動の機会と場を提供する。両施設とも管理・運營業務は P F I 方式で行っており、東京スポーツ文化館は、P F I 区部ユース・プラザ（株）が、高尾の森わくわくビレッジは京王ユース・プラザ（株）がそれぞれ受託している。

### (1) 東京スポーツ文化館（区部ユース・プラザ）

【平成 30 年度】（延べ人数）

- 文化・学習施設及びスポーツ施設の利用者 298,532 人
- 社会教育事業（都委託事業）参加者 415 人
- 施設を利用したスポーツ教室等の参加者 11,526 人

### (2) 高尾の森わくわくビレッジ（多摩地域ユース・プラザ）

【平成 30 年度】（延べ人数）

- 文化・学習施設、スポーツ施設及び野外活動施設の利用者 235,646 人
- 社会教育事業（都委託事業）参加者 5,563 人
- 施設を利用した文化・スポーツ教室等の参加者 1,043 人

## 4 適切な文化財の保護施策の実施（地域教育支援部）

都教育委員会は、区市町村教育委員会、文化財の所有者、都民等の協力を得て文化財保護行政のより一層の充実に努めるとともに、文化財の公開・活用を図ることにより、文化財保護思想の普

及に努めている。

(1) 文化財の保護

ア 文化財保護審議会

東京に伝わる有形・無形の文化財の保護に努めるとともに、文化財の公開・活用を推進するため、教育委員会の諮問に応じて文化財の指定、保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、これらの事項について教育委員会に建議する。

(令和元年9月15日現在 都指定文化財総数 825件)

(ア) 令和元年度東京都指定文化財として諮問したもの等

a 新たに指定するもの

- (a) 東京都指定有形文化財（建造物） 旧赤坂仮皇居御会食所（明治記念館本館）
- (b) 東京都指定有形文化財（建造物） 旧本田家住宅
- (c) 東京都指定有形文化財（彫刻） 木造慈恵大師坐像
- (d) 東京都指定有形民俗文化財 多摩川中流域の船大工用具
- (e) 東京都指定名勝及び史跡 牧野記念庭園（牧野富太郎宅跡）

イ 文化財調査活動

都内に遺存する文化財の現状を把握するとともに、急激な開発事業の進行と生産様式・生活様式の変化に直面している文化財及び伝統的技術の現存状況の実態を調査し、保護計画立案の資料とする。平成24年度から平成28年度までで、東京都に所在する近代化遺産（建造物等）について、歴史的沿革、建築技術・技法に関する調査を悉（しつ）皆的に実施する「東京都近代化遺産総合調査」を行った。

ウ 文化財の保存助成

国指定及び都指定文化財を良好な状態において保存し後世に伝えるために、文化財の解体復原修理、破損修理、無形文化財の保存・伝承に関する事業など、多額の経費を要するものに対して、補助・助成する。

【平成30年度】 国指定文化財 85件、都指定文化財 44件の助成を実施

エ 文化財の保護管理

文化財保護法及び東京都文化財保護条例に基づき、都教育委員会が管理団体となっている文化財の管理を行うほか、指定文化財の所有者又は管理者に対して、管理公開謝礼を支払う。

【平成30年度】 206件

オ 文化財保護思想の普及

文化財に対する保護の必要性や重要性を広く都民に周知するため、文化財保護思想の普及充実を図る。「文化財の保護」、「東京の文化財」等の啓発資料の作成及び配布、文化財記録映画作成を行う。また、都民俗芸能大会や日本伝統工芸展の共催など文化財関係事業の共催・後援事業を行う。

カ 東京文化財ウィーク

東京文化財ウィークは、令和元年度で22回目となり、都民への文化財情報の周知やウィークへの参加を推進してきた。

平成24年度から平成29年度まで文化財の紹介と文化財をより身近なものと感じてもらうため、文化財を巡るコースを設定し、テーマを決め、パンフレットを作成・配布した。

令和元年度の都内全域での文化財の公開は、252か所503件、また、10月から11月まで

の2か月間に文化財に関わる事業の展開は257事業となった。

キ 銃砲刀剣類の登録

都民の所持する美術品又は骨董品として価値のある火縄式銃砲等古式銃砲及び美術品として価値のある刀剣類の登録を行う。

【平成30年度】新規登録数1,744件

ク 博物館の登録等

教育及び文化の発展に寄与することを目的とした都内に所在する博物館について、博物館法に基づき登録、登録事項の変更及び登録の抹消を行う。また、博物館建設計画等について、その求めに応じて、設置及び運営に関する専門的、技術的指導及び助言を行う。

【平成30年度】博物館相当施設の指定1件

(2) 埋蔵文化財の保護管理

ア 埋蔵文化財の保護管理

都内に残されている埋蔵文化財（土地に埋蔵された文化財）を保護するため、遺跡の周知徹底を図る。遺跡の保存が難しい場合は、発掘調査を実施し記録保存を行う。また発掘調査の成果を活用し、普及啓発を行う。

(ア) 埋蔵文化財発掘調査等

【平成30年度】

- ・文化財保護法に基づく発掘届等処理件数 4,483件
- ・国（公社・公団含む。）及び東京都の開発事業に先立ち実施する発掘調査の指導監督27件

(イ) 東京都埋蔵文化財年報等の報告書刊行

(ウ) 区市町村教育委員会が実施する埋蔵文化財発掘調査事業等及び埋蔵文化財の活用事業に対する補助

【平成30年度】

- ・遺跡緊急発掘調査費補助 40区市町
- ・埋蔵文化財保存活用整備事業 8区市町

(エ) 行政担当者を対象とした埋蔵文化財担当者会議の開催

(オ) 広く都民を対象とした遺跡調査・研究発表会の開催

イ 出土品の保管（埋蔵文化財収蔵庫）

都内埋蔵文化財の調査により出土した資料等を収蔵管理し、資料等の貸出しにより活用を進め埋蔵文化財の広報・普及を図る。

【平成30年度】

- ・展覧会利用による博物館等への貸出 51件

ウ 東京都立埋蔵文化財調査センターの管理運営

発掘調査に伴う出土品と調査記録等を適切に保管するとともに、調査研究、出土品等の資料展示による普及事業を行う。

なお、埋蔵文化調査センターの管理運営は、平成18年4月から指定管理者制度を導入し、現在は公益財団法人東京都スポーツ文化事業団へ委託している。

(ア) 多摩ニュータウン区域内からの出土品を中心とした常設展示・企画展示

(イ) 縄文時代集落の遺跡を遺跡庭園「縄文の村」として整備・公開

(ウ) 博物館や文化財関係機関等の要請に応じた収蔵品の貸出し

【平成 30 年度】

・入館者数 28,465 人

## 5 東京都教育の日（地域教育支援部）

都民の教育に対する関心を高め、次代を担う子供たちの教育に関する取組を都民全体で推進し、都における教育の充実と発展を図るため、平成 16 年 2 月に、毎年 11 月の第一土曜日（令和 2 年度は 11 月 7 日）を「東京都教育の日」と定めた。

また、10 月から 11 月までの間を「東京都教育の日」推進期間とし、「東京都教育の日」の趣旨にのっとった事業を、都内の学校、区市町村及び都庁各局において実施している。

## 新型コロナウイルス感染症への緊急対策一般会計補正予算等関連事業

### 1 ICTを活用したオンライン教育の推進（111.7億円）

（都立学校）

都立学校において、民間の学習支援クラウドサービスの活用やネットワーク環境が整っていない生徒への臨時休業中のモバイルルータの貸出しなどを実施し、オンラインでの学習支援を可能とするとともに、個に応じた学びが全校で実施できるよう基盤となる環境整備を行う。また、都立中学校及び中等教育学校前期課程における生徒1人1台端末整備を前倒して実施するとともに、オンライン学習の定着と加速化に向けて都立学校へのモバイルルータの配備を推進する。

（区市町村立学校）

区市町村立学校における臨時休業中のICTを活用した学習環境の整備を支援するとともに、全区市町村立学校で今年度中に通信基盤整備が完了できるよう国のGIGAスクール構想を活用した整備への支援を前倒して行う。また、学習用PC等が家庭にない児童・生徒に対して、区市町村の学校配備端末を活用してもなお不足する台数を都が緊急で貸し出すとともに、モバイルルータの貸出しについて支援する。

### 2 小学生向けの生活・学習番組の放映（2.8億円）

臨時休業中の子供たちの生活や学習の習慣付けを支援するため、小学生向けテレビ番組を放映する。

### 3 学校における感染症予防対策（46.7億円）

（都立学校）

マスクや手指消毒液、非接触型体温計など、都立学校における保健衛生用品を整備し、サーモグラフィーやアクリル板など感染症対策用品について整備を進める。

（区市町村立学校）

区市町村立学校における感染症予防のための保健衛生用品の整備や、サーモグラフィーやアクリル板など感染症対策用品について、区市町村立学校での整備を支援する。

### 4 「昼食」提供支援（2.2億円）

（都立学校）

臨時休業中に、都立特別支援学校において学校給食に代わる「昼食」を提供する場合に、食材費の一部を支援する。

（区市町村立学校）

臨時休業中に、児童・生徒の居場所の確保等を行い、その一環として各学校において「昼食」を提供する場合、それに伴う経費の一部について区市町村へ補助を実施する。

### 5 都立学校における修学旅行等の中止や延期に係る追加的費用への支援（0.5億円）

臨時休業等に伴う修学旅行等の中止や延期に係る追加的費用について、保護者の経済的な負担軽減を図るための支援を実施する。

## IV 令和2年度教育庁所管予算(当初)

### 1 令和2年度教育庁所管予算総額

#### (1) 総括表

区 分		令和2年度	令和元年度	増(△)減	増減率
歳 出	職 員 費	千円 602,939,507	千円 600,276,472	千円 2,663,035	% 0.4
	人 件 費	472,695,292	469,592,613	3,102,679	0.7
	そ の 他	130,244,215	130,683,859	△ 439,644	△ 0.3
	事 業 費	264,558,493	243,089,528	21,468,965	8.8
	計	867,498,000	843,366,000	24,132,000	2.9
歳 入	使用料及手数料	16,177,624	16,611,531	△ 433,907	△ 2.6
	国庫支出金	139,024,366	136,001,646	3,022,720	2.2
	財産収入	141,798	146,453	△ 4,655	△ 3.2
	繰入金	38,782,335	32,856,949	5,925,386	18.0
	諸収入	6,486,328	9,751,589	△ 3,265,261	△ 33.5
	都 債	13,673,000	11,873,000	1,800,000	15.2
	計	214,285,451	207,241,168	7,044,283	3.4
差引一般財源充当額		653,212,549	636,124,832	17,087,717	2.7

IV  
令和2年度  
教育庁所管予算

## (2) 歳出予算

区 分	令和2年度	令和元年度	増(△)減	増減率
1 教育管理費	千円 46,459,000	千円 40,719,000	千円 5,740,000	% 14.1
2 小中学校費	465,872,000	458,314,000	7,558,000	1.6
3 高等学校費	144,463,000	141,311,000	3,152,000	2.2
4 特別支援学校費	82,344,000	78,761,000	3,583,000	4.5
5 福利厚生費	1,367,000	1,300,000	67,000	5.2
6 退職手当及年金費	46,968,000	46,816,000	152,000	0.3
7 教育指導奨励費	23,403,000	15,145,000	8,258,000	54.5
8 社会教育費	9,624,000	9,500,000	124,000	1.3
9 施設整備費	46,998,000	51,500,000	△ 4,502,000	△ 8.7
教育庁所管予算額合計	867,498,000	843,366,000	24,132,000	2.9

IV  
令和2年度  
教育庁所管予算

## (3) 歳入予算

区 分	令和2年度	令和元年度	増(△)減	増減率
7 使用料及手数料	千円 16,177,624	千円 16,611,531	千円 △ 433,907	% △ 2.6
1 使用料	15,788,706	16,199,763	△ 411,057	△ 2.5
2 手数料	388,918	411,768	△ 22,850	△ 5.5
8 国庫支出金	139,024,366	136,001,646	3,022,720	2.2
1 国庫負担金	132,077,714	130,227,521	1,850,193	1.4
2 国庫補助金	6,882,557	5,725,600	1,156,957	20.2
3 委託金	64,095	48,525	15,570	32.1
9 財産収入	141,798	146,453	△ 4,655	△ 3.2
1 財産運用収入	85,807	90,494	△ 4,687	△ 5.2
2 財産売却収入	55,991	55,959	32	0.1
11 繰入金	38,782,335	32,856,949	5,925,386	18.0
2 公営企業会計繰入金	63,240	0	63,240	—
3 基金繰入金	38,719,095	32,856,949	5,862,146	17.8
12 諸収入	6,486,328	9,751,589	△ 3,265,261	△ 33.5
4 受託事業収入	1,020	998	22	2.2
5 収益事業収入	1,848,000	3,196,000	△ 1,348,000	△ 42.2
8 物品売却代金	683	1,179	△ 496	△ 42.1
9 雑入	4,636,625	6,553,412	△ 1,916,787	△ 29.2
13 都債	13,673,000	11,873,000	1,800,000	15.2
教育庁歳入合計	214,285,451	207,241,168	7,044,283	3.4

2 性質別内訳

区 分		令 和 2 年 度		令 和 元 年 度		増 ( △ ) 減	増減率
		金 額	%	金 額	%		
給 与 関 係 費	人 件 費	千円 472,695,292	54.5	千円 469,592,613	55.7	千円 3,102,679	% 0.7
	通 勤 等 手 当	130,244,215	15.0	130,683,859	15.5	△ 439,644	△ 0.3
	そ の 他	104,854,759	12.1	96,421,354	11.4	8,433,405	8.7
	計	707,794,266	81.6	696,697,826	82.6	11,096,440	1.6
	物 件 費	59,793,991	6.9	47,691,663	5.7	12,102,328	25.4
	維 持 補 修 費	2,520,665	0.3	2,539,839	0.3	△ 19,174	△ 0.8
	扶 助 費	1,370,991	0.2	1,452,363	0.2	△ 81,372	△ 5.6
	補 助 費 等	32,678,677	3.8	28,394,801	3.4	4,283,876	15.1
	投 資 的 経 費	59,671,848	6.9	66,399,508	7.9	△ 6,727,660	△ 10.1
	出 資 金	3,667,562	0.4	190,000	0	3,477,562	1,830.3
	合 計	867,498,000	100	843,366,000	100	24,132,000	2.9
	職 員 費 計	602,939,507	69.5	600,276,472	71.2	2,663,035	0.4
	事 業 費 計	264,558,493	30.5	243,089,528	28.8	21,468,965	8.8

IV 令和2年度  
教育庁所管予算

### 3 一般会計のうち教育庁所管予算の占める割合

区 分		令和2年度	令和元年度	増(△)減
教育庁所管予算	歳出予算	百万円 867,498	百万円 843,366	百万円 24,132
	特定財源	214,285	207,241	7,044
	一般財源	653,213	636,125	17,088
一般会計総額	歳出予算	7,354,000	7,461,000	△107,000
	特定財源	1,848,554	1,643,659	204,895
	一般財源	5,505,446	5,817,341	△311,895
百分比	歳出予算	11.8%	11.3%	—
	特定財源	11.6	12.6	—
	一般財源	11.9	10.9	—

### 4 令和2年度教育庁予算主要事業

事 項	令和2年度予算額
1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育	29,655,721千円
2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育	4,850,393千円
3 グローバルに活躍する人材を育成する教育	7,522,640千円
4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育	46,881,885千円
5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育	6,066,664千円
6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育	1,901,511千円
7 オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育	5,863,858千円
8 これからの教育を担う優れた教員の育成	4,188,203千円
9 教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる 「働き方改革」	20,107,998千円
10 質の高い教育を支える環境の整備	78,307,038千円
11 家庭、地域・社会と学校とが 連携・協働する教育活動	6,150,742千円
計	151,823,120千円

※事項1～11の各計数は、再掲事業を含む。「計」欄については、再掲事業を調整しているため、事項1～11の合計と一致しない。

なお、東京都教育ビジョン(第4次)における生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」については、全て再掲事業であるため、予算主要事業では省略する。

事 項	令和2年度 予 算 額	概 要 [ [新] : 新規事業 ]	
1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育	29,655,721千円	<p>(1) きめ細かい指導を行い、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ります。  児童・生徒の学力向上を図るための調査等（悉皆）  学力格差解消に向けた教員の加配校への支援  放課後子供教室推進事業、地域未来塾  スタディ・アシスト事業  ICTの活用における通信制課程の改善・充実  エンカレッジスクールサポート事業  校内寺子屋  「学びの基盤」プロジェクト  島しょの高校におけるICT活用  進学アシスト校の設置  習熟度別少人数指導の推進  就学前教育と小学校教育の一層の充実</p> <p>(2) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します。  持続可能な社会づくりに向けた教育の推進事業  知的探究イノベーター推進事業  アクティブ・ラーニングの推進  TOKYOスマート・スクール・プロジェクト</p>	<p>27,075,131 千円</p> <p>2,580,590 千円</p>
2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育	4,850,393千円	<p>(1) 我が国の産業を支える専門的な力を伸ばす職業教育を推進します。  ビジネスを実地に学ぶ商業教育の改革  農業系高校のGAPに関する取組の推進  産業高校における新類型の設置の検討  工業系高校PRワークショップ[新]  東京未来ファクトリーの実施[新]  工業教育に関する調査研究[新]  家庭・福祉高校（仮称）の設置準備  大島海洋国際高校における海洋教育の充実</p> <p>(2) 科学的に探究する力を伸ばす理数教育を推進します。  理科教育支援推進事業  理数研究校、科学の祭典、理数アカデミー  医学部等への進学を希望する生徒による「チーム」の結成  理数研究ラボ  理数リーディング校  理数科の設置準備  高大接続に関する連携事業[新]</p> <p>(3) 高度に情報化した社会で活躍できる力を伸ばす教育を推進します。  TOKYOスマート・スクール・プロジェクト（再掲）  情報教育に関する啓発・指導  理数科の設置準備（再掲）</p>	<p>2,101,689 千円</p> <p>167,672 千円</p> <p>2,581,032 千円</p>
3 グローバルに活躍する人材を育成する教育	7,522,640千円	<p>(1) 生きた英語が身に付き、コミュニケーション能力を伸ばす教育を推進します。  小学校英語教科化に向けた専科指導教員の配置促進  都立高校入学者選抜英語検査の改善  Diverse Link Tokyo Edu  「TOKYO GLOBAL GATEWAY」の運営  英語科教員の海外派遣研修  東京イングリッシュ・エンパワーメント・プロジェクト  東京グローバル10  多摩地域における体験型英語学習施設の検討[新]</p> <p>(2) 我が国や郷土の伝統・文化への理解を深める教育を推進します。  文化プログラム・学校連携事業  日本の伝統・文化教育の推進  都立学校における文化部活動の推進  全国総文祭開催準備</p>	<p>5,880,401 千円</p> <p>343,116 千円</p>

IV 令和2年度  
教育庁所管予算

事 項	令和2年度 予 算 額	概 要 [ [新] : 新規事業 ]	
		(3) 文化の多様性を尊重し、国際社会の発展に寄与する態度を育てる教育を推進します。 国際交流コンシェルジュの運営 東京体験スクール 次世代リーダー育成道場 国際バカロレアの取組 多言語学習の充実	1,299,123 千円
4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育	46,881,885千円	<p>(1) 自分の未来を切り拓く力を育むキャリア教育を充実します。 都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業 都立高校における起業・創業の学習、主権者教育の充実 高大接続に関する連携事業[新] (再掲)</p> <p>(2) 障害のある児童・生徒の能力を最大限伸ばし、自立と社会参加・貢献を実現するための教育を充実します。 発達障害教育の推進 医療的ケアの充実、医療的ケアを必要とする児童・生徒への通学支援 特別支援学校におけるセンター的機能の発揮 特別支援学校等における外部専門家の活用 病弱教育部門設置等による病弱教育の充実 聴覚障害特別支援学校における教育相談の充実 特別支援学校寄宿舎を活用した自立生活訓練 「アートプロジェクト展」の開催 特別支援学校生の海外芸術体験プログラム 就学奨励費の充実 高等学校における医療的ケアの充実[新] 在宅訪問教育における分身ロボットのモデル導入 学校におけるインクルージョンに関する研究[新]</p> <p>(3) 社会的な自立を支援する学びのセーフティネットを構築します。 給付型奨学金 多子世帯に対する授業料支援[新] 教育支援センター機能強化補助事業[新] 不登校特例校の設置支援 都立学校における不登校・中途退学対策 学びのセーフティネット事業 外国人児童・生徒等対応事業 在京外国人入学者選抜枠の拡大 (高校8校) 日本語指導の充実 日本語学級の設置 (小学校24校 中学校19校) 海外帰国生徒教育の推進 海外帰国生徒学級 (高校4校) 中国引揚生徒学級 (高校3校)</p>	<p>271,502 千円</p> <p>39,215,630 千円</p> <p>7,394,753 千円</p>
5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育	6,066,664千円	<p>(1) 生命を大切にできる心や他人を思いやる心、規範意識等を育む教育を充実します。 中学校道徳教育モデル校 東京都独自の道徳教育教材集の作成・配布 学校動物飼育指導の充実 都立学校におけるボランティア活動の充実</p> <p>(2) いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育を推進します。 スクールカウンセラーの全校配置 シニア・スクールカウンセラーの配置 スクールソーシャルワーカー活用事業 心のケア支援事業 いじめ相談ホットライン、いじめ相談カードの配布 SNSを活用した教育相談体制の整備 いじめ啓発資料作成等 学校問題解決サポートセンター 学校と家庭の連携推進事業 SNS等の適正な使い方の啓発強化</p>	<p>108,265 千円</p> <p>5,958,399 千円</p>

事 項	令和2年度 予 算 額	概 要 [ [新] : 新規事業 ]	
6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育	1,901,511千円	<p>(1) 生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む教育を推進します。  体力向上施策の推進  東京都統一体力テストの実施(悉皆)  中学生「東京駅伝」大会  コーディネーショントレーニングの実践研究  エンジョイスポーツプロジェクト[新]  国際スポーツ大会を契機とした体力向上施策の実施  都立学校等における部活動指導の充実  都立高校等のスポーツ特別強化校の指定  高校生元気アップスポーツ交流事業  部活動指導員の配置  特別支援学校におけるスポーツ教育の推進</p> <p>(2) 健康で充実した生活を送るための力を育む教育を推進します。  健康づくりの推進  がん教育の推進  性教育の推進</p> <p>(3) 危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力を育む教育を推進します。  学校における安全教育の推進  防災教育の充実</p>	<p>1,719,376 千円</p> <p>13,777 千円</p> <p>168,358 千円</p>
7 オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育	5,863,858千円	<p>(1) 東京2020大会、さらにその先に社会で活躍するために必要な力を身に付ける教育を推進します。  オリンピック・パラリンピック教育の全校展開  オリンピック・パラリンピアン等の学校派遣  特別支援学校におけるスポーツ教育の推進(再掲)  オリンピック・パラリンピック教育推進支援事業の実施  ボランティア育成、活動支援  オリンピック・パラリンピック教育ウェブサイトの運営  特別支援学校の体育施設活用促進  パラリンピック競技応援校の指定  パラスポーツ体験を通じた被災地等の学校との交流  障害者スポーツを指導する教員の養成  オリンピック・パラリンピック教育アワードの実施  スクールアクション「もったいない」大作戦の実施  国際交流コンシェルジュの運営(再掲)  東京2020大会への児童・生徒の参画  文化プログラム・学校連携事業(再掲)  レガシー報告書等の作成[新]</p>	5,863,858 千円
8 これからの教育を担う優れた教員の育成	4,188,203千円	<p>(1) 優れた教員志望者を養成・確保します。  東京教師養成塾の運営  教員採用選考の充実  70歳まで働こうキャンペーン  小学校職員教員免許取得支援事業  高大接続に関する連携事業[新](再掲)</p> <p>(2) 教員一人一人のキャリアに応じた資質・能力の向上を図ります。  教育者としての高い見識をもち、広い視野で学校経営ができる管理職を育成します。  東京教師道場  若手教員の育成  中堅教諭等資質向上研修  小学校英語教科化に向けた取組の推進(再掲)  体罰の根絶に向けた取組の推進  Web研修用動画の制作・配信  英語科教員の海外派遣研修(再掲)  教職大学院派遣研修  学校リーダー育成プログラム  学校マネジメントの強化</p>	<p>121,104 千円</p> <p>4,067,099 千円</p>

IV 令和2年度  
教育庁所管予算

事 項	令和2年度 予 算 額	概 要 [ [新] : 新規事業 ]	
9 教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる「働き方改革」	20,107,998千円	<p>(1) 教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる学校運営体制を整備します。</p> <p>出退勤管理システム導入支援  タイムマネジメント力向上支援  学校徴収金業務効率化支援  統合型校務支援システム導入支援  スクール・サポート・スタッフ配置支援事業  学校マネジメントの強化(再掲)  公立小中学校事務共同実施支援事業  スクールカウンセラーの配置(再掲)  コミュニティ・スクール導入等促進事業  地域学校協働活動推進事業  70歳まで働こうキャンペーン(再掲)  教員OB等を活用したワークシェア  事業所内保育所の整備  部活動指導員の配置(再掲)  TOKYOスマート・スクール・プロジェクト(再掲)</p> <p>(2) 一般財団法人東京学校支援機構と連携し、多角的に学校を支援します。  一般財団法人東京学校支援機構の運営</p>	<p>19,670,413 千円</p> <p>437,585 千円</p>
10 質の高い教育を支える環境の整備	78,307,038千円	<p>(1) 質の高い学校教育を支える施設・設備等を整備</p> <p>① 教職員のメンタルヘルス対策</p> <p>② 都立高校改革の推進</p> <p>③ 自律的な学校経営の確立(高等学校・特別支援学校)  自律経営推進予算</p> <p>④ 都立学校等におけるICT環境整備  教育用ICT機器、TAIMS端末、ICTセンター等の運用管理  TOKYOスマート・スクール・プロジェクト(再掲)  小・中学校におけるICT利活用モデル検証事業  島しょの高校におけるICT活用(再掲)  ICTの活用における通信制課程の改善・充実(再掲)</p> <p>⑤ 都立高校改革に伴う施設整備等  新規着工  小中高一貫教育校  立川地区チャレンジスクール(仮称)  準備校 2校</p> <p>⑥ 老朽校舎の改築等(高等学校)  ア 校舎改築  継続工事  東村山高等学校、府中東高等学校、竹台高等学校  豊島高等学校、神代高等学校、江北高等学校  千歳丘高等学校、永山高等学校  新規着工  府中高等学校、日野高等学校  準備校 3校  イ 校舎の大規模改修等  大規模改修  継続工事  城東高等学校  準備校 2校  増改修等  継続工事  家庭・福祉高等学校(仮称)  準備校 1校</p> <p>⑦ 東京都特別支援教育推進計画に伴う施設整備  ア 校舎改築  継続工事  水元小合学園、花畑学園、光明学園  八王子西特別支援学校、水元特別支援学校  準備校 3校  イ 校舎の大規模改修等  増改修等  新規工事</p>	78,307,038 千円

事 項	令和2年度 予 算 額	概 要 [ [新] : 新規事業 ]	
		<p>八王子特別支援学校 継続工事 王子特別支援学校、矢口特別支援学校 七生特別支援学校、立川学園特別支援学校（仮称） 町田の丘学園、久留米特別支援学校（仮称） 準備校 3校</p> <p>⑧ 都立学校の老朽化対策（長寿命化改修） ⑨ 都立学校の環境改善（高等学校・特別支援学校） 緑化 ⑩ 新しい学校づくり重点支援事業 ⑪ 防災対策の推進 公立学校の震災対策 非構造部材耐震化支援 都立学校の震災対策（高等学校） 非構造部材の耐震化 学校施設の塀の安全対策</p> <p>⑫ 国産木材の活用 ⑬ トイレ整備（洋式化等） ⑭ 緊急地震速報システムの活用 ⑮ 校庭芝生化の推進 緑の学び舎づくり補助事業 都立学校の環境改善（芝生化）</p> <p>⑯ 空調設置 ⑰ 公立学校の防犯カメラシステム整備 ⑱ 都立高校入学者選抜採点システム ⑲ 都立学校のゼロエミッション化に向けた調査研究等[新] ⑳ 新たな「東京型教育モデル」の推進[新]</p>	
11 家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動	6,150,742千円	<p>(1) 学校と家庭、地域・社会が一体となり、子供を見守り、育てる教育活動を推進します。</p> <p>地域教育推進ネットワーク東京都協議会の運営 T o k y o スクール・コミュニティ・プロジェクト 放課後子供教室推進事業（再掲） 学校との連携による高齢者の活躍促進事業 地域学校協働活動推進事業（再掲） 「こころの東京革命」教育推進事業 東京都教育の日等 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト 学校と家庭の連携推進事業（再掲） 地域における家庭教育支援基盤形成事業 公立幼稚園一時預かり事業 マガジンバンクの運営 多摩図書館 埋蔵文化財の保護 文化財保護管理等 文化財保護管理 国指定 16件 都指定 234件 文化財保存助成 国指定 64件 都指定 43件 文化財情報の外国人旅行者等への提供 ユース・プラザ整備等事業 東京スポーツ文化館、高尾の森わくわくビレッジ</p>	6,150,742 千円

IV  
令和2年度  
教育庁所管予算

## 5 令和2年度教育庁所管予算総括表

### I 歳出予算

区 分	令和2年度予算額	令和元年度予算額	増(△)減	増減率
教 育 費	867,498,000 千円	843,366,000 千円	24,132,000 千円	2.9%

### II 債務負担行為

区 分	令和2年度予算額	令和元年度予算額
債務負担行為のI	37,853,073 千円	37,336,789 千円

### Ⅲ 教育庁所管予算内訳

科 目	令和2年度予算額	令和元年度予算額	増 ( △ ) 減
教 育 管 理 費	46,459,000 千円	40,719,000 千円	5,740,000 千円

1 教育委員会費 28,508 千円

(1) 委員の報酬 委員 5人 25,740 千円

(2) 運営費 定例会 年24回 2,768 千円  
臨時会 年 2回

2 管理費 22,496,704 千円

(1) 職員費 5,148,346 千円

総務部等の各部・各事業所の人件費、その他職員関係費

総務部 178人

都立学校教育部 117人

地域教育支援部 22人

人事部 94人

福利厚生部 10人

多摩教育事務所 18人

島しょ出張所 16人

計 455人

定数外 72人

(2) 事業費 17,348,358 千円

ア 退職教員等の活用 7,051,432 千円

イ 教職員被服貸与 44,361 千円

ウ 「東京都教育の日」の普及啓発 500 千円

エ 災害発生時の緊急連絡システムの運営 19,083 千円

オ 緊急地震速報システムの活用 14,582 千円

カ 緑の学び舎づくり事業 47,968 千円

広報・普及啓発等

キ 学校における働き方改革の推進 4,856,283 千円

出退勤管理システム導入支援

タイムマネジメント力向上支援

学校徴収金業務効率化支援

統合型校務支援システム導入支援

スクール・サポート・スタッフの配置支援 学校マネジメント強化モデル事業 70歳まで働こうキャンペーン等	
ク 一般財団法人東京学校支援機構に対する補助	437,585 千円
ケ その他管理運営費	4,876,564 千円

3	調査広報費			49,164 千円
	(1) 調査統計			25,884 千円
	教育人口推計調査等	4種		
	(2) 広報・広聴			23,280 千円
	刊行物	3種		
4	行政訴訟費			44,999 千円
	教育委員会関係行政事件訴訟事務			
	(1) 弁護士謝礼			41,448 千円
	(2) 訴訟及び審査経費			3,551 千円
	係属事件	裁判所関係	20件	
		人事委員会関係	135件	
		行政不服審査	57件	
5	出張所費			73,438 千円
	多摩教育事務所等の管理運営費			
	(1) 多摩教育事務所			39,084 千円
	(2) 島しょ出張所			34,354 千円
	大島出張所			
	三宅出張所			
	八丈出張所			
6	免許及選考費			386,830 千円
	(1) 教育職員免許状授与事務等			78,647 千円
	免許状授与等	68,289件		
	(2) 教員の採用選考等			308,183 千円
	志願者（見込み）	12,000人		
7	教職員任免費			123,571 千円
	教職員の任免、勤務評定、人事異動等事務費			
	対象 公立学校教職員			
8	電子計算事務費			1,761,793 千円
	(1) 公立学校教職員の人事、給与事務の電算処理			1,290,904 千円
	(2) 都立高等学校授業料徴収事務の電算処理等			470,889 千円

9	学校保健給食費		6,235,024 千円
		(債務負担行為限度額)	1,177,856 千円)
(1)	学校保健活動の推進		69,958 千円
(2)	学校保健運営費等		543,259 千円
	ア 環境衛生管理等		238,730 千円
	イ 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金		304,529 千円
(3)	健康管理		2,046,870 千円
	ア 都立学校児童・生徒の健康管理		352,366 千円
	結核、心臓、腎臓検診等		
	イ 教職員の健康管理		712,431 千円
	生活習慣病、消化器、結核検診、 教職員のメンタルヘルス対策等		
	ウ 学校医等の嘱託及び学校安全の普及充実		982,073 千円
(4)	学校給食指導		71,293 千円
	学校栄養職員の研修、給食運営管理、都立学校の給食指導等		
(5)	学校給食の運営等		3,503,644 千円
		(債務負担行為限度額)	1,177,856 千円)
	ア 給食の運営		3,496,919 千円
		(債務負担行為限度額)	1,177,856 千円)
	定時制高等学校	55校	
	特別支援学校	55校	
	中高一貫教育校	10校	
	イ 定時制高等学校生徒への夜食費補助		4,830 千円
	ウ 安全・安心な学校給食推進事業		1,895 千円
10	防災対策事業推進費		3,332,620 千円
(1)	公立小中学校及び幼稚園の防災機能強化事業費補助		1,309,359 千円
(2)	公立小中学校及び幼稚園のトイレ整備事業費補助		1,908,237 千円
(3)	公立小中学校の木の教育環境整備事業費補助		115,024 千円
11	冷房化事業推進費		11,926,349 千円
	公立小中学校の施設冷房化事業費補助		
	対象 屋内体育施設、特別教室等		

科 目	令和2年度予算額	令和元年度予算額	増 ( △ ) 減
小 中 学 校 費	465,872,000 千円	458,314,000 千円	7,558,000 千円

1 小学校管理費

312,831,157 千円

規模

区市町村立小学校

学 校 数	1,267 校
学 級 数	20,458 学級
児 童 数	589,747 人

区立義務教育学校（前期課程）

学 校 数	8 校
学 級 数	158 学級
児 童 数	5,026 人

教職員数	<ul style="list-style-type: none"> <li>教員</li> <li>事務職員</li> <li>技術職員</li> <li>計</li> </ul>	31,096 人
		1,244 人
<ul style="list-style-type: none"> <li>計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>休職者</li> <li>在外教育施設派遣者</li> <li>国立大学長期研修者</li> <li>長期社会体験研修者</li> <li>青年海外協力隊</li> <li>教職大学院研修者</li> <li>指導改善研修者</li> <li>学級経営研修生</li> <li>育児休業者</li> <li>計</li> </ul>	448 人
		32,788 人
		248 人
		67 人
		8 人
		10 人
		14 人
		35 人
		3 人
		300 人
		1,526 人
2,211 人		

(1) 職員費

299,432,718 千円

教員・事務職員等の人件費、その他職員関係費

(2) 事業費

13,398,439 千円

ア 非常勤講師報酬

7,386,358 千円

イ 教員OB等を活用したワークシェア

578,776 千円

ウ 市給与等支給事務処理特例交付金

146,213 千円

エ 学校安全体制整備の推進

8,294 千円

地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

オ	新しい学校づくり重点支援事業	107,797 千円
カ	被災児童・生徒就学援助事業	7,313 千円
キ	被災児童・生徒等特別支援教育就学奨励事業	36 千円
ク	緑の学び舎づくり事業 校庭芝生化補助事業等	224,710 千円
ケ	小学校におけるICT活用モデル検証事業	37,510 千円
コ	公立小学校におけるICT環境の整備支援事業	273,000 千円
サ	その他学校管理運営費	4,628,432 千円

2 中学校管理費 153,014,445 千円

規模

区市町村立中学校

学 校 数	本 校	604 校
	分 校	1 校
	計	605 校
	通信教育（併設）	1 校
学 級 数		7,354 学級
生 徒 数	本 校 ・ 分 校	224,061 人
	通 信 教 育	160 人

区立義務教育学校（後期課程）

学 校 数	8 校
学 級 数	89 学級
生 徒 数	2,590 人

都立中高一貫教育校

学 校 数	10 校
学 級 数	108 学級
生 徒 数	4,320 人

白鷗高等学校附属中学校、両国高等学校附属中学校、小石川中等教育学校、桜修館中等教育学校、立川国際中等教育学校、武蔵高等学校附属中学校、富士高等学校附属中学校、大泉高等学校附属中学校、南多摩中等教育学校、三鷹中等教育学校

IV  
令和2年度  
教育庁所管予算

教職員数	教員	教員	15,017 人
		事務職員	601 人
		技術職員	193 人
	定数外	計	15,811 人
		休職者	107 人
		在外教育施設派遣者	14 人
		国立大学長期研修者	2 人
		長期社会体験研修者	10 人
		青年海外協力隊	5 人
		教職大学院研修者	10 人
育児休業者	408 人		
計	556 人		

(1) 職員費 143,466,110 千円

教員・事務職員等の人件費、その他職員関係費

(2) 事業費 9,548,335 千円

ア 非常勤講師報酬 4,124,792 千円

イ 教員OB等を活用したワークシェア 241,794 千円

ウ 新しい学校づくり重点支援事業 53,575 千円

エ 被災児童・生徒就学援助事業 8,366 千円

オ 被災児童・生徒等特別支援教育就学奨励事業 66 千円

カ 緑の学び舎づくり事業 79,873 千円

校庭芝生化補助事業等

キ 都立中高一貫教育校におけるICT環境の整備 109,700 千円

ク 中学校におけるICT利活用モデル検証事業 37,510 千円

ケ 公立中学校におけるICT環境の整備支援事業 273,000 千円

コ その他学校管理運営費 4,619,659 千円

3 入学検査費 23,338 千円

都立中高一貫教育校の入学検査経費

応募者（見込み） 9,443人

4 小中学校施設指導調査費 3,060 千円

区市町村立小中学校の施設整備に関する指導及び調査費

科 目	令和2年度予算額	令和元年度予算額	増 ( △ ) 減
高 等 学 校 費	144,463,000 千円	141,311,000 千円	3,152,000 千円

1 管理費

144,201,477 千円

規模

学 校 数	全 日 制		177 校
	定 時 制	独 立 校	13 校
		併 置 校	42 校
		計	55 校
通 信 制	併 置 校	3 校	
学 級 数	全 日 制		3,283 学級
	定 時 制		544 学級
	計		3,827 学級
生 徒 定 員	全 日 制		128,420 人
	定 時 制		16,320 人
	通 信 制		2,080 人
	計		146,820 人

教職員数	}	教員	9,233 人
		実習助手	375 人
		教員計	9,608 人
		事務職員	990 人
		技術職員	36 人
		一般用務	65 人
		その他職員計	1,091 人
		合計	10,699 人

定数外	}	休職者	53 人
		国立大学長期研修者	5 人
		長期社会体験研修者	5 人
		青年海外協力隊	2 人
		進学指導研修生	10 人
		国際バカロレア教員候補者	2 人
		育児休業者	171 人
		計	248 人

(1) 職員費		96,759,132 千円
教員・事務職員等の人件費、その他職員関係費		
(2) 事業費		47,442,345 千円
ア 非常勤講師報酬		2,833,250 千円
イ 教員OB等を活用したワークシェア		158,967 千円
ウ 定時制教育の振興		4,372 千円
(ア) 定時制高等学校生徒への教科書無償給与		4,253 千円
対象 全学年	656人	
(イ) 定時制高等学校生徒への修学旅行費補助		75 千円
一人当たり 定時制 5,000円 (定額)	} 15人	
通信制 2,000円 (定額)		
(ウ) 定時制高等学校生徒の修学指導事業		44 千円
対象 1年生 宿泊を伴うもの	0人	
宿泊を伴わないもの	10人	
エ 寄宿舎の運営及び賄費		104,996 千円
2寮 定員 266人		
オ 都立高等学校の改革の推進		748,428 千円
国際色豊かな教育環境の整備		
多様な進学ニーズへの対応		
理数科の設置準備		
都立学校魅力発信事業等		
工業教育に関する調査研究等		
カ 都立高等学校における不登校・中途退学対策		34,816 千円
校内体制の強化		
キ 自律的な学校経営の確立		4,868,699 千円
自律経営推進予算		
ク 東京都学校経営支援センターの管理運営		728,829 千円
ケ ものづくり人材育成の推進		17,509 千円
ものづくり人材育成システムの整備		
コ 高等学校就学支援金		11,924,257 千円
サ 高等学校奨学給付金		1,766,753 千円
シ 高等学校給付型奨学金		1,273,046 千円
ス 多子世帯に対する授業料支援		55,347 千円
セ 産業教育設備の整備充実		1,059,183 千円
ソ 都立学校の環境対策		122,132 千円
タ 木材の活用促進		184,735 千円

IV

チ	情報教育の推進	1,081,397 千円
ツ	高等学校におけるICT環境の整備	5,541,774 千円
テ	島しょ高校におけるICT活用	50,052 千円
ト	都立通信制高校運営総合情報システムの構築	58,926 千円
ナ	災害時帰宅困難者支援	61,832 千円
ニ	被災児童・生徒就学援助事業	7,263 千円
ヌ	主権者教育の充実	61,766 千円
ネ	都立高等学校に在籍する障害のある生徒への適切な支援の実施	159,027 千円
ノ	高等学校における医療的ケアの充実	11,681 千円
ハ	日本語指導が必要な生徒への支援	89,293 千円
ヒ	校舎等維持補修費	1,412,851 千円
	建物    延べ 2,881,103㎡	
フ	その他学校管理運営費	13,021,164 千円
2	入学検査費	261,523 千円
	規模	
	応募者（見込み）    75,349人	
(1)	都立高等学校入学者選抜採点システムの整備	146,773 千円
(2)	その他入学検査経費	114,750 千円

科 目	令和2年度予算額	令和元年度予算額	増 ( △ ) 減
特別支援学校費	82,344,000 千円	78,761,000 千円	3,583,000 千円

1 管理費

80,980,851 千円

(債務負担行為限度額

149,572 千円)

規模

都立特別支援学校

視覚障害特別支援学校

学 校 数	4 校	
(併置校)	1 校)	
学 級 数	77 学級	
幼 児 ・ 児 童 ・ 生 徒 数	232 人	
寄 宿 舎	寮	4 寮
	(併置)	1 寮)
定 員	144 人	

( ) 内書

聴覚障害特別支援学校

学 校 数	4 校
学 級 数	150 学級
幼 児 ・ 児 童 ・ 生 徒 数	672 人

肢体不自由特別支援学校

学 校 数	18 校	
(併置校)	14 校)	
学 級 数	594 学級	
児 童 ・ 生 徒 数	2,030 人	
寄 宿 舎	寮	1 寮
	(併置)	1 寮)
定 員	10 人	

( ) 内書

知的障害特別支援学校

学 校 数	42 校	
(併置校)	12 校)	
学 級 数	1,699 学級	
児 童 ・ 生 徒 数	9,682 人	
寄 宿 舎	寮	1 寮
	(併置)	1 寮)
定 員	30 人	

( ) 内書

病弱特別支援学校

学 校 数	5 校 (併置校 5 校)
学 級 数	79 学級
児 童 ・ 生 徒 数	223 人
寄 宿 舎	寮 (併置 1 寮)
	定 員

( ) 内書

区立特別支援学校

区 分	肢 体 不 自 由	知 的 障 害	病 弱	計
学 校 数	1 校	1 校	3 校	5 校
学 級 数	17 学級	32 学級	9 学級	58 学級
児 童 ・ 生 徒 数	50 人	144 人	40 人	234 人
寄 宿 舎	寮	—	3 寮	3 寮
	定 員	—	300 人	300 人

教職員数	教職員計	教員	5,280 人
		寄宿舎指導員	101 人
		実習助手	65 人
		教員計	5,446 人
		事務職員	254 人
		技術職員	97 人
		一般用務	114 人
		その他職員計	465 人
		合計	5,911 人
		定数外	休職者
	在外教育施設派遣者		2 人
	国立大学長期研修者		4 人
	青年海外協力隊		2 人
	育児休業者		251 人
	計	301 人	

(1) 職員費		55,530,438 千円
教員・事務職員等の人件費、その他職員関係費		
(2) 事業費		25,450,413 千円
	(債務負担行為限度額)	149,572 千円)
ア 非常勤講師報酬		956,142 千円
イ 教員OB等を活用したワークシェア		57,474 千円
ウ 寄宿舎の運営及び賄費		134,367 千円
	(債務負担行為限度額)	149,572 千円)
5寮    定員    214人		
エ スクールバスの運行費		7,173,716 千円
オ 聴覚障害特別支援学校における教育相談の充実		21,390 千円
カ 医療的ケアの整備		672,923 千円
キ 特別支援教育の推進		10,468,447 千円
(7) 特別支援教育の充実		2,779,225 千円
特別支援学校におけるセンター的機能の発揮		
肢体不自由特別支援学校における新たな指導体制の導入		
病弱教育部門設置による病弱教育の充実等		
(4) 発達障害教育の推進		7,689,222 千円
公立小中学校への特別支援教室の導入支援		
都立高校生を対象とした教育課程外での特別な指導・支援の実施等		
ク 特別支援学校における情報機器を活用した教育の推進		68,251 千円
ケ 特別支援学校におけるICT環境の整備		634,775 千円
コ 在宅訪問教育における分身ロボットのモデル導入		1,796 千円
サ 自律的な学校経営の確立		1,259,203 千円
自律経営推進予算		
シ 特別支援学校就学支援金		5,757 千円
ス 特別支援学校奨学給付金		2 千円
セ 特別支援学校給付型奨学金		72,612 千円
ソ 都立学校の環境対策		47,608 千円
タ 木材の活用促進		29,631 千円
チ 災害時帰宅困難者支援		28,732 千円
ツ 被災児童・生徒就学援助事業		312 千円
テ 主権者教育の充実		11,220 千円
ト 校舎等維持補修費		189,397 千円
建物    延べ 646,242㎡		
ナ その他学校管理運営費		3,616,658 千円

2 就学奨励費	1,363,149 千円
(1) 就学奨励費等（国庫補助事業）	1,306,472 千円
教科書費ほか 14項目	
(2) 就学奨励費等（都単独事業）	56,337 千円
校外活動等参加費、補助教材費、帰省費等	
(3) 被災児童・生徒等特別支援教育就学奨励事業	340 千円

科 目	令和2年度予算額	令和元年度予算額	増 ( △ ) 減
福 利 厚 生 費	1,367,000 千円	1,300,000 千円	67,000 千円

1 厚生費		387,171 千円
公立学校共済組合東京都負担金等		387,171 千円
2 住宅管理費		800,590 千円
教職員住宅の維持管理		
世帯用	717戸	
単身用	43戸	
計	760戸	
3 教職員住宅建設費		179,239 千円
	(債務負担行為限度額)	17,863 千円)
教職員住宅の建設		179,239 千円
	(債務負担行為限度額)	17,863 千円)

IV

科 目	令和2年度予算額	令和元年度予算額	増 ( △ ) 減
退職手当及年金費	46,968,000 千円	46,816,000 千円	152,000 千円

1 恩給費		97,439 千円
公立学校教職員の恩給費		
(1) 恩給及び退職年金		92,798 千円
普通恩給	26人	
扶助料	48人	
退隠料	1人	
遺族扶助料	4人	
(2) 事務費		4,641 千円
2 退職費		46,870,561 千円
教育委員会事務局職員及び公立学校教職員の退職手当等		
(1) 退職手当		46,866,600 千円
ア 普通退職	4,338人	3,324,877 千円
イ 定年等退職		43,535,679 千円
(ア) 定年退職		36,088,961 千円
幹部	396人	
一般	1,230人	
(イ) 勸奨退職		6,845,331 千円
幹部	22人	
一般	296人	
(ウ) 死傷病等退職		601,387 千円
幹部	4人	
一般	37人	
ウ 特別職退職	1人	6,044 千円
(2) 事務費		3,961 千円

科 目	令和2年度予算額	令和元年度予算額	増 ( △ ) 減
教育指導奨励費	23,403,000 千円	15,145,000 千円	8,258,000 千円

1 管理費		1,177,092 千円
指導部・各事業所の人件費、その他職員関係費		
指導部	51人	
教職員研修センター	22人	
教育相談センター	14人	
計	87人	
定数外	3人	
2 指導研修費		21,644,593 千円
	(債務負担行為限度額)	597,292 千円)
(1) 国際教育の推進		1,876,897 千円
ア 外国人英語等教育補助員		522,269 千円
イ 英語等指導助手 (外国青年招致事業)		1,354,628 千円
(2) 都立高等学校海外留学等支援事業		602,734 千円
次世代リーダー育成道場		
	(債務負担行為限度額)	597,292 千円)
(3) 「TOKYO GLOBAL GATEWAY」の運営補助等		274,364 千円
(4) 多摩地域における体験型英語学習施設の検討		15,000 千円
(5) Diverse Link Tokyo Eduの構築		30,000 千円
(6) 東京イングリッシュ・エンパワーメント・プロジェクトの実施		27,300 千円
(7) 国際交流コンシェルジュの運営		100,143 千円
(8) 海外学校間交流の促進		66,750 千円
(9) 留学生の受入促進		38,000 千円
(10) 多言語学習の充実		52,733 千円
(11) 世界に発信する日本の伝統・文化教育の充実		60,000 千円
(12) 日本や東京の文化等を題材とした英語教材等の活用		59,699 千円
(13) 英語科教員の海外派遣研修		336,600 千円
(14) 英語教育の推進		614,982 千円
東京グローバル10の取組		
英語教育推進校の取組		
都立高校入学者選抜英語検査改善等		
(15) 児童・生徒の「確かな学力」の定着と伸長		62,916 千円
ア 学力格差解消に向けた取組		18,500 千円
イ 児童・生徒の学力向上を図るための調査等		44,416 千円

(16) 学力向上に向けた支援体制の構築	76,321 千円
校内寺子屋の実施	
進学アシスト校の設置等	
(17) 「学びの基盤」プロジェクト	38,558 千円
(18) 都立高等学校学力向上開拓推進事業	46,200 千円
(19) アクティブ・ラーニングの推進	2,410 千円
(20) 知的探究イノベーター推進事業	11,135 千円
(21) 持続可能な社会づくりに向けた教育の推進	7,852 千円
(22) 環境教育推進事業	8,500 千円
(23) スマートスクールの実現に向けたデータ連携と活用の推進	2,581,683 千円
(24) 言語能力の向上	12,528 千円
(25) 理数教育の推進	139,831 千円
理数アカデミー校の取組	
理数リーディング校の取組	
理数研究ラボの取組等	
(26) 主権者教育の充実	2,970 千円
(27) ビジネスを実地に学ぶ商業教育の改革	17,211 千円
(28) 防災教育の充実	154,006 千円
(29) オリンピック・パラリンピック教育の推進	5,571,345 千円
オリンピック・パラリンピック教育の全校展開	
オリンピック・パラリンピアン等の学校派遣	
オリンピック・パラリンピック教育アワードの実施	
被災地等と連携したパラスポーツ体験交流	
学校連携観戦	
中高生ボランティア体験	
文化プログラム・学校連携事業等	
アーカイブ資産の受け入れ等	
(30) 特別支援学校におけるスポーツの振興	33,826 千円
(31) 体力向上施策の推進	176,509 千円
(32) 都立学校等における部活動指導の充実	1,509,041 千円
(33) 不登校・中途退学対策	103,149 千円
ア 公立小中学校等における不登校対策	91,030 千円
教育支援センターの機能強化補助事業等	

イ 都立高等学校における不登校・中途退学対策	12,119 千円
校内体制の強化	
(34) 児童・生徒の健全育成	4,674,219 千円
スクールカウンセラーの配置	
全公立小中学校	
全都立高等学校	
シニア・スクールカウンセラーの配置	
(35) スクールソーシャルワーカー活用事業	413,999 千円
(36) 学校と家庭の連携推進事業	81,263 千円
(37) いじめ総合対策推進事業	66,827 千円
(38) 情報教育に関する啓発・指導	57,314 千円
(39) 問題行動対策事業	207,119 千円
(40) 都立学校におけるボランティア活動の充実	3,450 千円
(41) 道徳教育の推進	39,658 千円
(42) 人権教育	33,470 千円
(43) 体罰の根絶に向けた取組の推進	21,002 千円
(44) ものづくり人材育成の推進	23,280 千円
ア 小中学生ものづくり教育の展開	8,473 千円
イ ものづくり人材育成のための教育プログラムの実施	12,902 千円
ウ 専門高校教員の指導力の向上	1,905 千円
(45) 学校教育指導等	593,644 千円
(46) 外国人児童・生徒対応事業	90,650 千円
(47) 就学指導・相談の実施	21,815 千円
(48) 特別支援教育推進計画に基づく教育内容の充実	24,780 千円
「アートプロジェクト展」の開催等	
(49) 特別支援教育の推進	116,903 千円
発達障害教育の指導内容・方法の充実	
特別支援学校における就労支援等	
(50) 教科用図書採択及び無償給与事務	10,501 千円
(51) 学校問題解決事業	19,775 千円
(52) 教員の資質・能力の向上	358,163 千円
ア 教職員研修センターにおける研修の実施	161,354 千円
若手教員育成研修、中堅教諭等資質向上研修、	
教育管理職等研修、専門研修等	
イ 調査研究等	51,059 千円
ウ 東京教師道場	99,013 千円
エ 教職大学院派遣研修	22,891 千円

オ 特別支援教育コーディネーター育成研修	1,081 千円
カ 研修動画配信システム	3,300 千円
キ Web研修用動画の制作・配信	19,465 千円
(53) 東京教師養成塾の運営	75,568 千円
<b>3 指導施設管理費</b>	<b>581,315 千円</b>
(1) 教職員研修センターの管理運営	352,842 千円
(2) 教育相談センターの管理運営	228,473 千円
ア 管理運営	227,071 千円
イ 教育相談体制の充実	1,402 千円

科 目	令和2年度予算額	令和元年度予算額	増 ( △ ) 減
社 会 教 育 費	9,624,000 千円	9,500,000 千円	124,000 千円

1 管理費 1,425,671 千円

地域教育支援部・各事業所の人件費、その他職員関係費

地域教育支援部 55人  
 図書館 98人  
 計 153人  
 定数外 5人

2 社会教育振興費 4,103,680 千円

(1) 生涯学習審議会等 13,285 千円

ア 生涯学習審議会 7,906 千円

委員 10人

定例会 年 8回

イ 文化財保護審議会 3,372 千円

委員 20人

会議 年 8回

ウ 生涯学習の推進 2,007 千円

(2) 社会教育の指導及び普及 17,728 千円

(3) 社会教育関係職員研修等 4,269 千円

(4) 社会教育活動助成等 37,064 千円

(5) 都立学校公開講座 88,196 千円

(6) 人権学習 11,677 千円

(7) 生涯学習情報システムの運用 4,602 千円

(8) 都立学校施設の開放 18,648 千円

学習・文化施設 34校

体育施設 全校

(9) 地域教育連携推進事業等 728,134 千円

地域未来塾の取組支援

スタディ・アシスト事業

学校との連携による高齢者の社会参加促進事業等

(10) 乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト	6,223 千円
(11) 地域における家庭教育支援基盤形成事業	24,885 千円
(12) 放課後子供教室推進事業	2,668,444 千円
(13) 都立学校における不登校・中途退学対策 自立支援チームによる支援 NPO等と連携した学びのセーフティーネット事業	390,948 千円
(14) 都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラムの実施	89,577 千円
<b>3 文化財保護費</b>	<b>1,295,938 千円</b>
(1) 文化財の保護管理	108,214 千円
ア 文化財管理	77,138 千円
イ 文化財の管理公開謝礼	31,076 千円
(2) 文化財調査	7,442 千円
ア 指定及び解除調査	4,662 千円
イ 特別調査	2,780 千円
(3) 文化財保存助成 国指定64件、都指定43件	898,145 千円
(4) 文化財保護思想の普及 文化財ウィーク 文化財情報の外国人旅行者等への提供等	28,679 千円
(5) 埋蔵文化財緊急発掘調査補助等	82,477 千円
(6) 銃砲刀剣類登録	13,625 千円
(7) 指定管理者による埋蔵文化財調査センターの管理	104,755 千円
(8) 文化財事業	52,601 千円
<b>4 社会教育施設管理費</b>	<b>2,798,711 千円</b>
(1) 青少年社会教育施設の運営等 東京スポーツ文化館 高尾の森わくわくビレッジ	1,277,955 千円
(2) 図書館の管理運営等	1,520,756 千円

科 目	令和2年度予算額	令和元年度予算額	増 ( △ ) 減
施 設 整 備 費	46,998,000 千円	51,500,000 千円	△ 4,502,000 千円

1 都立学校整備費	46,088,046 千円
	(債務負担行為限度額 35,623,652 千円)
(1) 都立高等学校の改革に伴う施設整備	1,974,652 千円
	(債務負担行為限度額 9,410,269 千円)
新規                    2校	
(小中高一貫教育校、立川地区チャレンジスクール (仮称) )	
準備                    2校	
(新国際高等学校 (仮称) 、大島海洋国際高等学校 (実習施設) )	
(2) 特別支援学校再編に伴う施設整備	7,229,025 千円
	(債務負担行為限度額 418,726 千円)
継続                    7校	
(水元小合学園、花畑学園、王子特別支援学校、光明学園、 八王子西特別支援学校、立川学園特別支援学校 (仮称) 、 久留米特別支援学校 (仮称) )	
準備                    2校	
(南多摩地区特別支援学校 (仮称) 、戸山地区学園特別支援学校 (仮称) )	
(3) 特別支援学校の普通教室確保	14,144,307 千円
	(債務負担行為限度額 10,257,186 千円)
新規                    1校	
(八王子特別支援学校)	
継続                    4校	
(七生特別支援学校、水元特別支援学校、矢口特別支援学校、町田の丘学園)	
準備                    4校	
(練馬特別支援学校、あきる野学園、墨田特別支援学校、清瀬特別支援学校)	

(4) 都立学校校舎等の増改築		17,906,105 千円
	(債務負担行為限度額)	14,843,732 千円)
ア 高等学校老朽校舎改築		11,087,459 千円
	(債務負担行為限度額)	7,912,908 千円)
新規	2校	
	(府中高等学校、日野高等学校)	
継続	8校	
	(江北高等学校、神代高等学校、千歳丘高等学校、東村山高等学校、 豊島高等学校、竹台高等学校、府中東高等学校、永山高等学校)	
準備	3校	
	(中野工業高等学校、桐ヶ丘高等学校、東大和高等学校)	
イ 特別支援学校老朽校舎改築		318,297 千円
	(債務負担行為限度額)	4,011,000 千円)
準備	4校	
	(村山特別支援学校、青島特別支援学校、城南特別支援学校、八王子東特別支援学校)	
ウ 都立学校大規模改修		275,961 千円
	(債務負担行為限度額)	284,074 千円)
継続	1校	
	(城東高等学校)	
準備	2校	
	(三田高等学校、大泉桜高等学校)	
エ 都立学校校舎の改修等		6,224,388 千円
	(債務負担行為限度額)	2,635,750 千円)
(5) 都立学校防災機能強化		1,161,853 千円
(6) 障害者スポーツ推進事業		11,210 千円
(7) 都立学校トイレ整備		808,700 千円
(8) 都立学校空調設置		2,817,437 千円
	(債務負担行為限度額)	693,739 千円)
対象	屋内体育施設、特別教室	
(9) 都立学校用地の取得		34,757 千円
	大崎高等学校	

2	社会教育施設整備費	389,527 千円
	(債務負担行為限度額)	286,838 千円)
3	諸施設整備費	520,427 千円
(1)	東京都学校経営支援センターの施設整備	1,056 千円
(2)	教職員研修センターの施設整備	460,951 千円
(3)	埋蔵文化財調査センターの施設整備	11,711 千円
(4)	事業所内保育所の整備	7,732 千円
(6)	教育庁神楽坂庁舎の施設整備	38,977 千円

IV

## 6 債務負担行為

### 債務負担行為のI

番号	事 項	期 間	新規限度額 〔令和2年度以降 継続支払予定額〕
1	都立学校校舎等 新 改 築 工 事	令和3年度～令和8年度 (平成28年度～令和9年度)	35,623,652千円 (132,135,151)
2	都立学校給食調理等 業 務 委 託	令和3年度～令和4年度 (令和2年度～令和3年度)	1,327,428 (1,963,182)
3	都立高等学校海外留学等 支 援 業 務 委 託	令和3年度～令和5年度 (令和2年度～令和4年度)	597,292 (914,135)
4	教 職 員 住 宅 建 築 工 事	令和3年度	17,863
5	中央図書館改修工事	令和3年度	286,838
-	区部ユース・プラザ (仮称)整備等事業	(平成16年度～令和5年度)	(16,675,595)
-	多摩地域ユース・プラザ 運 営 等 事 業	(平成27年度～令和6年度)	(4,893,785)
	計		37,853,073 (156,581,848) 計 194,434,921

## 7 事務局職員定数表

職 種	令和2年度	令和元年度	増(△)減
行 事 務	639 人	628 人	11 人
(一) 技 術	43	42	1
計	682	670	12
医 療 職	13	13	0
計	695	683	12
定 数 外	80	74	6

(教育長、保留・調整定数を含む)

## 8 学校職員定数表

学 校 種 別	令和2年度	令和元年度	増(△)減
小 学 校	32,788 人	32,404 人	384 人
中 学 校	15,811	15,650	161
高 等 学 校	10,699	10,877	△ 178
特 別 支 援 学 校	5,911	5,890	21
計	65,209	64,821	388